

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R5.9.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
佐久 (14)	病	12 長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター	厚生連	小諸市与良町3-2-31	0267-22-1070	※
		医療法人雨宮病院	医療法人	佐久市小田切城下73	0267-82-5311	
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	厚生連	南佐久郡小海町大字豊里78	0267-92-2077	※
		医療法人三世会金澤病院	医療法人	佐久市大字岩村田804	0267-67-2048	※
		軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	軽井沢町	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	0267-45-5111	※
		川西赤十字病院	日赤	佐久市望月318	0267-53-3011	※
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	厚生連	佐久市臼田197	0267-82-3131	※
		くろさわ病院	医療法人	佐久市中込1-17-8	0267-64-1711	※
		医療法人社団軽井沢西部総合病院	医療法人	北佐久郡御代田町御代田4107-40	0267-32-4711	※
		長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	厚生連	佐久市中込3400-28	0267-62-8181	
	佐久穂町立千曲病院	佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	0267-86-2360	※	
	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市	佐久市大字岩村田1862-1	0267-67-2295	※	
	診	2 柳橋脳神経外科	医療法人	小諸市大字諸350	0267-23-6131	
		医療法人山月会小諸医院	医療法人	小諸市荒町2-1-1	0267-22-0250	
上小 (12)	病	11 東御市民病院	東御市	東御市鞍掛198	0268-62-0050	※
		丸子中央病院	医療法人	上田市中丸子1771番地1	0268-42-1111	※
		独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター	国立病院機構	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890	※
		国保依田産病院	依田産医療福祉事務組合	小県郡長和町古町2857	0268-68-2036	※
		医療法人健救会柳澤病院	医療法人	上田市中央西1-2-10	0268-22-0109	※
		医療法人慈善会安藤病院	医療法人	上田市中央西1-1-20	0268-22-2580	※
		医療法人健静会上田病院	医療法人	上田市中央1-3-3	0268-22-3580	※
		医療法人共和会塩田病院	医療法人	上田市大字中野29-2	0268-38-2221	※
		整形外科上田花園病院	医療法人	上田市中央西1-15-25	0268-22-2325	※
		医療法人健和会小林脳神経外科・神経内科病院	医療法人	上田市常田3-15-41	0268-22-6885	※
	長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	厚生連	上田市鹿教湯温泉1308	0268-44-2111	※	
診	1 医療法人慈修会上田腎臓クリニック	医療法人	上田市住吉322	0268-27-2737		

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R5.9.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
諏訪 (6)	病 6	岡谷市民病院	岡谷市	岡谷市本町4-11-33	0266-23-8000	※
		諏訪共立病院	医療法人	諏訪郡下諏訪町矢木町214	0266-28-2012	※
		組合立諏訪中央病院	諏訪中央病院組合	茅野市玉川4300	0266-72-1000	※
		長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	厚生連	諏訪郡富士見町落合11100	0266-62-3030	※
		諏訪湖畔病院	医療法人	岡谷市長地小萩1-11-30	0266-27-5500	※
		諏訪赤十字病院	日赤	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	0266-52-6111	※
上伊那 (3)	病 3	伊那中央病院	伊那中央行政組合	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121	※
		町立辰野病院	辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5	0266-41-0238	※
		昭和伊南総合病院	伊南行政組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	※
飯伊 (11)	病 9	菅沼病院	医療法人	飯田市鼎中平1970	0265-22-0532	
		飯田市立病院	飯田市	飯田市八幡町438番地	0265-21-1255	※
		長野県立阿南病院	長野県立病院機構	下伊那郡阿南町北条2009-1	0260-22-2121	
		下伊那赤十字病院	日赤	下伊那郡松川町元大島3159-1	0265-36-2255	※
		飯田病院	医療法人	飯田市大通1-15	0265-22-5150	※
		健和会病院	医療法人	飯田市鼎中平1936	0265-23-3115	※
		瀬口脳神経外科病院	医療法人	飯田市上郷黒田218-2	0265-24-6655	
		輝山会記念病院	医療法人	飯田市毛賀1707	0265-26-8111	※
		下伊那厚生病院	厚生連	下伊那郡高森町吉田481番地13	0265-35-7511	※
		診 2	市瀬整形外科	個人	飯田市川路4825	0265-27-3311
慶友整形外科			個人	飯田市上郷別府3367-8	0265-52-1152	※
木曾 (1)	病 1	長野県立木曾病院	長野県立病院機構	木曾郡木曾町6613-4	0264-22-2703	※
松本 (16)	病 16	長野県立こども病院	長野県立病院機構	安曇野市豊科3100	0263-73-6700	
		医療法人中勤労者医療協会松本協立病院	医療法人	松本市巾上9-26	0263-35-5300	※

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R5.9.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
		医療法人仁雄会穂高病院	医療法人	安曇野市穂高4634番地	0263-82-2474	
		松本市立病院	松本市	松本市波田4417番地180	0263-92-3027	※
		安曇野赤十字病院	日赤	安曇野市豊科5685	0263-72-3170	※
		社会医療法人抱生会丸の内病院	医療法人	松本市渚1丁目7番45号	0263-33-0385	※
		独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	国立病院機構	松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567	※
		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	松本市旭3-1-1	0263-37-2737	
		医療法人藤森病院	医療法人	松本市中央2-9-8	0263-33-3672	※
		社会医療法人財団慈泉会相澤病院	医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600	※
		医療法人元山会中村病院	医療法人	塩尻市大字広丘高出1614-2	0263-52-3321	
		塩尻病院	医療法人	塩尻市大門6-4-36	0263-52-0145	
		桔梗ヶ原病院	医療法人	塩尻市宗賀1295	0263-54-0012	
		社会医療法人中信勤労者医療協会塩尻協立病院	医療法人	塩尻市棧敷437	0263-53-5353	
		城西病院	医療法人	松本市城西1丁目5番16号	0263-33-6400	
一之瀬脳神経外科病院	医療法人	松本市大字島立2093番地	0263-48-3300	※		
大北	病 2	市立大町総合病院	大町市	大町市大字大町3130	0261-22-0415	※
		長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166	※
長野	病 20	長野寿光会 上山田病院	医療法人	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	026-275-1581	
		山田記念朝日病院	医療法人	長野市大字南堀135-1	026-244-6411	
		東口病院	医療法人	長野市栗田356番地1	026-227-0700	
		信越病院	信濃町	上水内郡信濃町大字柏原380	026-255-3100	
		独立行政法人国立病院機構東長野病院	国立病院機構	長野市上野2丁目477番地	026-296-1111	
		長野県立信州医療センター	長野県立病院機構	須坂市大字須坂1332	026-245-1650	※
		飯綱町立飯綱病院	飯綱町	上水内郡飯綱町大字牟礼2220	026-253-2248	
		医療法人財団大西会千曲中央病院	医療法人	千曲市大字杭瀬下58	026-273-1212	※
		医療法人公仁会轟病院	医療法人	須坂市大字須坂1239	026-245-0126	
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院	厚生連	長野市信州新町上条137	026-262-3111	

資料06-1 救急告示医療機関一覧

(R5.9.1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	住所	電話番号	備考
		長野赤十字病院	日赤	長野市若里5丁目22番1号	026-226-4131	※
		長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	厚生連	長野市松代町松代183	026-278-2031	※
		長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	厚生連	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261	※
		医療法人公生会竹重病院	医療法人	長野市田町2099	026-234-1281	
		医療法人信愛会田中病院	医療法人	長野市大字西和田1-29-8	026-243-1263	
		医療法人健成会小林脳神経外科病院	医療法人	長野市三輪1-5-21	026-241-6221	
		長野医療生活協同組合長野中央病院	長野医療生活協同組合	長野市西鶴賀町1570	026-234-3307	※
		北野病院	医療法人	長野市三輪3-6-10	026-241-0631	
		医療法人新生病院	医療法人	上高井郡小布施町851	026-247-2033	
		長野市民病院	長野市民病院	長野市大字富竹1333番地1	026-295-1199	※
	診	1 伊勢宮胃腸外科	医療法人	長野市伊勢宮1-23-1	026-224-8877	
北信 (2)	病	2 飯山赤十字病院	日赤	飯山市大字飯山226-1	0269-62-4195	※
		長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	厚生連	中野市西1-5-63	0269-22-2151	※
合計	88	病院 診療所	82 6			

(注) 備考欄の※は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

保健所	医療機関数	病院	診療所
佐久	14	12	2
上田	12	11	1
諏訪	7	6	1
伊那	3	3	0
飯田	11	9	2
木曾	1	1	0
松本	16	16	0
大町	2	2	0
長野	7	7	0
長野市	15	14	1
北信	2	2	0
計	90	83	7

資料06-2 災害拠点病院一覧

1 地域災害拠点病院

医療圏名	病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
佐 久	佐久総合病院佐久医療センター	厚生連	450	佐久市中込3400番地28	0267-62-8181
上 小	信州上田医療センター	独立行政法人 国立病院機構	420	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890
諏 訪	諏訪赤十字病院	日赤	455	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111
上 伊 那	伊那中央病院	伊那中央行政組合	394	伊那市大字伊那1313-1	0265-72-3121
飯 伊	飯田市立病院	飯田市	407	飯田市八幡町438	0265-21-1255
木 曾	長野県立木曾病院	地方独立行政法人 長野県立病院機構	197	木曾郡木曾町福島6613-4	0264-22-2703
松 本	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	717	松本市旭3-1-1	0263-35-4600
	相澤病院	社会医療法人 慈泉会	460	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大字大町3130	0261-22-0415
長 野	長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131
	長野市民病院	地方独立行政法人 長野市民病院	400	長野市富竹1333-1	026-295-1199
	南長野医療センター篠ノ井総合病院	厚生連	433	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261
北 信	北信総合病院	厚生連	419	中野市西1-5-63	0269-22-2151

2 基幹災害拠点病院

病 院 名	開 設 者	病床数	所在地	電話番号
長野赤十字病院	日赤	680	長野市若里5-22-1	026-226-4131

(注) 長野医療圏の地域災害拠点病院を兼ねる。

資料06-3 災害用医薬品備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

分類	薬効	一般名 (同等品可)	規格・単位 (同等品可)	1箇所あたり 最低備蓄量
内服薬	睡眠導入剤	ゾルピデム酒石酸塩	5mg錠	800
	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	200mg錠	3,500
		ロキソプロフェンナトリウム	60mg錠	5,000
	抗不安剤	ジアゼパム	2mg錠	400
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	10mg錠	200
	消化器用剤(PPI)	オメプラゾール	10mg錠	100
	消化器用剤(制吐剤)	ドンペリドン	10mg錠(OD可)	200
	消化器用剤(止瀉剤)	ロペラミド塩酸塩	1mgカプセル	300
	消化器用剤(下剤)	酸化マグネシウム	330mg錠	400
	抗菌剤、抗生物質	レボフロキサシン	500mg錠	900
		アモキシシリン	250mgカプセル又は錠	600
		セフカペンピボキシル塩酸塩	100mg錠	1,000
	抗ウィルス剤	オセルタミビルリン酸塩	75mgカプセル	800
	循環器用剤(降圧剤)	アムロジピン	5mg錠	1,000
	冠血管拡張剤	ニトログリセリン	0.3mg舌下錠	200
	抗ヒスタミン剤	ロラタジン	10mg錠	1,000
	ホルモン剤	プレドニゾン	5mg錠	150
	糖尿病用剤	シタグリプチン	25mg錠	400
抗パーキンソン剤	レボドパノカルビドパ	100mg/10mg配合錠	100	
注射薬	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	1% 10mL シリンジ	70
	交感神経刺激剤	エピネフリン	1mg	100
	利尿剤	フロセミド	20mg	20
	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.65mg	50
	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	20mg	40
	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	1g	100
	輸液	低張性電解質液(維持液・3号液)	500mL	200
	生理食塩水	生理食塩水	100mL	200
			500mL	100
外用薬	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩	ゼリー 2% 30mL	10
	抗生物質(外皮用剤)	ゲンタマイシン硫酸塩	軟膏 0.1% 10g	50
	熱傷治療剤	ジメチルイソプロピルアズレン	軟膏 0.033% 500g	5
	消炎鎮痛剤(貼付剤)	ロキソプロフェンナトリウム	貼付剤 100mg	5,000
	消炎鎮痛剤(坐薬)	ジクロフェナクナトリウム	12.5mg	300
		アセトアミノフェン(小児用)	100mg	40
	消毒剤	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 500mL	10
		エチルアルコール	70% 500mL	40
		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒剤	速乾式等 1L	10
		ポピドンヨード	10% 250mL	40
		次亜塩素酸ナトリウム	6% 1.8L	5
	含嗽剤	ポピドンヨード	7% 30mL	50
	合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	点眼剤1.5% 5mL	30
	洗浄用生理食塩水	生理食塩水	500mL	100
	皮膚保護剤	白色ワセリン	500g	3

災害用衛生材料備蓄品目リスト（備蓄場所1箇所あたり）

品目(同等品可)	規格・単位(同等品可)	1箇所あたり最低備蓄量	
		中信	中信以外
絆創膏(粘着性伸縮包帯を含む)	巾12～50mm×長さ9m程度	1,050	700
救急絆創膏(ドレッシング材を含む)	パッド吸収部サイズ4×6cm以下	15,000	10,000
滅菌ガーゼ	30cm×30cm	30	20
	7.5cm×10cm	900	600
カット綿	3～5cm四方 500g	75	50
清浄綿(酒精綿)	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸	12,000	8,000
三角巾	大	75	50
伸縮包帯	巾5～10cm×長さ5m程度	450	300
伸縮ネット包帯	巾10～50mm×長さ20m程度	450	300
プラスチックプリント材	腕用(M)副木	45	30
	足用(L)副木	45	30
マスク	サージカルマスク(ひも、耳かけ問わず)	3,000	2,000
ディスポ手袋(滅菌品)	(双)プラスチック、ラテックス又はニトリル	300	200
ディスポ手袋(未滅菌品)	(枚)プラスチック、ラテックス又はニトリル	3,000	2,000
輸液セット	針(21～23G、翼状針・留置針含む)付き、輸液セットと針は別でも可	1,950	1,300
小児用ディスポ針	針(24Gより細いもの、翼状針・留置針含む)	750	500
ディスポーザブル注射器	1mL	1,500	1,000
	10mL	1,500	1,000
	20mL	1,500	1,000
ディスポーザブル注射針	18G	750	500
	22G	1,500	1,000
ディスポーザブル翼状針	21～23G	1,500	1,000
使い捨て舌圧子	滅菌済	450	300
使い捨てピンセット	滅菌済	225	150

資料06-4 災害用医薬品備蓄場所一覧

名 称	所 在 地	電話・FAX
鍋林(株) 東信営業所	小諸市大字西原字金山 646-10	TEL 0267-25-8131 FAX 0267-25-8141
(株)メディセオ上田支店	上田市大字秋和 262	TEL 0268-22-3510 FAX 0268-24-2949
岡野薬品(株) 諏訪営業所	諏訪郡下諏訪町上赤砂 4353-2	TEL 0266-28-4151 FAX 0266-28-7509
鍋林(株) 岡谷営業所	岡谷市長地小萩 1-13-11	TEL 0266-27-1277 FAX 0266-28-6069
岡野薬品(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村字大畑 6552-1	TEL 0265-72-5271 FAX 0265-78-2528
東邦薬品(株) 南信営業所	駒ヶ根市赤穂 3259-107	TEL 0265-81-6656 FAX 0265-81-6658
(株)メディセオ南信支店	飯田市育良町 2-24-1	TEL 0265-25-2625 FAX 0265-25-5519
鍋林(株) 飯田営業所	飯田市下殿岡 263-1	TEL 0265-25-1600 FAX 0265-25-1644
(株)スズケン 塩尻支店	塩尻市大字棧敷 212	TEL 0263-54-3311 FAX 0265-52-9147
岡野薬品(株)庄内物流センター	松本市本庄 2-6-27	TEL 0263-33-3330 FAX 0263-33-4292
鍋林(株)	松本市双葉 8-10	TEL 0263-27-6555 FAX 0263-25-2057
アルフレッサ(株) 長野支店	長野市稲里町中央 4-4-12	TEL 026-283-6611 FAX 026-284-8066
東邦薬品(株) 長野営業所	長野市川中島町原 521-13	TEL 026-292-7755 FAX 026-293-9005

【事務局】（備蓄無し）

長野県医薬品卸協同組合	松本市中央 4-9-63 松本薬業会館内	TEL 0263-36-7616 FAX 0263-36-7616
-------------	----------------------	--------------------------------------

資料 06-5 災害用衛生材料備蓄場所一覧

地区名	名 称	所 在 地	電話・FAX
東 信	中日本メディカルリンク(株) 佐久営業所	佐久市猿久保 127-6	TEL 0267-68-8810 FAX 0267-68-8479
諏 訪	ハトヤメディカルサポート(株)	諏訪市中洲三ツ俣 5709-31	TEL 0266-52-1555 FAX 0266-52-1557
上 伊 那	中日本メディカルリンク(株) 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村田畑 5565-3	TEL 0265-73-2281 FAX 0265-74-1006
下 伊 那	(株)マスト	飯田市上郷別府 3313-8	TEL 0265-23-6775 FAX 0265-23-0663
中 信	(株)上條器械店	松本市笹賀 7600-19	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952
北 信	共栄医科器械(株)	長野市青木島 1-17-1	TEL 026-284-6011 FAX 026-284-6033
事 務 局	長野県医療機器販売業協会 (備蓄無し)	松本市笹賀 7600-19 (株) 上條器械店内	TEL 0263-58-1711 FAX 0263-58-8952

資料06-6 緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表

1. 乾燥まむしウマ抗毒素

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	佐久保健福祉事務所	0267-63-3111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	諏訪保健福祉事務所	0266-53-6000	同 左
伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	伊那保健福祉事務所	0265-78-2111	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内	木曾保健福祉事務所	0264-24-2211	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左
大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内	大町保健福祉事務所	0261-22-5111	同 左
長野市中御所岡田 98-1	長野保健福祉事務所	026-223-2131	同 左
飯山市静間町尻 1340-1 飯山庁舎内	北信保健福祉事務所	0269-62-3105	同 左
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
飯田市育良町 2-24-1	(株)メディセオ飯田支店	0265-25-2625	同 左
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
松本市本庄 1-5-14	岡野薬品(株)	0263-33-3330	0263-24-0756 警備保障
松本市南原 1-2-3	ナルコ薬品(株)	0263-25-5982	0263-24-0756 警備保障
松本市笹賀 7600-55	(株)メディセオ 松本ビル	0263-86-7400	同 左
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	026-227-8588 警備保障
長野市丹波島 1-712	岡野薬品(株) 長野営業所	026-285-3311	026-227-8588 警備保障
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障
長野市アークス 13-5	(株)信防エディックス	026-228-4161	026-228-5720 警備保障
長野市稲葉 917	(株)メディセオ 長野ビル	026-221-1300	同 左

2. 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から5年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
小諸市大字西原字金山 646-10	鍋林(株) 東信営業所	0267-25-8131	0267-68-6435 警備保障
岡谷市長地小萩 1-13-11	鍋林(株) 岡谷営業所	0266-27-1172	0266-53-6462 警備保障
松本市双葉 8-10	鍋林(株) 松本営業所	0263-27-6501	0263-24-0756 警備保障
松本市本庄 1-5-14	岡野薬品(株)	0263-33-3330	0263-24-0756 警備保障
松本市南原 1-2-3	ナルコ薬品(株)	0263-25-5982	0263-24-0756 警備保障
松本市笹賀 7600-55	(株)メディセオ 松本ビル	0263-86-7400	同 左
長野市稲里町中央 4-4-12	アルフレッサ(株) 長野支店	026-283-6611	026-227-8588 警備保障
長野市丹波島 1-712	岡野薬品(株) 長野営業所	026-285-3311	026-227-8588 警備保障
長野市アークス 1-14	鍋林(株) 長野営業所	026-224-5201	026-228-5720 警備保障
長野市アークス 13-5	(株)信防エディックス	026-228-4161	026-228-5720 警備保障
長野市稲葉 917	(株)メディセオ 長野ビル	026-221-1300	同 左

3. 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (E型)

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左

4. 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (A B E F型)

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

5. 乾燥ガスえそウマ抗毒素

遮光して、10℃以下に凍結を避けて保存、有効期限は検定合格日から10年以内

住 所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
長野市南長野幅下 692-2	長野県健康福祉部薬事管理課	026-232-0111	同 左
上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	上田保健福祉事務所	0268-23-1260	同 左
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	飯田保健福祉事務所	0265-23-1111	同 左
松本市島立 1020 松本合同庁舎内	松本保健福祉事務所	0263-47-7800	同 左

6. 血液製剤

地区	住所	保管場所	電話番号	休日・夜間 連絡先
南信	諏訪市清水 3-3840-1	長野県赤十字血液センター諏訪出張所	0266-53-7211	同 左
中信	松本市旭 2-11-30	長野県赤十字血液センター松本出張所	0263-33-0550	同 左
東北信	長野市稲里町田牧 1288-1	長野県赤十字血液センター	026-214-8070	同 左

7. その他のワクチンと連絡先

ワクチン名	保管場所	住所	電話番号
ヤマカガシ抗毒素 (アンティベニン)	(一財)日本蛇毒学術研究所	群馬県太田市藪塚町 3318	0277-78-5193
黄熱ワクチン(接種機関)	東京検疫所	東京都江東区青梅 2-7-1 東京港湾合同庁舎 8F	03-3599-1515

〔相談・問い合わせ先〕

問い合わせ先	住所	電話番号
長野県 健康福祉部薬事管理課	長野市南長野幅下 692-2	026-232-0111
厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館	03-5253-1111

資料 06-7 災害時の医療救護についての協定書（長野県医師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護指針）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護指針を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護指針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 指揮命令系統
- (2) 郡市医師会と関係機関との連絡体制
- (3) 医療救護班の編成
- (4) 医療救護班の活動計画
- (5) 災害対応病院における医療対応
- (6) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (7) 医療救護訓練計画
- (8) その他必要な事項

（災害時医療救護活動の実施に伴う協力）

第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療本部への参加について要請することができる。

2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。

3 甲は前項により災害医療本部に参加した者を、統括災害医療コーディネーターに任命する。

4 統括災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネートチームを統括し、甲に対し、甲が行う災害時医療救護活動のための助言を行う。

(医療救護班の派遣)

第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

(1) 災害救助法による救助

(2) (1)以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護指針に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

(医療救護班に対する指揮)

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(医療救護班の業務)

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者のトリアージ

(2) 救急処置の実施

(3) 傷病者の搬送順位及び搬送先の決定

(4) 消防本部などへの傷病者の搬送要請

(5) 死体の検案と検案書の作成

(6) 救急活動の記録

(7) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 災害救助法による救助の際、医療救護所における医療費は、無料とする。なお、収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(附則)

第15条 この協定は、平成23年8月11日から適用する。

- 2 本協定の発効と同時に、平成6年1月17日付けで締結した災害時の医療救護についての協定は破棄する。
- 3 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成23年11月16日から平成24年11月15日までとする。
- 4 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月16日

甲 長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 社団法人長野県医師会
会長 大西 雄太郎

資料06-8 災害時の歯科医療救護についての協定書（長野県歯科医師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護について、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成
- （2）歯科医療救護班の活動計画
- （3）地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）医薬品、医療器材等の備蓄
- （6）訓練計画
- （7）その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- （1）災害救助法による救助
- （2）（1）以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護を行う。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療に係る救急処置の実施
- （2）救急活動の記録
- （3）死体の検案
- （4）その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際には、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における医療費は、無料とする。なお、収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護を実施した場合（災害救助法による救助に限る。）

に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成11年4月26日から平成12年4月25日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年4月26日

甲 長 野 県
長野県知事 吉 村 午 良
乙 社団法人長野県歯科医師会
会 長 轟 朝 五

資料06-9 災害時の医療救援についての協定書（長野県薬剤師会）

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救援について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救援体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救援計画）

第2条 乙は、医療救援活動の円滑な実施を図るため、医療救援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救援計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師班の編成
- (2) 薬剤師班の活動計画
- (3) 乙の支部と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療用具等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で、市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救援計画に基づき、薬剤師班を派遣するものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第4条 医療救援活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救援活動を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班の輸送）

第6条 甲は、医療救援活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医薬品の保管場所）

第8条 乙は、甲が医薬品等の保管場所を指定する際には、これに協力するものとする。
(調剤費)

第9条 災害救助法による救助の際、救護所における調剤費は、無料とする。
(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。
(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救援を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。
(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成14年12月6日から平成15年12月5日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲及び乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年12月6日

甲 長野県
長野県知事 田中康夫
乙 社団法人長野県薬剤師会
会長 工藤義房

資料06-10 災害時の医療救護についての協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県助産師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（助産師の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に、助産師の派遣を要請するものとする。

(1) 災害救助法による救助

(2) (1)以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、助産師を派遣するものとする。

（助産師に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣する助産師に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（助産師の活動）

第5条 乙が派遣する助産師は、甲又は市町村が避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 妊産婦に対する保健指導

(2) 分娩の介助

(3) じょく婦又は乳児に対する保健指導

(4) その他必要な事項

（助産師の移動手段）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品の供給）

第7条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合（災害救助法による救助に限る。）に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 助産師の派遣に要する経費

(2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 助産師が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（細目）

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第11条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第12条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成23年11月11日から平成24年11月10日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 長野県 阿部 守一
長野県知事

乙 一般社団法人長野県助産師会 池上 道子
会長

資料06-11 災害時の医療救護についての協定書

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県看護協会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う医療救護について、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

- 第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（災害時医療救護活動の実施に伴う協力）

- 第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療本部への参加について要請することができる。
- 2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。
- 3 甲は前項により災害医療本部に参加した者を、災害医療コーディネーターに任命する。

（看護職員の派遣）

- 第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に、看護職員の派遣を要請するものとする。
- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、看護職員を派遣するものとする。

（看護職員に対する指揮）

- 第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣する看護職員に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、看護職員の現場における活動に関しては、現場の長の指揮によるものとする。

（看護職員の活動）

- 第6条 乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護活動
- (2) 被災者への保健活動及び助産活動
- (3) その他必要な事項

（看護職員の移手段）

- 第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護職員の移手段について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

- 第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、現場の長の指示によるものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職員の派遣に要する経費
- (2) 看護職員が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 看護職員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は平成23年11月11日から平成24年11月10日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 社団法人長野県看護協会
会長 三輪 百合子

資料 06-12 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における医療ガス等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における医療ガス等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し、保有する医療ガス等の供給を要請するものとする。

（乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第3条 医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1） 医療ガス

（2） その他事前に甲が指定し乙が了解したもの

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急時等には口頭による要請ができるものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙の上部組織等に対し、医療ガス等の供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（引き取り）

第6条 医療ガス等の引き取り場所及びその配送方法等については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲の指定する者が、品目及び数量を確認した上、これを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性の確認）

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性等の確認について協力を要請するものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、第1条の要請により供給された医療ガス等（災害救助法により供給されたものに限る。）の代価について、その実費を、災害等発生直前の適正な価格で供給業者に支払うものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月23日

（甲） 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

阿 部 守 一

（乙） 長野県松本市市場6-20

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

関東地域本部長野県支部 支部長

野 口 行 敏

資料 06-13 災害時等における応援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における応援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害が発生（以下「災害時等」という。）し、甲が乙の協力を得て、応急対策業務の必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時等に、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、派遣場所、日時、救護対象人数等を明示して、協力を要請するものとする。

なお、乙の実施する業務内容は、避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）とする。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、支援を実施するものとする。

なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙の判断により、支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の締結期間は、平成20年12月19日から平成21年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月19日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 村井 仁

乙 長野県長野市安茂里伊勢宮2167-9
社団法人 長野県柔道整復師会
会 長 西條 春雄

資料 06-14 災害時等における衛生材料等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等における衛生材料等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時等における衛生材料等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し衛生材料等の供給を要請するものとする。

（乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料等の範囲）

第3条 衛生材料等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 「災害用医薬品等備蓄事業」により備蓄している衛生材料
- (2) その他、甲が必要と認めたものであって、乙において措置可能なもの

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、口頭による要請ができるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙に所属する会員企業に対し、直接衛生材料等の供給を要請することができるものとする。この場合、要請を受けた乙に所属する会員企業は、第2条の措置を乙に代わって行うとともに、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（引き渡し）

第6条 衛生材料等は、原則として乙又は乙に所属する会員企業が運搬し、甲が指定する場所で、甲又は甲が指定する者に引き渡すものとする。なお、甲又は甲が指定する者は、品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第7条 第1条の要請により供給された衛生材料等の代価については、災害等発生直前の適正な価格を基準として、引き渡しを受けた甲又は甲が指定する者が、運搬した乙又は乙に所属する会員企業に支払うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月15日

(甲) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

(乙) 長野県松本市笹賀7600-19
長野県医療機器販売業協会 会長 上 條 栄 規

資料 06-15 災害時等における医薬品等の供給に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県医薬品卸協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における医薬品等の確保のため、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時等における医薬品等の確保のため、必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

（乙の措置）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その実施のための措置を速やかに行うとともに、措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 「災害用医薬品等備蓄事業」により備蓄している医薬品
- (2) その他、甲が必要と認めたものであって、乙において措置可能なもの

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は文書をもって行うものとする。ただし、口頭による要請ができるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（緊急措置）

第5条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれない場合は、甲は、乙に所属する組合員に対し、直接医薬品等の供給を要請することができるものとする。この場合、要請を受けた乙に所属する組合員は、第2条の措置を乙に代わって行うとともに、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

（引き渡し）

第6条 医薬品等は、原則として乙又は乙に所属する組合員が運搬し、甲が指定する場所で、甲又は甲が指定する者に引き渡すものとする。なお、甲又は甲が指定する者は、品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第7条 第1条の要請により供給された医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格を基準として、引き渡しを受けた甲又は甲が指定する者が、運搬した乙又は乙に所属する組合員に支払うものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた際は、必要に応じて、甲乙による誠意ある協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定の日からとし、甲乙いずれからの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月15日

(甲) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

(乙) 長野県松本市中央4-9-63
長野県医薬品卸協同組合 理事長 岡 野 昌 彦

資料 06-16 災害時のリハビリテーション医療についての協定書

長野県（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県理学療法士会（以下「乙」という。）とは災害医療リハビリテーション（以下「災害リハ」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定書は長野県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害リハ活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う災害リハについて、本協定に準じ、乙の支部の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
 - 3 乙は、乙の支部に対し、前項に定める市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。
 - 4 甲は、乙に対して、平時の災害リハ啓発活動についての依頼ができるものとする。

（災害リハ支援計画）

- 第2条 乙は、災害リハ活動の円滑な実施を図るため、災害リハ支援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（災害リハの実施に伴う協力）

- 第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する災害医療本部への参加について要請することができる。
- 2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。
 - 3 甲は前項により災害医療本部に参加した者を、災害医療コーディネーターに任命する。
 - 4 乙は必要に応じ看護協会等の関連機関との協力を要請できる。
 - 5 乙は必要に応じ、長野県医師会、日本災害リハビリテーション支援協会長野支部（JRAT長野）との協力を要請できる。

（リハビリテーション職員の派遣）

- 第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に、リハビリテーション職員（以下「リハ職員」という。）の派遣を要請するものとする。
- (1) 災害救助法による救助
 - (2) (1)以外の災害又は大規模事故等で市町村からの要請に基づき乙に協力要請する場合
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、リハ職員を派遣するものと

する。

(リハ職員に対する指揮)

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙が派遣するリハ職員に対する指揮は、乙の長を通じて行う。ただし、リハ職員の現場における活動に関しては、現場の長の指揮によるものとする。

(リハ職員の活動)

第6条 乙が派遣するリハ職員は、甲又は市町村が避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 傷病者、被災者に対してリハ職員が行う応急処置活動
- (2) 傷病者、被災者が居住する環境に対して杖等の移動補助具、手すり等の環境補助具、段差解消の設置や指導
- (3) 傷病者、被災者が元々関わっていた医療介護機関への情報伝達
- (4) 避難が長期化する際は、高齢者の転倒や深部静脈血栓等の予防

(リハ職員の移動手段)

第7条 甲は、災害リハ活動が円滑に実施できるよう、リハ職員の移動手段について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣するリハ職員が使用する医薬品等は、当該リハ職員が携行するもののほか、現場の長の指示によるものとする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(平時の災害リハ啓発活動)

第10条 甲は、県や市町村からの災害リハ啓発活動について、乙に依頼できることとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合(災害救助法による救助に限る。)に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) リハ職員の派遣に要する経費
- (2) リハ職員が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) リハ職員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第14条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は令和4年2月4日から令和5年2月3日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022年）2月4日

甲 長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 一般社団法人長野県理学療法士会
会長 佐藤 博之

長野県広域火葬計画

長野県健康福祉部食品・生活衛生課

【 目次 】

長野県広域火葬計画

第1	総則	
1	目的	1
2	定義	1
3	基本方針	1
4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	1
第2	平常時における対応	
1	火葬場及び連絡担当部局等の把握	1
2	広域火葬実施体制の整備	1
3	資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等	2
4	情報伝達手段等の整備	2
5	訓練等	2
第3	災害発生時における対応	
1	広域火葬の実施体制	2
2	被災状況の把握及び報告	2
3	広域火葬の応援要請	3
4	応援火葬場の調整	3
5	火葬要員の派遣要請等	3
6	遺体の保存及び搬送	3
7	相談窓口の設置	4
8	火葬に係る特例的取扱い	4
9	引き取り者のいない焼骨の保管	4
10	火葬状況の報告	4
11	広域火葬の終了	4
第4	大規模な疾病の流行等への準拠	5
第5	他の協定等との関係	5
様式第1号	火葬場被害(復旧見込)状況報告(第報)	6
様式第2号	広域火葬応援要請書(第報)	7
様式第3号	広域火葬協力依頼書(第報)	8
様式第4号	広域火葬応援協力回答書	9
様式第5号	応援火葬場割振通知書(依頼市町村用)	10
様式第6号	応援火葬場割振通知書(応援火葬場用)	11
様式第5号	第6号別紙	12
様式第7号	火葬要員及び燃料・資機材の手配要請書	13
様式第8号	遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書	14
様式第9号	広域火葬受入実績日報(応援火葬場用)	15
様式第10号	広域火葬要請実績報告書(依頼市町村用)	16
様式第11号	広域火葬受入実績報告書(応援火葬場用)	17

資 料

- 1 市町村連絡調整担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 火葬場連絡調整部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 県庁・保健所担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 4 広域火葬計画に基づく連携イメージ・・・・・・・・・・22
- 5 災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー・・・23

長野県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、長野県地域防災計画に基づき、大規模災害（以下「災害」という。）発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において「広域火葬」とは、災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう遺体の取扱いに配慮して行動することを基本とし、この計画に基づき広域火葬を実施する。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、円滑に広域火葬を実施するために、情報を一元的に管理し、必要な情報を提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び他都道府県間の調整を行う等必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、円滑に広域火葬を実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項について定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供を行うものとする。

- (1) 県内及び近隣都県（本県と広域火葬応援に係る協定等を締結する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害発生時における資機材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料、資機材及び火葬要員の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

(3) 県は、必要に応じて、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

第3 災害発生時における対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合、健康福祉部食品・生活衛生課に広域火葬のための組織を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況の把握及び報告

(1) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数を把握するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被害状況をとりまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援要請

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対して速やかに広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (3) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、必要と認めた時は、広域火葬の実施を決定し、被災していない県内火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省に報告するものとする。(様式第3号)
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県への応援要請を行うものとする。
- (5) 県から広域火葬の応援要請を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は厚生労働省から広域火葬の応援要請があった場合は、(3)及び(5)を準用し、対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき被災市町村ごとに応援火葬場を割り振り、被災市町村に通知するとともに、協力の承諾のあった火葬場設置者、近隣都県等に通知するものとする。(様式第5号・別紙、様式第6号・別紙)
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割り振りの通知があった場合、次の事項を実施するものとする。
 - ア 県からの通知に基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行うこと
 - イ 応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について調整すること
 - ウ 遺族に対し、アの規定に基づき当該市町村が割り振りを行った火葬場に遺体を搬送することについて同意を得るよう努めること

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。

(様式第7号)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

また、県は、燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に協力を依頼するものとする。

6 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の設置、遺体保存のために必要な資機材及び作業要員の確保など、遺体の取扱いに関する必要な措置を講ずるものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は、緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

(4) 県は、前記(1)の遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保などについて、被災市町村から支援要請があったときは、関係事業者及び関係団体に協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体に協力を依頼するものとする。

7 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

8 火葬に係る特例的取扱い

(1) 被災市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた特例的扱いについて県に協議するものとする。

(2) 県は、市町村等から前記(1)の協議を受けた場合は、直ちに厚生労働省に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

9 引き取り者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引き取り者のいない焼骨については、引き取り者が現れるまでの間、遺骨保管所等を設け保管するものとする。

10 火葬状況の報告

(1) 広域火葬の応援を行った火葬場設置者は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。(様式第9号)

(2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

11 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県へその旨を連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し、広域火葬の終了が適当と認める時は広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び近隣都県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した被災市町村は、依頼実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

(4) 広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 大規模な疾病の流行等への準拠

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合においては、この計画の第1から第3までに定めるところにより対応するものとする。

第5 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この計画は、平成27年12月8日から適用する。

圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
佐久	小諸市	市民課	市民係	0267-22-1700 (内2114)	0267-22-8900	shimin@city.komoro.lg.jp
	佐久市	環境政策課	環境政策係	0267-62-2917	0267-62-2289	kankyoseisaku@city.saku.lg.jp
	小海町	総務課	窓口係	0267-92-2525 (内124)	0267-92-4335	madoguchi@town.koumi.lg.jp
	川上村	総務課	行政住民係	0267-97-2121 (内103・108)	0267-97-2125	jyumin@vill.kawakami.nagano.jp
	南牧村	住民課		0267-96-2211 (内66)	0267-96-2158	koseki@vill.minamimaki.lg.jp
	南相木村	住民課	住民係	0267-78-1050	0267-78-1051	jyumin@vill.minamiaiki.nagano.jp
	北相木村	住民福祉課		0267-77-2111	0267-77-2879	jyuminhukusi@vill.kitaaiki.nagano.jp
	佐久穂町	住民税務課	生活環境係	0267-86-2552	0267-86-4935	seikatukanky@town.sakuho.nagano.jp
	軽井沢町	住民課	戸籍係	0267-45-8540	0267-46-3165	koseki@town.karuizawa.nagano.jp
	御代田町	町民課	住民係	0267-32-3111 (内121)	0267-32-3929	miyota@town.miyota.nagano.jp
	立科町	建設環境課	生活環境係	0267-88-8411	0267-56-2310	t-kanky@town.tateshina.lg.jp
上田	上田市	生活環境課	環境保全担当	0268-23-5120	0268-22-4127	seikan@city.ueda.nagano.jp
	東御市	市民課	市民係	0268-75-2007	0268-63-6908	shimin@city.tomi.nagano.jp
	長和町	町民福祉課	生活環境係	0268-68-3111 (内116)	0268-68-4011	kankyo@town.nagawa.nagano.jp
	青木村	住民福祉課	保健衛生係	0268-49-1111 (内141)	0268-49-3670	kokuho@vill.aoki.lg.jp
諏訪	岡谷市	市民生活課	安全・衛生担当	0266-23-4811	0266-23-4817	shimin@city.okaya.lg.jp
	諏訪市	市民課	市民係	0266-52-4141 (内111)	0266-52-4115	shimin@city.suwa.lg.jp
	茅野市	市民課	市民係	0266-72-2101 (内254)	0266-82-0238	shimin@city.chino.lg.jp
	下諏訪町	住民環境課	生活環境係	0266-27-1111 (内131)	0266-28-9936	kanky@town.shimosuwa.lg.jp
	富士見町	建設課	生活環境係	0266-62-9114	0266-62-4481	kensetsu@town.fujimi.lg.jp
	原村	建設水道課	環境係	0266-79-7933	0266-79-5504	kankyo@vill.hara.lg.jp
伊那	伊那市	生活環境課	環境衛生係	0265-78-4111 (内2215)	0265-73-4151	sei@city.ina.lg.jp
	駒ヶ根市	環境課	生活環境係	0265-83-2111 (内542)	0265-83-4348	simin@city.komagane.nagano.jp
	辰野町	住民税務課	生活環境係	0266-41-1111 (内2114)	0266-41-0575	ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp
	箕輪町	住民環境課	生活環境係	0265-79-3154	0265-79-0230	jukan@town.minowa.lg.jp
	飯島町	住民税務課	生活環境係	0265-86-3111 (内157)	0265-86-2225	jyumin@town.ijima.lg.jp
	南箕輪村	住民環境課	生活環境係	0265-72-2106	0265-73-9799	seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp
	中川村	住民税務課	住民係	0265-88-3001 (内43・44)	0265-88-3890	regist@vill.nagano-nakagawa.lg.jp
	宮田村	住民課	住民係	0265-85-3183	0265-85-4725	jumin@vill.miyada.nagano.jp
飯田	飯田市	環境課	環境衛生係	0265-22-4511 (内5462)	0265-22-4673	ikanky@city.iida.nagano.jp
	松川町	住民税務課	環境係	0265-36-7046	0265-36-5091	jyuzzei@town.matsukawa.lg.jp
	高森町	環境水道課	環境係	0265-35-9409	0265-35-6854	kansui@town.nagano-takamori.lg.jp
	阿南町	建設環境課	環境水道係	0260-22-4053	0260-22-2576	kankyo@town.anan.nagano.jp
	阿智村	生活環境課	廃棄物対策係	0265-43-2220 (内251)	0265-43-3940	kankyo@vill.achi.nagano.jp
	平谷村	住民課		0265-48-2211	0265-48-2212	juumin-03@vill.hiraya.lg.jp
	根羽村	住民課		0265-49-2111 (内32)	0265-49-2277	juumin4102@nebamura.jp
	下條村	振興課	建設係	0260-27-2311 (内110)	0260-27-3536	kensetsu@vill.shimojo.lg.jp
	売木村	産業課		0260-28-2311	0260-28-2135	sangyo@urugi.jp
飯田	天龍村	住民課	住民福祉係	0260-32-2001 (内123)	0260-32-2525	f-jumin@vill-tenryu.jp

圏域	市町村	担当課	担当係	電話	FAX	メールアドレス
	泰阜村	住民福祉課	住宅水道係	0260-26-2111	0260-26-2855	jumin@vill.yasuoka.lg.jp
	喬木村	生活環境課	環境林務係	0265-33-5127	0265-33-4511	kanky@vill.takagi.nagano.jp
	豊丘村	環境課	環境係	0265-35-9057	0265-35-9065	kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp
	大鹿村	住民税務課		0265-39-2001 (内231)	0265-39-2269	jvuu-zei@vill.ooshika.lg.jp
木曾	木曾町	町民課	住民係	0264-22-4281	0264-24-3601	jumin@town.kiso.lg.jp
	上松町	住民福祉課	住民係	0264-52-4802	0264-52-2150	jyumin@town.agematsu.lg.jp
	南木曾町	住民課	住民係	0264-57-2001 (内32)	0264-57-2270	jumin@town.nagiso.nagano.jp
	木祖村	住民福祉課	住民係	0264-36-2001 (内178)	0264-36-3344	juumin@kisomura.com
	王滝村	福祉健康課	環境保全係	0264-48-2001	0264-48-2172	seikatsu@vill.nagano-otaki.lg.jp
	大桑村	住民課	生活環境係	0264-55-3080 (内42)	0264-55-4134	kankyo@vill.okuwa.lg.jp
松本	松本市	環境保全課	生活衛生担当	0263-34-3043	0263-34-3202	kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp
	塩尻市	生活環境課	環境係	0263-52-0744	0263-54-7661	kankyo@city.shiojiri.lg.jp
	安曇野市	環境課	環境保全担当	0263-71-2491	0263-72-3176	kanky@city.azumino.nagano.jp
	麻績村	住民課	住民係	0263-67-4854	0263-67-3094	omi-jumin@vill.omi.lg.jp
	生坂村	住民課		0263-69-3113	0263-69-3115	jumin@vill.ikusaka.nagano.jp
	山形村	住民課		0263-98-3112	0263-98-3078	jyumin@vill.nagano-yamagata.lg.jp
	朝日村	建設環境課		0263-99-4103	0263-99-2745	kensetsu@vill.asahi.nagano.jp
	筑北村	住民福祉課	住民係	0263-66-2111 (内2020)	0263-66-3370	jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp
大町	大町市	生活環境課	環境衛生係	0261-22-0420 (内461.462)	0261-21-1322	seikatsu@city.omachi.nagano.jp
	池田町	住民課	環境整美係	0261-62-2203	0261-62-9404	kankyo@town.nagano-ikeda.lg.jp
	松川村	住民課	住民係	0261-62-3112	0261-62-9405	jyumin@vill.matsukawa.lg.jp
	白馬村	住民課		0261-85-0715	0261-72-7001	jumin@vill.hakuba.lg.jp
	小谷村	住民福祉課	住民係	0261-82-2581	0261-82-2232	zyumin@vill.otari.lg.jp
長野	長野市	市民窓口課	総務担当	026-224-6428	026-226-7631	shimado@city.nagano.lg.jp
	須坂市	生活環境課	環境創出係	026-248-9019	026-251-2459	s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp
	千曲市	市民課	市民係	026-273-1111	026-272-6739	simin@city.chikuma.lg.jp
	坂城町	住民環境課	環境保全係	0268-82-3111 (内125)	0268-82-8307	juumin@town.sakaki.nagano.jp
	小布施町	健康福祉課	住民係	026-214-9109	026-247-3113	jumin@town.obuse.nagano.jp
	高山村	村民生活課	生活環境係	026-214-9267	026-248-0066	sonmin@vill.takayama.nagano.jp
	信濃町	住民福祉課	環境係	026-255-5924	026-255-6207	kanky@town.shinano.lg.jp
	飯綱町	住民環境課	生活環境係	026-253-4762	026-253-6887	seikan@town.iizuna.lg.jp
	小川村	住民福祉課	住民係	026-269-2323	026-269-3578	juumin@vill.nagano-ogawa.lg.jp
北信	中野市	環境課	衛生係	0269-22-2111 (内245)	0269-22-5923	kankyo@city.nagano-nakano.lg.jp
	飯山市	市民環境課	生活環境係	0269-67-0726	0269-62-3127	shiminkankyo@city.iiyama.lg.jp
	山ノ内町	健康福祉課	住民環境係	0269-33-3116	0269-33-1104	jumin@town.vamanouchi.lg.jp
	木島平村	民生課	生活環境係	0269-82-3111 (内122)	0269-82-4121	jumin@vill.kijimadaira.lg.jp
	野沢温泉村	民生課	住民係	0269-85-3112	0269-85-4760	jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp
	栄村	住民福祉課	生活福祉係	0269-87-3114	0269-87-3083	minsei@vill.sakae.nagano.jp

◎火葬場連絡調整部署

圏域	火葬場設置者			火葬場管理運営者			〔応援火葬〕連絡調整部署	
	部署名	電話	FAX	施設名	電話	FAX	担当部署	メールアドレス
佐久	佐久市 (環境政策課)	0267-62-2917	0267-62-2289	佐久平斎場 (佐久広域連 合)	0267-88-8321	0267-88-8322	運営者	saijyou@areasaku.or.jp
上田	上田地域広域 連合(清浄園)	0268-22-2339	0268-23-4100	大星斎場	0268-22-0983	0268-24-0983	設置者	seijoen@area.ueda.nagano.jp
	〃 (丸子ク リー ンセンター)	0268-43-2131	0268-43-2149	依田窪斎場	0268-42-4851	0268-42-4909		maruko-cc@area.ueda.nagano.jp
諏訪	諏訪南行政事務組合 (茅野市役所市民課)	0266-72-2101	0266-82-0238	静香苑	0266-72-5150	0266-72-5150	設置者	shimin@city.chino.lg.jp
	湖北行政事務組合(岡 谷市役所市民環境課)	0266-23-4811	0266-23-4817	湖風苑	0266-22-2014		設置者	shimin@city.okaya.lg.jp
伊那	伊那市 (生活環境課)	0265-78-4111	0265-73-4151	伊那市営火葬 場 長谷火葬場 「精香斎苑」	0265-72-4749	0265-72-4749	設置者	sei@city.ina.lg.jp
	伊南行政組合	0265-82-8003	0265-82-8230	伊南聖苑	0265-82-5985	0265-82-5991	設置者	inanjimu@juno.ocn.ne.jp
飯田	飯田市	0265-22-4511 (内5462)	0265-22-4673	飯田市斎苑	0265-23-5863	0265-23-5864	設置者	ikankyou@city.iida.nagano.jp
	下伊那北部総合 事務組合	0265-35-1644	0260-35-9065	下伊那北部火葬 場「五稜の森」	0265-48-5190	0265-48-5196	設置者	ichikumi@vill.nagano- toyooka.lg.jp
	下伊那南部総合 事務組合事務局	0260-22-4054	0260-22-2576	阿南斎場	0260-22-3040		設置者	nansou@town.anan.nagano.jp
	下伊那郡西部衛生 施設組合(阿智村)	0265-43-2220	0265-43-3940	西部衛生セン ター火葬場	0265-45-1280	0265-45-1281	設置者	seibueisei@vill.achi.lg.jp
木曾	木曾広域連合 環境センター	0264-52-2530	0264-52-5130	木曾葬斎セン ター緑聖苑	0264-52-2530	0264-52-5130	設置者	kankyou-c@kisoji.com kankyou-c@union.kiso.lg.jp
松本	松本市(環境保 全課)	0263-34-3043	0263-34-0400	松本市営葬祭 センター	0263-32-1356	0263-32-1123	設置者	kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp
	塩尻市 (生活環境課 環)	0263-52-0744	0263-54-7661	塩尻市斎場	0263-52-4842	0263-52-4842	設置者	kankyo@city.shioiri.lg.jp
	安曇野松筑広域 環境施設組合	0263-72-5652	0263-72-9445	広域豊科葬祭 センター	0263-72-5652	0263-72-9445	運営者	info@a-kouiki.or.jp
大町	池田松川施設 組合	0261-62-6222	0261-62-6639	池田松川葬祭 センター	0261-62-6222	0261-62-6639	設置者	kurumizawa-toshiaki@vill.matsukawa.lg.jp
	北アルプス広域 連合総務課	0261-22-6764	0261-22-7011	北アルプス広域 葬祭場	0261-21-4131	0261-21-4132	設置者	kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp
長野	長野市 (市民窓口課)	026-224-6428	026-226-7631	長野市犀峽斎 場	026-262-4469	026-262-4469	設置者	shimado@city.nagano.lg.jp
				長野市大峰斎 場	026-232-4241	026-232-4251		
				長野市松代斎 場	026-278-6600	026-278-6600		
	須高行政事務 組合	026-245-1173	026-245-1190	松川苑	026-245-2268	026-246-4054	設置者	sukou@bz01.plala.or.jp
	葛尾組合	0268-82-2349	0268-82-1204	葛尾組合火葬施設 (通称)葛尾苑	0268-82-2349	0268-82-1204	設置者	kumiai@katsurao.net
	小川村 (住民福祉課)	026-269-2323	026-269-3578	小川村火葬場	026-269-2323	026-269-3578	設置者	juumin@vill.nagano-ogawa.lg.jp
北信	北信保健衛生施 設組合事務局	0269-38-5060	0269-38-5061	北信斎場たびだ ちの森	0269-38-1770	0269-38-2370	設置者	j-hokuei@bz01.plala.or.jp
	岳北広域行政組 合衛生管理係	0269-62-2781	0269-62-2939	みゆき野斎苑	0269-62-3042	0269-62-1977	運営者	gp-miyukino@cd.wakwak.com

(計22設置者)

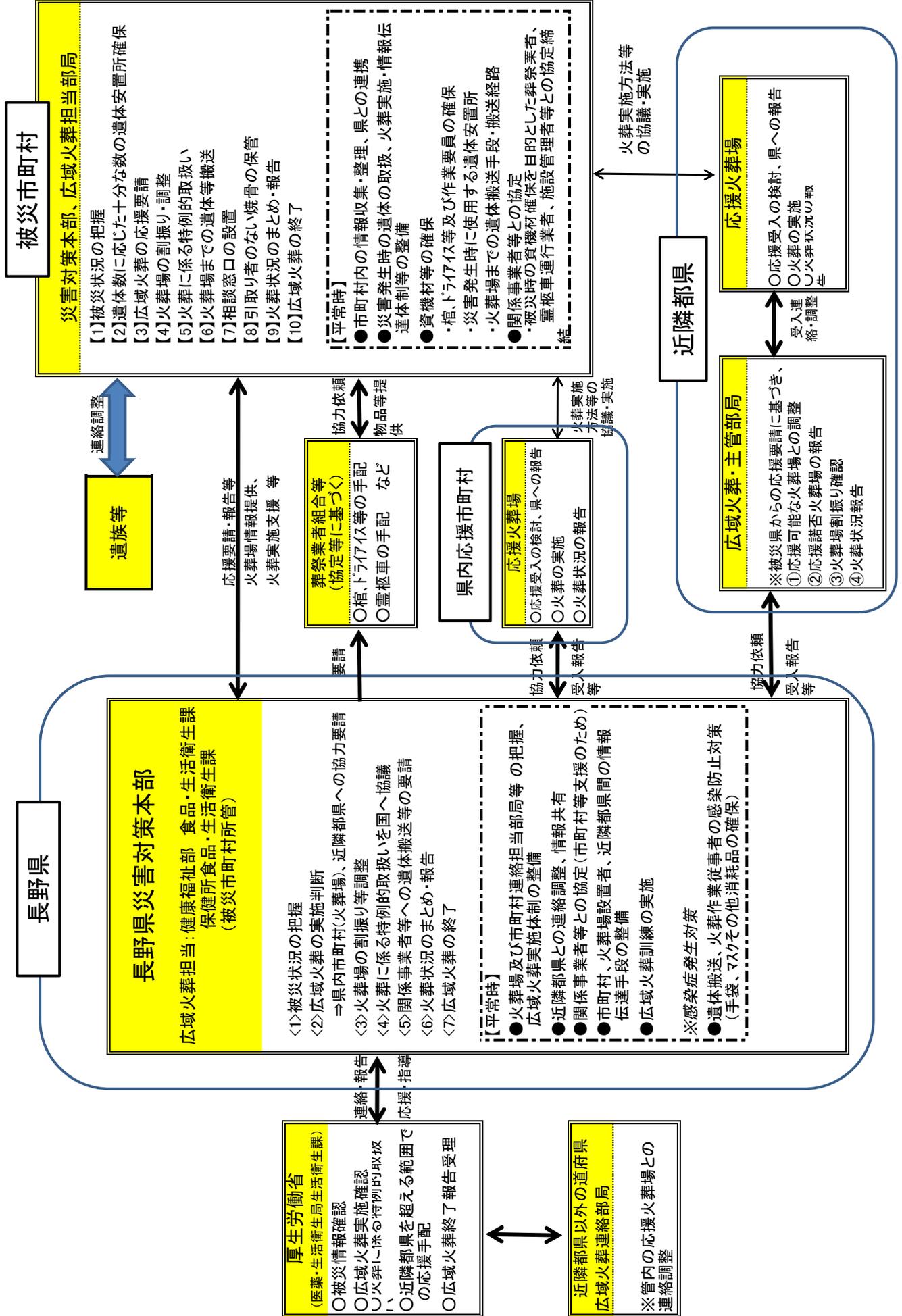
(計26施設)

◎県

所属	担当課	係	電話	FAX	メールアドレス
県庁健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-235-7153	026-232-7288	shokusei@pref.nagano.lg.jp
佐久保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0267-63-3165	0267-63-3221	sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
上田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0268-25-7150	0268-25-7179	uedaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
諏訪保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0266-57-2928	0266-57-2953	suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
伊那保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-76-6865	0265-76-6886	inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
飯田保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0265-53-0445	0265-53-0469	iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
木曾保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0264-25-2235	0264-24-2276	kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
松本保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	0263-40-1940	0263-47-9293	matsuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
大町保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0261-23-6528	0261-23-2266	omachiho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
長野保健福祉事務所	食品・生活衛生課	生活衛生係	026-225-9065	026-225-9105	nagaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp
北信保健福祉事務所	食品・生活衛生課		0269-62-3106	0269-62-6036	hokuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

広域火葬計画に基づく連携イメージ 災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

食品・生活衛生課



災害発生から広域火葬実施・終了までの段階別フロー

区分	遺体の捜索・運搬	遺体の安置	埋火葬許可	遺体の搬送	埋火葬
警察、自衛隊等	遺体の捜索 遺体安置所までの搬送	見分及び検案 死亡者数の確認 遺体の身元確認	埋火葬許可	遺体の搬送	焼骨・遺留品の受取(引取り者のないもの)
被災市町村		判明 未判明 遺体の引取り 身元不明人の公告	埋火葬許可申請	遺体の搬送 ※遺体安置所から火葬場まで、霊柩車等手配 火葬場所・日時等の連絡調整	焼骨・遺留品の受取
遺族		遺体の引取り		遺体の受入れ	火葬の実施
応援火葬場(県内・外)					
被災市町村		遺体安置所の確保 遺体保存の資機材(ドライアイス、棺等)の調達、確保(※必要に応じた県への要請) ◎県への広域火葬の要請	埋火葬許可事務	遺体搬送手段の確保(※必要に応じた県への要請)	火葬要請実績の集計・報告【⇒県へ】
応援火葬場(県内・外)		広域火葬の応援受諾可否の判断 ◎広域火葬実施体制の立上げ 関係機関との連絡調整、情報収集	県から割り振られた応援火葬場との連絡・調整、遺体搬送等 ※火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請 県、被災市町村との火葬受入日等の連絡・調整 ※火葬に係る特例的取扱いが必要な場合の県への要請		火葬要員の確保(※必要に応じた県への要請) 火葬実績の集計・報告【⇒県へ】 火葬実績の確認【⇒国へ報告】 ◎広域火葬の終了
県		遺体保存の資機材(ドライアイス、棺等)の調達 【⇒被災市町村からの要請による】	火葬の特例的取扱いの検討(国との協議) 【⇒市町村・火葬場からの要請による】	遺体搬送手段の確保 【⇒被災市町村からの要請による】	火葬要員の確保 【⇒火葬要員からの要請による】

資料07-1 水防倉庫の状況

(国有、県有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場)

佐久建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
箕輪	小海町	町	小海町大字豊里箕輪橋上	昭49.3	
海瀬	佐久穂町	町	佐久穂町大字海瀬 大日向駐在横	平4.3	
御所平	川上村	村補	川上村御所平男橋右岸下流60m	昭29.3	
秋山	川上村	村補	川上村秋山農協組合給油所前	昭30.1	
大深山	川上村	村補	川上村大深山大深山橋上流100m	昭28.3	
川端下	川上村	村	川上村川端下分団詰所内	平15.4	
居倉	川上村	村	川上村下木戸橋下流100m左岸	昭57.12	
樋沢	川上村	村	川上村樋沢新田橋下流100m左岸	昭57.12	
梓山	川上村	村	川上村梓川橋上流	令3.3	
原	川上村	村	川上村原分団詰所内	平24.10	
大深山	川上村	村	川上村大深山ゲートボール場庭	平28.8	
秋山	川上村	村	川上村秋山基幹集落センター庭	平29.12	
海ノ口	南牧村	村	南牧村大字海ノ口1057-2(南牧村役場南側)	令02.1	
南相木村消防 拠点施設	南相木村	村	南相木村大字岩ば祢3516-1	平6.12	
日向	南相木村	村	南相木村字道下904-2	平12.3	
久保	北相木村	備	北相木村役場内	昭51.4	
穂積	佐久穂町	町補(旧村補)	佐久穂町穂積中央グラウンド前	平8.3	
(小計 旧南佐久)		17	備1		
跡部	建設事務所	県	佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎敷地内	平2.4	
小諸消防署	小諸市	備	小諸市与良町六丁目5番6号	令2.5	
伴野	佐久市	市	佐久市伴野佐久橋千曲川左岸	平10.6	
石神	佐久市	市	佐久市中込南河原千曲川右岸	昭25.5	平6.3補修
平賀	佐久市	市補	佐久市平賀字堰口 太田部落西100m千曲川右岸	昭35.12	
原	佐久市	市補	佐久市原字橋上 野沢橋上流千曲川左岸	昭28.3	
跡部	佐久市	市補	佐久市跡部字上町屋 跡部部落東100m千曲川左岸	昭28.3	
根々井	佐久市	市補	佐久市根々井字屋敷 中佐都橋下流50m湯川右岸	平7.7	
今井	佐久市	市補	佐久市鳴瀬字辰ノ口小諸発電所 今井取水口下流50m千曲川右岸	昭39.12	
高柳	佐久市	市補	佐久市高柳 高柳部落東100m千曲川左岸	昭42.12	
佐久消防署	佐久市	備	佐久市中込 佐久消防署内	平27.2	
佐久市防災備蓄庫	佐久市	市	佐久市中込 総合体育館東側	H9	
春日	佐久市	市	佐久市春日字2669-1大西 春日橋上流右岸	昭58.2	
布施	佐久市	市	佐久市布施字西水無 旧布施保育園南側	平8.12	
望月	佐久市	市	佐久市望月字1296-2先 古宮	昭30.5	
望月	佐久市	備	佐久市望月263 佐久市役所 望月支所南側		
協和	佐久市	備	佐久市協和7278-1片倉 拠点施設	平17.2	
浅科	佐久市	備	佐久市甲1399 佐久市役所 浅科支所内	S63	
矢島	佐久市	市	佐久市矢島(中央)	平41.10	
志賀	佐久市	市	佐久市志賀 志賀下宿班器具置場		
臼田	佐久市	市	佐久市臼田 片貝川医王寺橋南		
下越	佐久市	市	佐久市下越 下越地区コミュニティー消防センター	平9	
青沼	佐久市	市	佐久市入澤 青沼小学校西側		
中小田切	佐久市	市	佐久市中小田切 切原保育園東側		
住吉	佐久市	市	佐久市田口 住吉橋千曲川左岸		

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
軽井沢消防署	軽井沢町	備	軽井沢町大字長倉1706-8消防署倉庫	平13.3	
御代田消防署	御代田町	備	御代田町大字御代田2382-3	平10.12	
山部	立科町	町	立科町字山部872-8	平9.3	
藤沢	立科町	備	立科町字藤沢501-4	昭29.	
古町	立科町	備	立科町大字芦田491	平16.1	
(小計 佐久北部)		30	備9		
(小計 佐久)		47	備10		

上田建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
上田	建設事務所	県	上田市材木町上田合同庁舎内	昭46.2	
上田	国土交通省 (戸倉)	国	上田市常磐城(古舟橋下)	昭54.3	
半過	国土交通省 (戸倉)	国	上田市大字小泉(鼠橋上流)左岸	昭55.3	
半過	上田市	市	上田市上半過信号南側	平18.1	
神川	上田市	市	上田市大屋大石橋北側100m	平23.3	
神畑	上田市	市	上田市神畑神畑橋北	昭53.6	
東部	上田市	市	上田市材木町染谷第二児童公園内	昭55.1	
下塩尻	上田市	市補	上田市上塩尻新屋堤防右岸	昭27.10	
上塩尻	上田市	市	上田市上田大橋下流100m	平23.4	
諏訪形	上田市	市補	上田市諏訪形上田橋左岸上流150m	昭27.10	
下之条	上田市	市	上田市下之条対影橋上流150m右岸	平12.5	
中野	上田市	市	上田市上本郷橋北側	昭37.6	
小泉	上田市	市補	上田市小泉日向橋下流20m右岸	平2.3	
上田中央消防署	上田市	備	上田市上田中央消防署内	平29.1	
上田南部消防署	上田市	備	上田市上田南部消防署内	昭56.4	
上田東北消防署	上田市	備	上田市上田東北消防署内	平7.1	
川西消防署	上田市	備	上田市川西消防署内	平6.12	
真田消防署	上田市	備	上田市真田消防署内	平7.11	
真田	上田市	市	上田市真田地域教育事務所南50m	昭57.10	
下郷	上田市	市	上田市下郷最終処分場敷地内	平4.9	
丸子消防署	上田市	備	上田市上丸子丸子消防署内	昭54.5	
長瀬	上田市	市	上田市長瀬信州銘醸上	平7.3	
丸子	上田市	市	上田市御岳堂丸子総合グラウンド北側	平5.3	
依田	上田市	市	上田市生田飯沼神社前	昭42.5	
西内	上田市	市	上田市西内高梨橋下右岸	昭41.5	
東内	上田市	市	上田市東内荻窪左岸	昭40.5	
長久保	長和町	町	長和町長久保グラウンド横	平3.3	
古町	長和町	町	長和町古町不動沢ダム左岸	平4.2	
立岩	長和町	町	長和町立岩公民館横	昭54.10	
本海野	東御市	市	東御市本海野白鳥神社南側	昭63.3	
武石	上田市	市	上田市上武石字堀の内川原	平9.12	
長和(下和田)	長和町	町	長和町中組 第6分団中組詰所横	平2.3	
青木	青木村	村	青木村大字田沢役場隣接	平11.9	
計		33	備6		

諏訪建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川岸	岡谷市	市	岡谷市川岸中二丁目第9分団屯所横	昭59.2	
横内	茅野市	市	茅野市ちの茅野橋上50m右岸	昭60.6	
富里	富士見町	町	富士見町富里富士見町役場横	昭51.3	
上小井川	岡谷市	市	岡谷市上小井川 国道20号線横河橋上流200m	昭41.2	
下浜	岡谷市	市	岡谷市湖畔一丁目旧下浜分団屯所	昭36.2	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
横川	岡谷市	市	岡谷市長地旧横川分団屯所	平15.1	
湊	岡谷市	市	岡谷市湊二丁目旧湊第2部屯所	平14.2	
消防署	岡谷市	市	岡谷市幸町岡谷消防署	昭62.5	
塚間	岡谷市	市	岡谷市塚間町二丁目 JR高架橋下	平18	
四賀	諏訪市	市	諏訪市四賀391-7の一部	令2.10	
田辺	諏訪市	市	諏訪市湖南田辺宮川橋左岸上流50m	平15.3	
南真志野	諏訪市	市	諏訪市湖南南真志野3915-1	平17.9	
中金子	諏訪市	市	諏訪市中洲2372-1	平10.6	
文出	諏訪市	市	諏訪市豊田文出県道消防屯所横	昭31.5	
下金子	諏訪市	市補	諏訪市中洲下金子	昭31.7	
消防署	諏訪市	市	諏訪市上川3丁目2505諏訪消防署	昭57.12	
千本木	諏訪市	市	諏訪市湖岸通り1-208-335	平22.7	
角間川	諏訪市	市	諏訪市双葉丘天女橋下	昭62.5	
宮川	茅野市	市補	茅野市宮川中河原西部保健福祉サービスセンター裏	昭52.7	
金沢	茅野市	市	茅野市金沢コミュニティセンター裏	平元.12	
米沢	茅野市	市	茅野市米沢コミュニティセンター横	平2.11	
北山	茅野市	市	茅野市北山コミュニティセンター裏	昭63.11	
泉野	茅野市	市	茅野市泉野コミュニティセンター横	昭58.12	
新井	茅野市	市	茅野市宮川新井上新井バス停横	昭44.4	
豊平	茅野市	市	茅野市豊平コミュニティセンター横	平2.11	
ちの	茅野市	市	茅野市ちの横内通勤バイパス入口横	昭60.6	
玉川	茅野市	市	茅野市玉川茅野市役所中沢倉庫横	昭61.10	
湖東	茅野市	市	茅野市湖東新井茅野消防署北部分署横	昭62.11	
中大塩	茅野市	市	茅野市中大塩コミュニティーセンター横	平22.2	
赤砂	下諏訪町	町	下諏訪町赤砂鷹の橋下流150m左岸	平17.8	
大門	下諏訪町	町	下諏訪大門医王渡橋100m下流左岸	昭47.7	
東山田	下諏訪町	町	下諏訪東山田第7分団屯所横	昭60.4	
消防署	下諏訪町	備	下諏訪清水町4488-36	平3.4	
役場	下諏訪町	備	下諏訪町西鷹野町4613-8	昭46.8	
立沢	富士見町	町補	富士見町立場川橋上20m	昭36.5	
上蔦木	富士見町	町	富士見町上蔦木堤防横 国道20号側10m	昭35.5	
瀬沢新田	富士見町	備	富士見町新田中央道高架橋下	昭63.12	
原村	原村	村	原村弘沢原消防署横	平4.12	
計		38	備3		

伊那建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
南小河内	箕輪町	町	箕輪町下水道処理場西	平13.11	県から移管
上山田	伊那市	市	伊那市高遠町上山田	平11.3	県から移管
中殿島	伊那市	市	伊那市東春近中殿島春日神社横	昭60.12	県から移管
大久保	宮田村	村	宮田村大久保つつじが丘団地南	昭57.12	県から移管
西町	建設事務所	県	伊那市西町	昭26.6	
下平	国土交通省 (駒ヶ根)	国	駒ヶ根市下平大田原橋上流80m	昭51.12	
新田	国土交通省 (伊那)	国	伊那市狐島 毛見橋下流400m	昭49.2	
箕輪	国土交通省 (伊那)	国	箕輪町三日町1932-26 南宮大明神横	昭58.3	
辰野	国土交通省 (伊那)	国	辰野町樋口字原田1862-1 新樋橋下流50m	平3.8	
中県	伊那市	市補	伊那市美すず中県美すず支所前	平21.4	
上牧	伊那市	市補	伊那市上牧水神団地4号棟南側	昭63.2	
西春近	伊那市	市補	伊那市西春近沢渡団地前	昭38.3	
小原	伊那市	備	伊那市高遠町小原池田河原	昭58.11	
的場	伊那市	市	伊那市高遠町長藤的場	昭62.3	
市野瀬	伊那市	市	伊那市長谷市野瀬粟沢橋左岸上流50m	平7.1	
中尾	伊那市	市	伊那市長谷中尾 三峯川右岸中尾橋下流50m	平3.12	
黒河内	伊那市	市	伊那市長谷黒河内黒川口	平6.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
杉島	伊那市	市	伊那市長谷杉島小松大八郎宅横	平4.12	
非持山	伊那市	市	伊那市長谷非持鹿塩沢川左岸橋爪	平3.12	
非持	伊那市	市	伊那市長谷非持消防団第2部詰所横	平16.3	
溝口	伊那市	市	伊那市長谷溝口村道鹿嶺線入口上	平16.3	
長谷総合支所	伊那市	市	伊那市長谷溝口1394	平18.3	
東伊那	駒ヶ根市	市	駒ヶ根市東伊那栗林東伊那支所南側	昭60.12	
中沢	駒ヶ根市	市	駒ヶ根市中沢2512番地	平21.1	
下平	駒ヶ根市	市補	駒ヶ根市下平大田原橋西側	昭58.8	
中央	辰野町	町	辰野町中央橋左岸下	平8.9	
南小河内	箕輪町	町	箕輪町大字東箕輪3059-1	平13.11	
判ノ木	箕輪町	町	箕輪町大字福与判ノ木坂下	昭57.7	
沢	箕輪町	町	箕輪町大字中箕輪2769番地	昭59.6	
飯島町役場	飯島町	町	飯島町飯島2537番地	平13.5	
本郷	飯島町	町	飯島町本郷国道与田切橋西	昭58.6	
田切	飯島町	町	飯島町国道中田切橋東	昭56.3	
七久保	飯島町	町	飯島町七久保コミュニティ消防センター	平2.12	
南箕輪第一	南箕輪村	村	南箕輪村役場庁舎北	平4.3	
大草	中川村	村補	中川村大草中川村役場北30m	平20.5	
片桐	中川村	村補	中川村片桐片桐3729-11(兼消防団詰所)	昭52.11	
葛島	中川村	村補	中川村葛島1069-1(消防団3部詰所横)	平27.9	
宮田	宮田村	村	宮田村町3区宮田中学校南	平27.2	
計		38	備1		

飯田建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
切石	建設事務所	県	飯田市鼎切石松川橋上流1,400m	昭47.3	
上郷	国土交通省 (飯田河川)	国	飯田市上郷飯沼阿島橋下流1,000m	昭55.3	
山吹	国土交通省 (飯田河川)	国	高森町山吹 田沢川橋右岸橋台脇	昭51.3	
座光寺第1	飯田市	市	飯田市座光寺河原阿島橋上流1,000m	昭43.7	
座光寺第2	飯田市	市補	飯田市座光寺河原阿島橋上流50m	昭52.4	
弁天	飯田市	市補	飯田市松尾弁天橋下流150m	平11.3	
水神	飯田市	市	飯田市清水地区水神橋附近	平12.11	
下久堅	飯田市	市	飯田市下久堅下虎岩消防詰所横	昭62.7	
竜丘	飯田市	市補	飯田市時又カルニュー光学上	昭37.10	
龍江	飯田市	市	飯田市龍江龍江小学校下	昭50.1	
川路	飯田市	市補	飯田市川路川路JA川路支所前	昭27.7	
千代	飯田市	市	飯田市千栄互徳社前	平12.3	
上久堅	飯田市	市	飯田市上久堅風張上久堅自治振興センター	平26.6	
三穂	飯田市	市	飯田市伊豆木第2集会所下	昭43.12	
山本	飯田市	市	飯田市山本中平橋上クリニック前	平14.3	
大門	飯田市	市	飯田市大門町大門自治会館内	昭44.7	
新町	飯田市	市	飯田市大門町旧消防訓練場内	昭55.3	
鼎第1	飯田市	市補	飯田市鼎水の手橋下流30m	昭43.3	
鼎第2	飯田市	市	飯田市鼎中平ビーラクスマツカワ下	平11.3	
伊賀良	飯田市	備	飯田市大瀬木伊賀良自治振興センター内	昭63.3	
別府	飯田市	市補	飯田市上郷別府152-1 久保田アパート前	昭57.4	
黒田	飯田市	市	飯田市上郷黒田3499-1 岩下鉄工所下	昭60.3	
上飯田	飯田市	市	飯田市白山町3丁目東6-3	平13.11	
福与	松川町	町補	松川町生田福与	昭63.12	
弁天(1)	松川町	町	松川町元大島宮ヶ瀬橋下流100m	H19.12	
役場倉庫	松川町	備	松川町元大島3823松川町役場内	昭45.4	
出砂原	高森町	町補	高森町下市田 天竜川右岸明神橋上流60m	平10.3	
役場倉庫	高森町	町	高森町役場横	昭59.12	
早稻田	阿南町	町	阿南町西條2368-1(B&Gプール駐車場)	平14.3	
上和合	阿南町	町	阿南町和合897-5(和合福祉村裏)	平14.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
新野	阿南町	町	阿南町新野1310(新野小学校グラウンド)	平15.3	
粟野	阿南町	町	阿南町富草4057(富草総合グラウンド駐車場)	平15.3	
和合東部	阿南町	町	阿南町和合1860-6(消防団東部詰所横)	平16.3	
日吉	阿南町	町	阿南町和合2712-4(ひだや商店横)	平16.3	
浅野	阿南町	町	阿南町富草6128(浅野温泉跡)	平17.3	
川田	阿南町	町	阿南町北條1824(北条浄水センター)	平17.3	
和知野	阿南町	町	阿南町南條2098-1(和知野ふれあい広場)	平18.3	
大島	阿南町	町	阿南町富草515-1(吉沢酒店横)	平18.3	
門原	阿南町	町	阿南町富草4943-2(町門原倉庫横)	平19.3	
深見	阿南町	町	阿南町東條1422-3(大下条小学校グラウンド)	平19.3	
第一水防倉庫	阿智村	村	阿智村駒場487-1(第2分団詰所横)	平27.3	
第二水防倉庫	阿智村	村	阿智村伍和4547-1(第4分団詰所横)	平24.2	
第三永防倉庫	阿智村	村	阿智村智里1053-1(第5分団詰所横)	平23.10	
第四水防倉庫	阿智村	村	阿智村智里(R153阿智川大橋横)	昭59.12	
第五水防倉庫	阿智村	村	阿智村智里4084-11(第6分団詰所横)	平23.8	
第六水防倉庫	阿智村	村	阿智村浪合(第7分団1号班詰所横)	昭51.11	
第七水防倉庫	阿智村	村	阿智村清内路2062-1(上清内路)	平6.3	
第一分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村1024番地(旧国道153号線沿)	昭46.7	
第二分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村935-5(国道418号線沿)	昭46.7	
第三分団水防倉庫	平谷村	村	平谷村平松(国道153号線柳川橋梁下)	昭46.7	
根羽	根羽村	村	根羽村上町	昭57.11	
役場倉庫	下條村	備	下條村陸沢8801-1(役場横村民センター内)	昭54.3	
小枝詰所	売木村	村	売木村小枝	昭47.7	
横前詰所	売木村	村	売木村南二	平5.3	
ぶなの木倉庫	売木村	備	売木村915-2 文化交流センター ぶなの木	平18.3	
役場倉庫	泰阜村	備	泰阜村3236-1(泰阜村役場)	昭54.7	
田中下	喬木村	村補	喬木村259-2	平20.12	
阿島	喬木村	村補	喬木村3277-3	平20.3	
小川	喬木村	村	喬木村6491-80先(小川川右岸川尻)	平18.3	
伊久間	喬木村	村補	喬木村15780(伊久門)	平19.3	
防災センター倉庫	喬木村	備	喬木村6664-1(喬木村役場横)	平9.3	
一の芻	豊丘村	村	豊丘村大字河野	昭28.3	
寺沢川尻	豊丘村	村補	豊丘村大字河野寺沢川尻	昭31.3	
田村	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲芦部川尻	昭26.12	
林	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲林	昭31.3	
伴野	豊丘村	村補	豊丘村大字神稲林伴野	昭30.1	
鹿塩	大鹿村	村	大鹿村鹿塩塩川右岸	昭37.3	
大河原	大鹿村	村	大鹿村大河原476-8ふれあいセンターあかい	平28.12	
桶谷	大鹿村	長野県南部防災対策協議会	大鹿村桶谷小渋川右岸	平18.3	
計		69	備6		

下伊那南部建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
防災資機材倉庫	天龍村	備	天龍村平岡1549	平4.2	
上町第二	飯田市	市	飯田市上村自治振興センター横	平3.3	
計		2	備1		

木曾建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
上野	木曾町	町	木曾町新開上野木曾川右岸	昭62.3	
あら町	木曾町	町	木曾町新開あら町木曾川左岸	平4.3	
正島消防 器具庫	上松町	町	上松町正島町2丁目68番地	昭61.12	
住吉町	南木曾町	町	南木曾町読書住吉町(南木曾町役場倉庫)	昭51.5	
渡島	南木曾町	町	南木曾町吾妻渡島(渡島地区防災倉庫)	平31.3	
下切	南木曾町	町	南木曾町田立下切(田立地区防災倉庫)	平31.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
下切	南木曾町	備	南木曾町田立下切 消防団第3分団詰所	平13.3	
和合北	南木曾町	備	南木曾町読書和合北 消防団第1分団詰所	平28.3	
藪原	木祖村	村	木祖村藪原250-2	平25.3	
菅	木祖村	村	木祖村菅1324イ-2	平25.3	
小木曾	木祖村	村	木祖村小木曾1574-2	平25.3	
上条	王滝村	備	王滝村役場倉庫	昭30.9	
大桑	大桑村	村	大桑村須原和村橋上	昭48.3	
須原	大桑村	備	大桑村須原第一分団詰所	平8.2	
長野	大桑村	備	大桑村長野第二分団詰所	平4.2	
野尻	大桑村	備	大桑村野尻第三分団詰所	平12.4	
計		16	備6		

松本建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
波田	国土交通省 (松本)	国	松本市波田鍋割(梓川橋上)	昭53.3	
梓川	国土交通省 (松本)	国	松本市大字梓川神田川穴沢合流点	昭54.3	
薄川	松本市	市	松本市県3丁目2356-1先	昭63.3	
寿豊丘	松本市	市	松本市寿豊丘1616-1先	昭49.3	
梓川第4	松本市	市	松本市梓川3469-1	昭34.12	
中条	松本市	市	松本市本庄762-19	昭57.3	
入山辺	松本市	市	松本市入山辺539-7	昭57.10	
島内	松本市	市補	松本市島内1666-1205	昭44.6	
新村	松本市	市補	松本市新村1602-3	昭32.12	
今井	松本市	市補	松本市今井1493-イ	平20.3	
本郷	松本市	市補	松本市洞85-3	昭48.8	
奈川総合支所	松本市	備	松本市奈川2359-1	昭56.4	
梓川第1	松本市	市補	松本市大字梓川倭 堤	昭30.1	
梓川第2	松本市	市補	松本市大字梓川上野774-7	平10.3	
梓川第3	松本市	市補	松本市大字梓川梓1438-1	昭34.1	
上高地	松本市	市	松本市安曇4468	平26.11	
水防センター	松本市	市	松本市宮渕本村1番10号	平14.3	
郷原水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字広丘郷原郷原神社北100m	平11.3	
宗賀水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字宗賀2658-1宗賀支所内	昭63.8	
塩尻水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字塩尻町138-2	昭62.7	
片丘水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字片丘南内田 教員住宅敷地内	昭62.3	
北小野水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字北小野大出 JA塩尻市北小野支所横	昭59.6	
上小曾部水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬 第14常会集会所	昭60.6	
洗馬水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬2550-2洗馬支所内	昭63.8	
消防署備蓄場	塩尻市	備	塩尻市大字広丘高出1486-802塩尻消防署内	平3.12	
小曾部水防倉庫	塩尻市	市	塩尻市大字洗馬下小曾部4700観音堂内	昭46.5	
旧櫛川支所倉庫	塩尻市	備	塩尻市大字木曾平沢2221旧櫛川支所内	昭52.4	
本部詰所・倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村西条4195	昭60.11	
本城第1分団 聖南町資材倉庫	筑北村	備	東筑摩郡筑北村西条3622-1	平11.3	
本部坂北車庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村坂北2187	昭59.11	
筑北村本城水防 倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村西条3771-2	平31.3	
筑北村坂井水防 倉庫	筑北村	村	東筑摩郡筑北村坂井5774-3	平31.3	
麻績村消防 団本部詰所	麻績村	村	東筑摩郡麻績村麻3837	平6.4	
麻績村	麻績村	村	東筑摩郡麻績村上町421-1	平15	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
生坂村	生坂村	村	東筑摩郡生坂村上生坂	平8.3	
山形村	山形村	村	東筑摩郡山形村山形村役場	昭61.3	
朝日村	朝日村	村	東筑摩郡朝日村大字小野沢役場駐車場内	平3.3	
計		37	備4		

安曇野建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
真々部	安曇野市	市	安曇野市豊科高家梓橋左岸200m下流	平27.3	
南穂高	安曇野市	市	安曇野市豊科南穂高 県民グラウンド駐車場内	平13.3	
上川手	安曇野市	市	安曇野市豊科田沢消防団第9分団詰所東	昭59.7	
貝梅	安曇野市	市補	安曇野市穂高穂高橋200m上流	平8.12	
除雪基地・水防 倉庫(堀金)	安曇野市	市	安曇野市堀金烏川2047-5	平12.1	
下押野	安曇野市	市	安曇野市明科七貴6093	平18.3	
除雪基地・水防 倉庫(上原)	安曇野市	市	安曇野市穂高8106-25	令2.3	
重柳	国土交通省 (松本)	国	安曇野市豊科南穂高重柳	平26.11	
計		8			

大町建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
三日町	大町市	市	大町市大町475-1(三日町大橋左岸上)	平7.12	
消防本部	大町市	市	大町市大町4111-1(消防署東)	昭57.11	
大新田	大町市	備	大町市大町7016-3(大新田市営住宅西)	平6.1	
八坂支所	大町市	備	大町市八坂1108-1	昭52.10	H8.4
美麻支所	大町市	備	大町市美麻11810-イ	平19.12	
池田	池田町	町補	池田町大字会染40-5	平2.3	
松川	松川村	村補	松川村5188-1	昭58.3	
松川	松川村	村	松川村5721-635	昭46.3	
白馬	白馬村	村補	白馬村大字北城旧白馬村役場	昭55.12	
南小谷	小谷村	備	小谷村大字千国乙6747-2	昭62.12	
計		10	備4		

千曲建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
坂城	国土交通省 (戸倉)	国	坂城町大字上五明(埴科頭首工上流)左岸堤防250m	昭57.3	
芝原	国土交通省 (戸倉)	国	千曲市大字若宮(冠着橋上流)左岸	昭59.3	
中	国土交通省 (戸倉)	国	千曲市大字中(平和橋上流)右岸	昭53.3	
杭瀬下	千曲市	市	千曲市千曲橋上流右岸堤防70m	昭28.3	
粟佐	千曲市	市	千曲市高速道千曲川橋上流 右岸堤防10m	昭62.3	
土口	千曲市	市	千曲市鳴海排水機場横	平3.12	
倉科	千曲市	市	千曲市倉科入口警鐘楼南西200m	昭49.2	
鼠	坂城町	町	坂城町大字南条鼠橋下流右岸堤防300m	昭57.10	
四反田	坂城町	町	坂城町大字坂城坂城大橋上流右岸堤防	昭55.3	
村上	坂城町	町	坂城町大字網掛大望橋上流左岸堤防940m	昭25.10	
千曲市(戸倉) 水防倉庫	千曲市	市	千曲市大字千本柳字上河原千曲川冠着橋 上流右岸堤防800m	昭61.12	
千曲市(上山田)	千曲市	市	千曲市上山田(女沢公園前)	昭60.12	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
計		12			

須坂建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
中島	須坂市	市	須坂市大字中島字砂間土手外1236-2 鮎川左岸落合橋下流150m	平5.3	
大島	小布施町	町	小布施町大島下松川橋右岸80m下流	平11.3	
上町	小布施町	町	小布施町上町松川橋右岸10m上流	昭47.3	
押羽	国土交通省 (中野)	国	小布施町押羽千曲川 篠ノ井川合流点右岸600m上流	平8.12	
村山	国土交通省 (長野)	国	須坂市大字村山字芦沢473-2 村山橋上流100m千曲川右岸	平13.3	
小山	須坂市	市	須坂市大字小山字前河原1001-3 百々川右岸高甫橋下流90m	平10.2	
境沢	須坂市	市	須坂市大字小山字入河原1918-15 百々川右岸市川橋上流50m	昭36.10	
米持	須坂市	市	須坂市大字米持字木瓜原156-8 百々川左岸米持橋下流150m	平8.11	
下八町	須坂市	市	須坂市大字八町字前山2322-7 鮎川右岸参宮橋下流20m	昭62.3	
大谷	須坂市	市	須坂市大字日滝字郷原5506-2 八木沢川左岸八木沢橋一号下流70m	昭58.4	
豊丘	須坂市	市	須坂市大字豊丘中村605-15 奈良川左岸内山橋付近	昭58.4	
相之島	須坂市	市	須坂市大字相之島字長土府1033-2 千曲川右岸堤防上	平4.12	
村山	須坂市	市	須坂市大字村山字西畑470-3 千曲川右岸堤防上村山橋下流500m	平13.12	
福島	須坂市	市	須坂市大字福島町字屋敷割地先 千曲川右岸堤防上屋島橋下流50m	平22.3	
新田	須坂市	市	須坂市大字小河原字松川4017-6 松川左岸下松川橋下流20m	昭62.3	
上八町	須坂市	市	須坂市大字八町字戸谷1007-2 鮎川右岸八町浄水場西	平7.12	
本郷	須坂市	市	須坂市大字日滝字郷原495-1 八木沢川右岸永楽荘北	平29.12	
仁礼	須坂市	市	須坂市大字仁礼字河原544-1 鮎川右岸栃倉橋上流250m	平4.3	
消防本部	須坂市	代補	須坂市大字小山1306番地 消防本部内	平5.9	
山王島	小布施町	町補	小布施町山王島小布施橋 右岸下流100m	昭61.5	
計		20			

長野建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
小島田	長野市	市	長野市小島田 更埴橋北詰左岸	昭36.4	
屋島	長野市	市	長野市大字屋島 屋島橋西詰千曲川左岸	平8.7	
西寺尾	長野市	市	長野市松代町西寺尾 松代大橋上流100m	昭59.3	
関崎	長野市	市	長野市若穂川田関崎 関崎橋下流150m右岸	平28.2	
若穂	長野市	市	長野市若穂牛島 保科川右岸双川橋上流10m	令1.9	
浅野	長野市	市	長野市豊野町浅野 鳥居川左岸豊野東小学校南東200m	平9.3	
真島	国土交通省 (長野)	国	長野市中真島更埴橋下流800m左岸	昭55.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川合新田	国土交通省 (長野)	国	長野市川合新田長野大橋上流左岸	昭56.3	
綱島	国土交通省 (長野)	国	長野市青木島町綱島 長野大橋上流右岸	昭54.3	
若里	国土交通省 (長野)	国	長野市若里丹波島橋下流左岸	昭53.3	
長沼	国土交通省 (中野)	国	長野市長沼村山橋下流800m左岸	昭53.3	
津野	国土交通省 (中野)	国	長野市津野村山橋下流2,750m左岸	昭60.3	
柳原	長野市	市	長野市柳原字村山 村山橋上流左岸	平17.3	
更北	長野市	市	長野市青木島町大塚722-1 消防更北分署内	平23.11	
真島	長野市	市	長野市真島町川合真島排水機場内	昭59.7	
東福寺	長野市	市	長野市篠ノ井東福寺上組 千曲川左岸	平8.9	
唐猫	長野市	市	長野市篠ノ井塩崎 JR長野新幹線鉄橋上流220m左岸	平14.3	
柴	長野市	市	長野市松代町字荒神宮脇 更埴橋上流800m右岸	昭41.3	
大室	長野市	市	長野市松代牧島松代建設西 千曲川右岸	平13.3	
屋島	長野市	市	長野市大字屋島 屋島橋西詰千曲川左岸	平9.12	
古里	長野市	市	長野市下駒沢古里支所北200m右岸	平5.3	
大豆島	長野市	市	長野市大字大豆島 落合橋600m上流犀川左岸	平16.3	
西寺尾	長野市	市	長野市篠ノ井杵淵 松代大橋上流100m千曲川左岸	平15.3	
川田	長野市	市	長野市若穂川田 川田小学校南西赤野田川沿い	平12.3	
川合新田	長野市	備	長野市川合新田 犀川左岸衛生工場西	昭45.12	
長沼	長野市	市	長野市穂保943-イ-1	令和2.11	
南俣	長野市	市	長野市鶴賀 南部小学校北東	昭60.12	
小島田	長野市	市	長野市真島町小島田排水機場内	昭60.12	
蛭川	長野市	市	長野市松代町東寺尾蛭川排水機場内	昭60.12	
小森	長野市	市	長野市篠ノ井小森第一排水機場内	昭60.12	
道島	長野市	市	長野市篠ノ井東福寺 千曲川右岸桜つつみ公園西	昭60.12	
大村	長野市	市	長野市松代町清野大村 清野広場内	昭61.10	
温泉団地	長野市	市	長野市松代町東条温泉団地公民館南東	昭58.5	
東横田	長野市	市	長野市篠ノ井横田 篠ノ井橋下流1000m左岸	昭62.6	
赤沼	長野市	市	長野市大字赤沼 大道橋南東60m浅川左岸	平成2.3	
若槻	長野市	市	長野市若槻東条1095番地1 消防若槻分署内	昭61.7	
中央消防署	長野市	備	長野市大字長野旭町1108-4	平29.5	
安茂里分署	長野市	備	長野市大字安茂里小市2-31-5	平14.2	
七二会分署	長野市	備	長野市七二会乙508-4	平9.12	
柳原分署	長野市	備	長野市大字柳原2551-1	平4.4	
鶴賀消防署	長野市	備	長野市大字鶴賀1730-2	平元.5	
飯綱分署	長野市	備	長野市大字上ヶ屋2471-3129	平8.12	
鬼無里分署	長野市	備	長野市鬼無里日陰2887-7	平8.11	
東部分署	長野市	備	長野市大字南長池299-17	平24.9	
篠ノ井消防署	長野市	備	長野市篠ノ井会690	平15.4	
塩崎分署	長野市	備	長野市篠ノ井塩崎4158	平3.3	
松代消防署	長野市	市	長野市松代町西寺尾1774	平2.4	
若穂分署	長野市	備	長野市若穂綿内7634	平11.3	
鳥居川消防署	飯綱町	備	飯綱町大字普光寺977	平7.3	
新町消防署	長野市	備	長野市信州新町里穂刈48	平7.3	
芦ノ町	長野市	市	長野市若穂綿内芦ノ町(公民館北)	昭63.6	
西田川	長野市	市	長野市松代町東寺尾(城北団地蛭川左岸)	平元.6	
篠ノ井支所	長野市	備	長野市篠ノ井御幣川281-1	昭63.3	
松代支所	長野市	備	長野市松代町松代1360	昭63.3	
若穂支所	長野市	備	長野市若穂町綿内7828	昭63.3	
川中島支所	長野市	備	長野市川中島町今井1756-1	昭63.3	
更北支所	長野市	備	長野市青木島町大塚881-1	昭63.3	
七二会支所	長野市	備	長野市七二会丁2373	昭63.3	

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
信更支所	長野市	備	長野市信更町氷ノ田3180-1	昭63.3	
古里支所	長野市	備	長野市市大字金箱635-16	昭63.3	
柳原支所	長野市	備	長野市大字小島804-5	昭63.3	
浅川支所	長野市	備	長野市大字浅川東条328-1	昭63.3	
朝陽支所	長野市	備	長野市大字北尾張部226-9	昭63.3	
東部浄化 センター	長野市	備	長野市大字大豆島字東沖4330	昭63.3	
河川課 大豆島詰所	長野市	備	長野市稲葉中河原沖1226-1	昭63.3	
上松 第2団地	長野市	備	長野市上松3丁目	昭63.3	
信州新町 仲町	長野市 県	備 備	長野市信州新町日原東2263-4 長野市信州新町新町31-2 長野市信州新町水防会館裏	平5.4	
里穂刈	長野市	市	長野市信州新町里穂刈 穂刈橋下流左岸100m	昭27.5	
中条	長野市	市	長野市中条日高御堂島橋上流200m右岸	昭46.4	
信濃町	信濃町	備	信濃町柏原信濃町役場内	昭45.8	
南郷	長野市	市	長野市豊野町南郷南郷区公会堂内	昭29.9	
豊野	長野市	市	長野市豊野町 豊野体育館東側	平4.3	
中尾	長野市	市	長野市豊野町豊野1095-1 豊野跨線橋下	平元.3	
本町	長野市	市	長野市豊野町豊野361 人権同和集会所敷地内	平8.3	
大倉	長野市	市	長野市豊野町大倉2100-2	平12.3	
西黒川	飯綱町	備	飯綱町大字黒川1660-1(北ノ台除雪ステーション)	昭51.7	
三水	飯綱町	備	飯綱町大字芋川324	平23.11	
戸隠	長野市	備	長野市戸隠豊岡1554 戸隠支所内	平6.3	
樺内	長野市	備	長野市大岡乙287 大岡支所内	平2.3	
鬼無里	長野市	備	長野市鬼無里日影2750-1 鬼無里支所内	平12.4	
鶴牧田	小川村	備	小川村鶴牧田	昭56.4	
千原	小川村	備	小川村千原	平13.11	
計		83	備37		

北信建設事務所

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
川原	山ノ内町	町	山ノ内町川原星川橋上流右岸70m	昭7.	
和手	中野市	市	中野市大字竹原越橋上流左岸1500m	昭59.6	県有借用
柳沢	中野市	市	中野市大字柳沢折橋東10m (公衆用道路)	平9.3	
越	中野市	市	中野市大字越越橋下流左岸70m	昭48.3	県有借用
岩井	中野市	市	中野市大字岩井1889番1 岩井樋門	令元.8	
田上	中野市	市	中野市大字田上旧倭保育園内	平17.12	
八ヶ郷	中野市	市	中野市大字中野夜間瀬橋下流 左岸24m	昭36.8	
古牧	中野市	市	中野市大字壁田1-2	平27.2	
大俣	中野市	市	中野市大字大俣12-4 輪中堤南側端末部	平10.9	
牛出	中野市	市	中野市大字牛出字谷地・立ヶ花橋下流 右岸800m	平10.3	
栗林	中野市	市	中野市大字栗林字野池182-3 清水川樋門上流200m右岸	平14.7	
上今井	中野市	市	中野市大字上今井字山根2761-3 国道117号本沢橋下	昭63.3	
豊津	中野市	市	中野市大字豊津字向田斑尾橋北600m	昭58.7	
中須賀川	山ノ内町	町	山ノ内町大字夜間瀬8568-6 北部コミュニティー消防センター	平9.10	
四ツ屋	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩字四ツ屋 天神橋下流右岸500m	昭52.6	
星川	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩 星川橋右岸上流100m	昭27.11	
星川	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩川原 星川橋右岸上流50m	平18.1	県→町 へ譲渡

名 称	管理団体名	県有、国庫補助単 独別、市町村有及 び代用備蓄場の別	位 置	竣工年月	備考
山ノ内 消防署	山ノ内町	備	山ノ内町大字平穩4106-11 山ノ内消防署内	平25.3	
穂波温泉	山ノ内町	町	山ノ内町大字佐野 星川橋下流左岸20m	平3.4	
戸狩	山ノ内町	町	山ノ内町大字戸狩戸狩消防詰所	平6.12	
宇木	山ノ内町	町	山ノ内町大字夜間瀬字神戸 夜間瀬橋右岸下流500m	昭34.9	
横倉	山ノ内町	町	山ノ内町大字平穩字道陸神沢橋左岸	昭34.4	
(小計 中野)		22	備1		
蓮	国土交通省 (中野)	国	飯山市蓮 救急排水ポンプ基地内(古牧橋下 流)左岸	平4.6	
木島	国土交通省 (中野)	国	飯山市木島中央橋下右岸30m	平6.11	
飯山	国土交通省 (中野)	国	飯山市大倉崎大関橋上流左岸(さくら広場)	平14.4	
柏尾	飯山市	市	// 戸狩千曲川左岸柏尾橋西70	// 51.3	
上町	飯山市	市補	飯山市大字飯山上町 中央橋綱切橋中間	昭32.9	
野坂田	飯山市	市補	飯山市木島公民館内	平6.3	
小沼	飯山市	市補	飯山市大字常盤字小沼 小沼公民館東へ100m	昭37.8	
中村	木島平村	村	木島平村中村小見区入口左側50m	昭40.9	
倉沢	木島平村	村補	木島平村大町平和橋左岸上流20m	平12.12	
役場倉庫	野沢温泉村	備	野沢温泉村役場内	昭63.10	
栄村役場倉庫	栄村	備	栄村役場内	平16.4	
(小計 飯山)		11	備2		
計		33	備3		

資料07-2 重要水防区域

(令和3年度長野県水防計画書より)

重 要 水 防 区 域										
建設事務所名	重要水防区域		想定 氾濫 区域 (ha)	想定氾濫区域						
	箇所数	延長 (m)		建物			公共用施設			農地 田畑 (ha)
				住家 (世帯 数)	公共用 建物 (棟)	工場 その他 (棟)	道路 (m)	橋梁 (箇所)	鉄道 (m)	
佐久	300	85,690	1,334.0	4,859	92	385	84,760	113	7,440	796.8
[内 佐久北部]	155	64,490	1,049.0	3,980	55	355	60,660	60	4,950	626.3
上田	354	73,428	1,261.7	5,336.0	96	123	42,167	121	1,460	770.6
諏訪	137	62,409	1,499.8	10,716.0	100	921	177,490	118	1,600	792.4
伊那	713	275,549	4,454.6	16,731.0	284	1,614	648,000	429	20,035	2,399.6
飯田	363	80,089	1,300.0	2,569	141	213	94,714	283	4,040	588.9
下伊那南部	27	6,790	3.0	30	2	0	800	1	550	2.0
木曾	271	44,492	415.7	1,940	85	317	36,410	114	1,920	165.5
松本	263	80,031	6,334.1	83,411	1,489	6,716	1,539,332	624	22,765	4,108.4
安曇野	198	57,730	2,700.0	4,400	33	35	120,000	42	4,500	1,800.0
大町	101	53,298	1,356.5	3,659	54	186	219,906	64	4,015	1,803.4
千曲	262	55,208	3,187.9	15,693	169	910	603,390	463	18,850	1,337.3
須坂	97	48,082	2,211.0	4,753	99	193	160,395	121	5,600	1,567.9
長野	515	178,734	9,994.1	28,953	162	4,883	784,292	156	41,750	2,771.9
北信	336	115,802	3,270.3	7,331	81	982	256,296	64	15,800	1,697.1
[内 中野事務所]	156	47,470	1,819.3	3,501	47	826	190,590	34	4,200	1,230.1
[内 飯山事務所]	180	68,332	1,451.0	3,830	34	156	65,706	30	11,600	467.0
総計	3,937	1,217,331	39,322.7	190,381	2,887	17,478	4,767,952	2,713	150,325	20,601.8
千曲川河川 事務所	1,075	183,253	※下伊那南部建設事務所管内の飯田市分（旧上村、南信濃村） については、重要水防区域以外は飯田建設事務所を含む。							
天竜川上流河川 事務所	335	168,770								
県	1,884	682,321								
市町村	643	182,988								

資料07-3 JR等に連絡するダム等の管理者

河川名	名 称	位 置	管理者	通報先
信濃川	箕輪発電所取水堰堤	南佐久郡南牧村大字海尻	東京電力株式会社	小海線営業所工務室 0267-63-1049
〃	小諸発電所取水堰堤	佐久市大字今井	〃	〃
〃	舟渡	千曲市杭瀬下	千曲市長	しなの鉄道技術センター 0268-22-0890
〃	西大滝取水	飯山市照岡東大滝	東京電力株式会社	飯山線営業所工務室 0269-62-2216
天竜川	釜口水門	岡谷市湊	長野県	上諏訪保線技術センター 0266-58-3616
犀 川	小田切ダム	長野市大字塩生	東京電力株式会社	長野保線技術センター 026-226-2071
裾花川	裾花ダム	長野市大字小鍋字神白沖	長野県	〃
姫 川	姫川第2水力発電所	北安曇郡白馬村外出	中部電力株式会社	松本保線技術センター 0263-34-2394 糸魚川保線区 0255-52-0329
〃	姫川第3水力発電所	北安曇郡小谷村川谷	〃	〃
梓 川	稲核ダム	松本市安曇	東京電力株式会社	〃

資料08-1 緊急交通路指定予定路線一覧

警察庁指定広域交通規制道路

	路線名	区 間	管轄警察署等	交通検問所
①	中央自動車道西宮線	山梨県境（富士見町）～ 岐阜県境（阿智村）	高速隊 茅野、諏訪、岡谷、 伊那、駒ヶ根、飯田	諏訪IC、伊那IC、飯田IC
②	中央自動車道長野線	岡谷JCT（岡谷市）～ 更埴JCT（千曲市）	高速隊 岡谷、塩尻、松本、 安曇野、千曲	松本IC
③	関越自動車道上越線	群馬県境（佐久市）～ 新潟県境（信濃町）	高速隊、佐久、小諸、 上田、千曲、長野南、 須坂、中野、長野中央	佐久IC、長野IC
④	中部横断自動車道	関越自動車道上越線佐久小諸JCT（佐久市）～ 国道142号佐久南IC入口交差点（佐久市）	佐久	
⑤	三遠南信自動車道	中央自動車道西宮線飯田山本JCT（飯田市）～ 国道151号天竜峡IC入口交差点（飯田市）	飯田	
⑥	国道18号・18号上田BP	群馬県境（軽井沢町）～ 新潟県境（信濃町）	軽井沢、佐久、小諸、 上田、千曲、長野南、 須坂、長野中央	軽井沢、野尻
⑦	国道19号・19号長野南BP	岐阜県境（南木曾町）～ 国道18号西尾張部交差点（長野市）	木曾、塩尻、松本、 安曇野、大町、長野南、 長野中央	南木曾、高出
⑧	国道20号	山梨県境（富士見町）～ 国道19号高出交差点（塩尻市）	茅野、諏訪、岡谷、 塩尻	富士見、高出
⑨	国道20号下諏訪岡谷BP	国道20号バイパス入口交差点（岡谷市）～ 国道142号湖北トンネル南交差点（岡谷市）	岡谷	国道20号BP入口、 湖北トンネル南
⑩	国道20号諏訪BP	国道20号中河原北交差点（茅野市）～ 中央自動車道西宮線諏訪インター（諏訪市）	茅野、諏訪	諏訪IC、中河原北
⑪	国道141号・141号BP	山梨県境（南牧村）～ 国道18号平原交差点（小諸市）	佐久、小諸	旧交機白田分駐隊
⑫	国道361号	国道153号入舟交差点（伊那市）～ 国道19号神谷入口交差点（木曾町）	伊那、木曾	

その他幹線道路

【北信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係（隣接）県
⑬	国道117号	国道19号中御所交差点（長野市）～ 新潟県境（栄村）	長野南、長野中央、 須坂、中野、飯山	新潟県
⑭	国道292号	国道403号七瀬交差点（中野市）～ 新潟県境（飯山市）	中野、飯山	新潟県
⑮	国道403号	中央自動車道長野線麻績IC（麻績村）～ 国道292号七瀬交差点（中野市）	安曇野、千曲、 長野南、須坂、中野	
⑯	国道406号	県道信濃信州新線鬼無里交差点（長野市）～ 国道18号東和田交差点（長野市）～ 国道144号菅平口交差点（上田市）	長野中央、須坂、 上田	
⑰	県道長野須坂インター線	関越自動車道上越線須坂長野東IC西交差点（須坂市）～ 国道18号上高田北交差点（長野市）	須坂、長野中央	
⑱	県道長野真田線	国道403号インター南交差点（長野市）～ 国道117号下氷鉦交差点（長野市）	長野南	

その他幹線道路

【東信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係（隣接）県
⑲	国道142号	国道141号跡部交差点（佐久市）～ 国道20号BP湖北バイパス南交差点（岡谷市）	佐久、上田、諏訪、 岡谷	

⑳	国道144号	国道18号BP住吉交差点(上田市)～群馬県境(上田市)	上田	群馬県
㉑	国道152号	国道18号大屋交差点(上田市)～県道諏訪白樺湖小諸線大門峠交差点(茅野市)	上田	
㉒	国道254号	群馬県境(佐久市)～国道19号平瀬口交差点(松本市)	佐久、上田、松本	群馬県
㉓	県道下仁田軽井沢線	群馬県境(軽井沢町)～国道18号南軽井沢交差点(軽井沢町)	軽井沢	群馬県

その他幹線道路

【南信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係(隣接)県
㉔	国道151号	国道153号東鼎交差点(飯田市)～愛知県境(阿南町)	飯田、阿南	愛知県
㉕	国道152号	県道諏訪白樺湖小諸線大門峠交差点(茅野市)～国道20号新井交差点(茅野市)	茅野	
㉖	国道153号	国道20号高出交差点(塩尻市)～愛知県境(阿智村)	塩尻、伊那、駒ケ根、飯田	愛知県
㉗	国道256号	国道19号南木曾町妻籠交差点(南木曾町)～国道153号阿知川橋東交差点(阿智村)	木曾、飯田	
㉘	国道299号	国道141号清水町交差点(佐久穂町)～国道20号新井交差点(茅野市)	佐久、茅野	

その他幹線道路

【中信方面】

	路線名	区 間	管轄警察署等	関係(隣接)県
㉙	国道147号	国道19号新橋交差点(松本市)～国道148号一中東交差点(大町市)	松本、安曇野、大町	
㉚	国道148号	国道147号一中東交差点(大町市)～新潟県境(小谷村)	大町	新潟県
㉛	国道158号	国道19号渚1丁目交差点(松本市)～岐阜県境(松本市)	松本	岐阜県
㉜	国道403号	国道19号木戸交差点(安曇野市)～中央自動車道長野線麻績IC(麻績村)	安曇野	
㉝	県道松本空港塩尻北インター線	国道19号吉田北交差点(塩尻市)～県道松本平広域公園線空港入口交差点(松本市)	塩尻、松本	
㉞	県道松本空港線	国道19号南松本交差点(松本市)～県道松本空港線空港東交差点(松本市)	松本	
㉟	県道柏矢町田沢(停)線	県道安曇野インター堀金線安曇野インター交差点(安曇野市)～国道147号柏矢町交差点(安曇野市)	安曇野	
㊱	白馬長野道路・県道長野大町線	国道19号安庭交差点(長野市)～国道148号南借馬交差点(大町市)	長野南、大町	

資料08-2 災害時の交通対策に関する隣接県警察との協定関連幹線道路

隣接県警察	対象幹線関連道路名	関係警察署等	協定締結日
山梨県	中央自動車道西宮線	高速隊	平成7年10月17日
	国道20号	茅野署	
	国道141号	佐久署	
	主 茅野小淵沢韮崎線	茅野署	
新潟県	国道18号	長野中央署	平成7年10月17日
	国道117号	飯山署	
	国道148号	大町署	
	国道292号	飯山署	
静岡県	国道152号	阿南署	平成7年10月17日
愛知県	国道151号	阿南署	平成7年11月1日
	国道153号	飯田署	
	主 設楽根羽線	飯田署	
群馬県	関越自動車道上越線	高速隊	平成7年12月1日
	国道18号	軽井沢署	
	国道144号	上田署	
	国道146号	軽井沢署	
	国道254号	佐久署	
	国道292号	中野署	
	主 下仁田軽井沢線	軽井沢署	
岐阜県	中央自動車道西宮線	高速隊	平成7年12月1日
	国道19号	木曾署	
	国道158号	松本署	
	国道361号	木曾署	
	国道418号	飯田署	

資料08-3 自動車運転者の執るべき措置

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

2 大地震が発生したとき

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

(1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行なわれえたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(2) 警察官の指示

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

※ 警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者などに対し、必要な措置を命ずることがあります。

運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがあります。

※ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

資料08-4 災害時における緊急通行車両の確認(長野県公安委員会が行う場合)

災害時交通規制を実施している県内の区域若しくは道路の区間又は他の災害時交通規制を実施している他の都府県に向かう緊急通行車両の確認に関する事務は次により処理するものとする。

- 1 緊急通行車両の確認について申出があったときは、申出者に緊急通行車両確認申出書(別記様式第3(第6条関係))。以下「申出書」という。)を提出させ、緊急通行車両確認基準(別記)により、申出の内容を審査すること。この場合において、緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)により確認の申出があったときは、申出書及び届出済証の提出を受け、確認を行うこと。
- 2 審査の結果、緊急通行車両と認められる場合及び届出済証による申出があった場合は、緊急通行車両確認証明書(炎対法施行規則第6条の2に規定する別記様式第5(第6条の2関係))。以下「証明書」という。)に必要事項を記載して標章(炎対法施行規則第6条の2に規定する別記様式第4(第6条の2関係))とともに車両1台ごとに交付すること。ただし、緊急通行車両と認められない場合は、申出者にその理由を告知すること。
- 3 証明書及び標章の交付に際しては、次の事項を指導すること。
 - (1) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
 - (2) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
 - (3) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
- 4 緊急通行車両と認められる車両であっても道路交通法(昭和35年法律第105号)第56条(乗車又は積載の方法の特例)又は57条(乗車又は積載の制限等)の許可を要するものについては、所定の手続により許可証を交付すること。
- 5 緊急通行車両確認の適正を図るため、緊急通行車両確認(証明書交付簿(別記様式第5(炎対法・原炎法・国民保護法関係))。以下「確認簿」という。)を備え付け、申出書及び届出済証の受理並びに証明書及び標章交付の状況を明らかにしておくこと。

なお、申出書は受理順に編冊し、緊急通行車両として認めない処分をしたものは、「却下」と申出書の欄外に朱書しておくこと。
- 6 緊急通行車両の通行に支障をきたさないようにするため、災害時交通規制の検問所においても申出書、証明書、標章及び確認簿の別冊を配備し、警察官は、1、2、3の要領に準じ、迅速的確に確認事務を行うこと。

別記

緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- 1 災害応急対策(災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。)に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

覚 書

長野県警察本部長(以下「甲」という。)及び社団法人日本自動車連盟関東本部本部長野支部長(以下「乙」という。)は、災害対策基本法第76条の3に規定する警察官の処置命令等(以下「警察官の処置命令等」という。)の権限の行使に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1 協力要請

甲は、警察官の処置命令等の権限行使に関し、必要がある場合は、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備などの範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用

活動に関する費用に付いては、乙の負担とする。

第4 補償

第2の規定により、排除活動に従事したものが、これに従事したことにより死亡又は負傷、若しくは疾病などにかかった場合においては、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

第5 損害賠償

この覚書に基く活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

第6 訓練の実施

乙は、災害時に円滑な活動が実施できるよう平素から訓練に努めるものとする。

第7 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

付則

- 1 この覚書は平成17年6月1日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年5月26日

甲 長野県警察本部長

岡 弘 文 印

乙 社団法人日本自動車連盟 関東本部長野支部長

宇 都 宮 元 印

資料 08-6 緊急通行車両、緊急輸送車両確認事務処理要領

(知事が行う場合)

(趣旨)

第1 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両の確認、同条第 2 項の規定による災害発生前の確認並びに同条第 3 項の規定による標章及び証明書の交付、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条第 1 項の規定による緊急輸送車両の確認、同条第 2 項の規定による警戒宣言前の確認並びに同条第 3 項の規定による標章及び証明書の交付、原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）第 8 条の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定による緊急通行車両の確認、同条第 2 項の規定による災害発生前の確認並びに同条第 3 項の規定による標章及び証明書の交付、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 政令第 275 号）第 39 条においてその例によるものとされた災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定による緊急通行車両の確認、同条第 2 項の規定による災害発生前の確認並びに同条第 3 項の規定による標章及び証明書の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急通行車両、緊急輸送車両の確認)

第2 緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認は、法令により知事、公安委員会が行うこととされている。但し、知事が行う確認は、事務処理規則第 7 条の規定により地域振興局長の専決する事項となっている。

(確認の対象とする車両)

第3 緊急通行車両等として確認する車両は、以下のとおりとする。

1 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

- (1) 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、指定行政機関等という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

2 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）

- (1) 警戒宣言発令時に地震法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両。
- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

3 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第 1 項の緊急事態応急対策を実施するために使用する車両。
- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために専用に使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）

- (1) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は武力攻撃から国民生活及び国民経済への影響が最小となるための措置を実施するために使用する車両。
- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(確認の申出)

第4 第2の申出は、**災害対策基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書又は大規模地震対策特別措置法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書**による。ただし、車両の使用者が、公安委員会の発行する緊急通行車両等事前届出済証を提示した場合は、緊急通行車両確認申出書**又は緊急輸送車両確認申出書**の提出及び確認・審査を省略することができる。

(確認・審査)

第5 緊急通行車両等の確認は申出のつど行い、法令に基づく緊急通行車両等に該当するか確認・審査するものとする。

(標章および証明書の交付)

第6 緊急通行車両等であることを確認した時は、当該使用者に対し、災害対策基本法関係は同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条の規定の規定による標章（別記様式）及び**災害対策基本法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書**、地震法関係は同法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による標章（別記様式）および**同法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書**（様式第5号）を交付する。なお、原災法、国民保護法は、災害対策基本法施行規則の規定によるものとする。

(事務処理の方法等)

第7 緊急通行車両等の確認および標章等の交付は、緊急通行車両等確認**証明書交付簿**（様式第1）により処理するものとし、同簿にそのてん末を明らかにしておくものとする。

(報告)

第8 地域振興局総務管理（・環境）課長は、同一の災害に係る緊急通行車両等の確認事務が終了したときは、その状況を、緊急通行車両等確認事務処理状況報告書（様式第2）によりとりまとめ、危機管理防災課長に報告しなければならない。

別記様式第6(第6条関係)

		年 月 日
長野県知事 殿		
緊急輸送車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は は名称	
緊急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
長野県知事 (地域振興局長) ㊟		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第8(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
長野県知事 (地域振興局長) 印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(様式第2)

緊急通行車両等確認事務処理状況報告書
(災害分)

地第 号 年 月 日		
危機管理防災課長 殿		
総務管理(・環境)課長 印		
処理の種別	申出数(A+B)	
	却下数(A)	
	確認数(B)	
確認車両数(B)の内訳 (目的別)	警報発令等関係車	
	消防、水防関係車	
	災害救助関係車	
	応急教育関係車	
	施設等応急復旧関係車	
	清掃、防疫関係車	
	警察関係車	
	その他	
備考		

(備考)「却下数」には申出の取下数を含めること。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料08-7 震災対策緊急輸送道路 路線一覧表

建設部

震災対策緊急輸送道路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
	中央自動車道西宮	阿智村県境	～	富士見町県境	122.1
	長野自動車道	岡谷JCT	～	更埴JCT	75.8
	上信越自動車道	佐久市県境	～	信濃町県境	111.4
	中部横断自動車道	佐久南IC	～	佐久小諸JCT	7.8
	高速自動車国道 4路線計				317.1
	18号	軽井沢県境	～	信濃町県境	123.5
	19号	長野市高田	～	南木曾町県境	176.6
	20号	富士見町県境	～	塩尻市19号交点	56.8
117号		栄村県境	～	飯山市伍位野	33.3
		飯山市伍位野	～	豊田飯山I.C.	4.0
		長野市豊野立ヶ花橋	～	長野市豊野18号交点	1.4
		長野市19号交点	～	長野市青木島	3.5
141号		上田市新田18号交点	～	上田市上堀18号交点	3.0
		南牧村県境	～	小諸市平原18号交点	50.3
142号		佐久市跡部	～	岡谷市20号交点	56.3
143号		上田市18号BP交点	～	松本市254号交点	46.5
		松本市岡田松岡	～	松本市19号交点	4.4
144号		上田市18号交点	～	上田市県境	20.2
147号		松本市19号交点	～	大町市一中東交差点	31.1
148号		大町市一中東交差点	～	小谷村県境	46.0
151号		飯田市中央4	～	飯田市153号交点	2.5
152号		上田市18号交点	～	伊那市高遠町361号交点	80.0
153号		根羽村県境	～	塩尻市20号交点	135.6
158号		松本市安曇県境	～	松本市19号交点	44.4
254号		佐久市県境	～	佐久市跡部	16.4
		上田市152号交点	～	松本市19号交点	32.2
256号		南木曾町19号交点	～	阿智村駒場153号交点	28.5
		飯田市153号交点	～	飯田市151号交点	3.8
292号		中野市七瀬403号交点	～	飯山市117号交点	7.9
361号		木曾町19号交点	～	伊那市高遠町152号交点	30.9
403号		千曲市18号交点	～	安曇野市明科19号交点	38.6
		中野市江部	～	中野市292号交点	1.2
474号		飯田山本I. C	～	天竜峡I. C	7.1
	一般国道20路線計	(うち県管理 16 路線 672.9 km)			1,086.0

震災対策緊急輸送道路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
9	佐久軽井沢線	佐久市相生町交点	～	御代田町18号交点	6.2
11	北杜富士見線	富士見町山梨県境	～	富士見町20号交点	0.7
14	下諏訪辰野線	岡谷市20号BP交点	～	辰野町153号交点	15.5
21	飯田(停)線	飯田市151号交点	～	飯田停車場交点	0.2
23	松本(停)線	松本市143号交点	～	松本停車場交点	0.3
27	松本空港塩尻北インター線	松本空港	～	塩尻北IC	3.9
29	中野豊野線	中野市立ヶ花橋	～	中野市江部	4.1
31	長野大町線	長野市19号交点	～	大町市148号交点	28.3
32	長野(停)線	長野市19号交点	～	長野停車場	0.5
35	長野真田線	長野市117号交点	～	長野市403号交点	4.7
44	下仁田浅科線	佐久市相生町交点	～	佐久市142号交点	9.7
57	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科19号交点	～	安曇野市豊科147号交点	3.8
58	長野須坂インター線	長野市18号交点	～	須坂市403号交点	5.4
59	松川インター大鹿線	松川IC	～	松川町153号交点	3.6
75	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市153号交点	～	駒ヶ根IC	2.1
79	小諸上田線	小諸市18号交点	～	小諸IC	1.3
81	丸子東部インター線	東御市田中常田南	～	東部湯の丸IC	2.1
87	伊那インター線	伊那市153号交点	～	伊那IC	2.8
89	園原インター線	園原IC	～	阿智村256号交点	4.5
90	諏訪南インター線	富士見町20号交点	～	諏訪南IC	1.2
91	坂城インター線	坂城町18号交点	～	坂城IC	1.4
	主要地方道21路線計	(うち県管理 21 路線 102.3 km)			102.3
138	香坂中込線	佐久市相生町交点	～	佐久市254号交点	4.3
174	荻窪丸子線	上田市254号交点	～	上田市上丸子152号交点	3.4
207	美篤箕輪線	伊那市153号BP交点	～	伊那市153号交点	0.5
282	浅間河添線	松本市浅間橋	～	松本143号交点	0.9
284	惣社岡田線	松本市浅間橋	～	松本市254号交点	2.2
296	松本空港線	松本市19号交点	～	松本市空港東	6.3
	一般県道6路線計	(うち県管理 6 路線 17.6 km)			17.6
	1次指定路線51路線計	(うち県管理 43 路線 792.8 km)			1,523.0

自動車道控除分(NEXCO管理) -309.3
 国道控除分 -420.9
 うち県管理 **792.8**

km

震災対策緊急輸送道路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
※	18号	軽井沢町碓氷峠	～	軽井沢町借宿	7.3
※	117号	豊田飯山I.C.	～	長野市豊野町立ヶ花橋	8.6
	146号	軽井沢町県境	～	軽井沢町18号交点	11.9
※	151号	飯田市153号交点	～	阿南町県境	43.7
※	152号	伊那市高遠町361号交点	～	伊那市長谷溝口	6.2
		飯田市上村474号交点	～	飯田市南信濃418号交点	16.9
※	256号	飯田市151号交点	～	飯田市知久平	2.8
※	292号	中野市七瀬403号交点	～	山ノ内町県境	32.4
		飯山市117号交点	～	飯山市県境	11.2
※	361号	木曾町開田高原西野	～	木曾町福島19号交点	26.8
※	403号	中野市江部	～	千曲市18号交点	37.0
	406号	長野市18号交点	～	須坂市横町	5.2
		長野市鬼無里和田	～	長野市18号交点	23.9
	418号	天竜村早木戸橋	～	飯田市南信濃152号交点	14.4
		平谷村153号交点	～	阿南町151号交点	15.6
	474号	喬木村矢筈	～	飯田市上村152号交点	5.4
	一般国道12路線計	(うち県管理 11 路線 269.3 km)			269.3
1	飯田富山佐久間線	飯田市知久平	～	天竜村県境	40.5
2	川上佐久線	川上村大深山	～	小海町馬流	24.8
4	真田東部線	上田市真田町144号交点	～	東御市18号交点	16.7
12	丸子信州新線	青木村143号交点	～	長野市大岡宮平	27.0
16	岡谷茅野線	岡谷市岡谷	～	茅野市20号交点	13.7
17	茅野北杜葦崎線	茅野市152号交点	～	富士見町立沢	13.4
18	伊那生田飯田線	伊那市中央区	～	駒ヶ根市下割	14.9
		中川村大草	～	飯田市153号交点	21.3
19	伊那辰野(停)線	伊那市中央区	～	辰野町平出	17.5
20	開田三岳福島線	木曾町開田高原西野	～	木曾町福島19号交点	24.1
22	松川大鹿線	大鹿村松除	～	大鹿村落合	3.1
25	塩尻鍋割穂高線	松本市今井東	～	松本市梓川梓	13.3
26	奈川木祖線	松本市奈川奈川渡	～	木祖村藪原	31.2
※ 29	中野豊野線	中野市江部	～	中野市292号交点	2.7
※ 31	長野大町線	長野市19号交点	～	小川村夏和	10.1
33	白馬美麻線	白馬村148号交点	～	大町市美麻長野大町線交点	9.4
34	長野菅平線	長野市大豆島	～	長野市403号交点	2.9
※ 35	長野真田線	長野市403号交点	～	上田市真田町144号交点	24.6

震災対策緊急輸送道路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
36	信濃信州新線	長野市戸隠宝光社	～	小川村大久保	27.3
37	長野信濃線	長野市城山	～	長野市浅川東条	3.8
38	飯山野沢温泉線	飯山市117号交点	～	野沢温泉村野沢	14.7
40	諏訪白樺湖小諸線	立科町芦田	～	東御市島川原	9.3
49	駒ヶ根長谷線	駒ヶ根市153号交点	～	駒ヶ根市下割	3.8
50	諏訪辰野線	諏訪市20号交点	～	諏訪市有賀(湖岸通)	6.6
51	大町明科線	大町市147号交点	～	安曇野市明科19号交点	18.3
54	須坂中野線	須坂市横町	～	高山村中山	6.9
55	大町麻績インター千曲線	生坂村19号交点	～	大町市147号交点	14.0
		千曲市若宮	～	千曲市18号交点	0.9
※ 57	安曇野インター堀金線	安曇野市堀金上堀	～	安曇野市豊科147号交点	2.6
※ 59	松川インター大鹿線	松川町153号交点	～	大鹿村落合	12.3
60	長野荒瀬原線	飯綱町三水18号交点	～	信濃町荒瀬原	7.5
62	美ヶ原公園沖線	上田市武石上武石	～	上田市武石沖152号交点	2.5
64	天竜公園阿智線	泰阜村高町	～	下條村粒良脇	5.3
65	上田丸子線	上田市18号交点	～	上田市254号交点	14.1
66	豊野南志賀公園線	長野市豊野町豊野	～	高山村中山	9.7
68	梓山海ノ口線	川上村大深山	～	南牧村海ノ口	11.9
76	長野戸隠線	長野市戸隠馬場	～	長野市戸隠宝光社	3.1
77	長野上田線	長野市117号交点	～	長野市篠ノ井	7.0
		千曲市403号交点	～	上田市天神141号交点	23.7
83	下条米川飯田線	泰阜村明島	～	泰阜村平島田	1.1
86	戸隠篠ノ井線	長野市戸隠馬場	～	長野市戸隠祖山	6.3
96	飯山妙高高原線	豊田飯山I.C.	～	信濃町荒瀬原	6.6
	主要地方道39路線計	(うち県管理 39 路線 530.5 km)			530.5
115	松本平広域公園線	松本市今井東	～	松本市空港東	1.2
124	上野小海線	北相木村久保	～	小海町馬流	4.3
166	東部望月線	東御市田中常田南	～	佐久市望月	12.6
190	立沢富士見(停)線	富士見町立沢	～	富士見町乙事富士見線交点	4.1
197	払沢茅野線	原村払沢	～	茅野市20号交点	7.7
198	乙事富士見線	富士見町立沢富士見(停)線交点	～	富士見町20号交点	0.5
217	大草坂戸線	中川村大草	～	中川村153号交点	0.5
243	深沢阿南線	阿智村浪合153号交点	～	阿智村浪合宮本	1.9
244	温田(停)早稻田線	阿南町御供	～	阿南町早稻田	4.4
251	上飯田線	喬木村喬木山	～	喬木村馬場平	12.5
256	御岳王滝黒沢線	王滝村王滝	～	木曾町三岳黒沢	11.3
275	上生坂信濃松川(停)線	生坂村19号交点	～	生坂村旭	1.8
		池田町池田	～	松川村147号交点	1.8

震災対策緊急輸送道路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長 (km)
278	大野田梓橋(停)線	松本市梓川梓	～	松本市梓川北大妻	2.2
291	新田松本線	朝日村新田	～	朝日村小野沢	0.8
		朝日村新田	～	山形村中大池	4.8
292	御馬越塩尻(停)線	朝日村新田	～	朝日村土合	1.6
298	土合松本線	朝日村土合	～	松本市東耕地	5.1
303	会田西条(停)線	松本市中川	～	筑北村403号交点	8.2
315	波田北大妻豊科線	松本市梓川北大妻	～	安曇野市梓橋田沢(停)線交点	5.3
316	梓橋田沢(停)線	安曇野市波田北大妻豊科線交点	～	安曇野市147号交点	1.7
322	白馬岳線	白馬村148号交点	～	白馬村役場入口	0.3
353	野沢上境(停)線	野沢温泉村野沢	～	野沢温泉村上境	3.5
372	三才大豆島中御所線	長野市117号交点	～	長野市大豆島	4.3
393	小島信濃木崎(停)線	大町市美麻宮村	～	大町市美麻北村	1.5
394	川口大町線	大町市美麻中村	～	大町市三日町	4.9
395	川口田野口篠ノ井線	長野市大岡宮平	～	長野市大岡19号交点	6.1
398	長野豊野線	長野市19号交点	～	長野市406号交点	0.7
404	栃原北郷信濃線	長野市中曾根上	～	長野市飯綱高原	3.1
497	美麻八坂線	大町市美麻大藤	～	大町市美麻中村	3.5
498	聖高原千曲線	千曲市上山田県77号交点	～	千曲市18号交点	1.3
506	戸隠高原浅川線	長野市浅川東条	～	長野市戸隠宝光社	15.6
	一般県道30路線計			(うち県管理 30 路線 139.1 km)	139.1
	2次指定路線81路線計			(うち県管理 80 路線 933.5 km)	938.9

※ 第一次と重複 13路線

県管理(第一次)	43			792.8
県管理(第二次)	80			933.5
重複路線	-13			
計	110	路線	延長	1,726.3

km

強化地域内震災対策緊急輸送道路(第一次)

路線番号	路線名	起 点	~	終 点	指定延長 (km)
	中央自動車道西宮	阿智村県境	~	富士見町県境	121.1
	長野自動車道	岡谷JCT	~	塩尻市境	5.9
	高速自動車国道 2路線計				127.0
	20号	富士見町県境	~	塩尻市境	48.2
	142号	長和町境	~	岡谷市20号交点	18.1
	151号	飯田市中央4	~	飯田市153号交点	2.5
	152号	長和町境	~	高遠町361号交点	47.5
	153号	塩尻市境	~	阿智村境	107.1
	256号	南木曾町境	~	阿智村駒場153号交点	14.5
		飯田市153号交点	~	飯田市151号交点	3.8
	361号	塩尻市境	~	伊那市高遠町152号交点	18.8
	474号	飯田山本I. C	~	天龍峡I. C	7.1
	一般国道 8路線計				267.6
11	北杜富士見線	富士見町山梨県境	~	富士見町20号交点	0.7
14	下諏訪辰野線	岡谷市20号BP交点	~	辰野町153号交点	15.5
21	飯田(停)線	飯田市151号交点	~	飯田停車場交点	0.2
59	松川インター大鹿線	松川I.C	~	松川町153号交点	3.6
75	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市153号交点	~	駒ヶ根I.C	2.1
87	伊那インター線	伊那市153号交差	~	伊那I.C	2.8
89	園原インター線	園原I.C	~	阿智村256号交点	4.5
90	諏訪南インター線	富士見町20号交点	~	諏訪南I.C	1.2
	主要地方道 8路線計				30.6
207	美篤箕輪線	伊那市153号BP交差点	~	伊那市153号交点	0.5
	一般県道 1路線計				0.5
	1次指定路線 18路線計				425.7

強化地域内震災対策緊急輸送道路(第二次)

路線番号	路線名	起 点	～	終 点	指定延長(km)
	151号	飯田市153号交点	～	阿南町県境	43.7
	152号	飯田市上村474号交点	～	飯田市南信濃418号交点	16.9
		伊那市高遠町361号交点	～	伊那市長谷溝口	6.2
	256号	飯田市151号交点	～	飯田市知久平	2.8
	418号	天龍村早木戸	～	飯田市南信濃152号交点	14.4
		売木村境	～	阿南町151号交点	2.0
	474号	喬木村矢筈	～	飯田市上村152号交点	5.4
	一般国道 5路線計				91.4
1	飯田富山佐久間線	飯田市知久平	～	天龍村県境	40.5
16	岡谷茅野線	岡谷市岡谷	～	茅野市20号交点	13.7
17	茅野北杜葦崎線	茅野市152号交点	～	富士見町立沢	13.4
18	伊那生田飯田線	伊那市中央区	～	駒ヶ根市下割	14.9
		中川村大草	～	飯田市153号交点	21.3
19	伊那辰野(停)線	伊那市中央区	～	辰野町平出	17.5
22	松川大鹿線	大鹿村松除	～	大鹿村落合	3.1
49	駒ヶ根長谷線	駒ヶ根市153号交点	～	駒ヶ根市下割	3.8
50	諏訪辰野線	諏訪市20号交点	～	諏訪市有賀(湖岸通)	6.6
59	松川インター大鹿線	松川町153号交点	～	大鹿村落合	12.3
64	天竜公園阿智線	下条村粒良脇	～	泰阜村高町	5.3
83	下条米川飯田線	泰阜村明島	～	泰阜村平島田	1.1
	主要地方 11路線計				153.5
190	立沢富士見(停)線	富士見町立沢	～	富士見町乙事富士見線交点	4.1
197	払沢茅野線	原村払沢	～	茅野市20号交点	7.7
198	乙事富士見線	富士見町立沢富士見(停)線交点	～	富士見町20号交点	0.5
217	大草坂戸線	中川村大草	～	中川村153号交点	0.5
244	温田(停)早稲田線	阿南町御供	～	阿南町早稲田	4.4
251	上飯田線	喬木村喬木山	～	喬木村馬場平	12.5
	一般県道 6路線計				29.7
	2次指定路線 22路線計				274.6

・第一次緊急輸送道路

緊急時や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

・第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送路と市町村役場、主要な防災拠点(公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路

資料08-8 応急組立橋保有状況

(1) 国土交通省（近接地方整備局）が保有する応急組立橋

地方整備局名	保管場所	種類	支間長	幅員	設計荷重	保有数
関東地方整備局	関東技術	トラス	40m	6.5m	TL-20	1
	関東技術	トラス	50m	7.5m	TL-25	1
北陸地方整備局	北陸技術	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	北陸技術	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	高田河川国道	ワーレントラス	50m	7.5m	TL-25	1
中部地方整備局	静岡国道	トラス	40m	6.0m	TL-20	1
	中部技術	トラス	40m	8.0m	TL-20	1
	北勢国道	トラス	50m	7.5m	B活荷重	1

- 注 1：無償 ただし災害箇所のみ
 2：輸送架設は地方公共団体負担
 3：保管する地域整備局長経由大臣あて申請

(2) 民間が保有する応急組立橋

	保管場所	種類	支間長	幅員	設計荷重	保有数
長野県橋梁建設協会	長野 (トライアン(株))	PL ガーダ	6～7m	4.0m	A活荷重	1
	松本 (株)宮地鉄工 所)	PL ガーダ	14～44m	2.0m～∞	B活荷重	多数
綿半鋼機インテック(株)	塩尻	PL ガーダ	24m	4.0m	TL-20	1
	塩尻	PL ガーダ	18m	4.0～8.0m	B活荷重	1
	塩尻	PL ガーダ	15m	4.0～8.0m	B活荷重	1～2
松尾エンジニアリング(株)	千葉県	トラス	14～54m	4.0～8.0m	B活荷重	多数
	千葉県	単純鈹桁	12～28m	4.0m～∞	B活荷重	多数
ヒロセ(株)	北海道・大阪府	トラス	3～69m	4.0～8.0m	B活荷重	多数
	北海道・大阪府	PL ガーダ	13.4～29.4m	2.0m～∞	B活荷重	多数
(株)横河ブリッジ	全国	単純鈹桁	14～36m	2.0m～∞	B活荷重	多数

資料08-9 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠」・・・拠点ヘリポート
 「物拠」・・・物資輸送拠点

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m ²)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
H拠	佐久市	跡部65-1		佐久合同庁舎駐車場	佐久地域振興局長				58	100	
物拠	佐久市	跡部65-1		佐久合同庁舎公用車庫	佐久地域振興局長				35	5.5	
									40	11	
									20	10	
H拠	上田市	国分2034		千曲川市民緑地グランド	上田市長				90	120	
物拠	上田市	材木町1-2-6		上田合同庁舎	上田地域振興局長						3273
H拠	茅野市	玉川500		茅野市運動公園野球場	茅野市長	○			90	90	8,100
物拠	茅野市	宮川11395		茅野高等学校小体育館	茅野高等学校長				37	25.2	932.4
H拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園陸上競技場	南箕輪村長	○			182	102	18,564
物拠	南箕輪村	2358-3		大芝公園	南箕輪村長						51.6ha
H拠	飯田市	三日市場1987		飯田運動公園グランド(多目的広場)	飯田市長	○			130	120	15,600
物拠	飯田市	三日市場1986		飯田運動公園弓道場	飯田市長				50	40	2,000
H拠	上松町	大字荻原1531		下河原町民運動場	上松町長	○			100	80	8,000
物拠	上松町	大字上松159-4		長野県木曾勤労者福祉センター(含駐車場)	上松町長	○			150	30	4,500
H拠	松本市	空港東8909		県営松本空港	長野県知事	○			60	70	4200
物拠	松本市	今井3443		松本平広域公園内体育館	松本建設事務所長				48.3	37.7	1,820
									34.4	21.7	746
H拠	大町市	常盤5640番地4	○	観音橋西	大町市長		○		50	30	1,500
物拠	大町市	常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会						2,185
H拠	長野市	篠ノ井東福寺2375-1		長野県消防学校校庭	長野県消防学校長		○		100	120	
物拠	長野市	篠ノ井東福寺2375-1		長野県消防学校体育館	長野県消防学校長						1,105
H拠	中野市	大字壁田955		北信合同庁舎	北信地域振興局長		○		86	60	5,160
物拠	中野市	大字壁田955		北信合同庁舎	北信地域振興局長				86	85	7,310

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
H拠1	小諸市	山浦4857-1	農林航空技術センター	セナ-長			○	90	90	8,100
H拠2	小諸市	甲1856	南城公園野球場	小諸市長			○	90	90	8,100
1	小諸市	柏木526	東小学校	学校長			○	100	80	8,000
2	小諸市	甲3150-2	坂の上小学校	学校長			○	120	75	9,000
3	小諸市	与良町2-6-1	野岸小学校	学校長			○	110	65	7,150
4	小諸市	山浦2955	千曲小学校	学校長			○	120	75	9,000
5	小諸市	御影新田1985	美南が丘小学校	学校長		○		120	100	12,000
6	小諸市	諸101-1	水明小学校	学校長			○	120	90	10,800
7	小諸市	加増3-5-1	東中学校	学校長	○			130	160	20,800
8	小諸市	丙357	芦原中学校	学校長			○	90	60	5,400
9	小諸市	甲4081-4	小諸高等学校	学校長			○	100	80	8,000
10	小諸市	乙323-2	小諸商業高等学校	学校長			○	110	80	8,800
11	小諸市	高峰高原1053	高峰マウンテンパーク	総支配人			○	70	60	4,200
物拠1	小諸市	己2-173	小諸市総合運動場	小諸市長	○		○	150	80	12,000
H拠1	佐久市	下平尾字中山寺ほか	平尾山公園一般駐車場	佐久市長			○	200	80	16,000
H拠2	佐久市	鳴瀬505-1	千曲川ｽﾎｰﾝ交流広場	佐久市長			○	300	120	36,000
H拠3	佐久市	臼田3124	臼田総合運動公園多目的広場	佐久市長			○	120	240	28,800
H拠4	佐久市	塩名田1151-1	浅科総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	110	96	10,560
H拠5	佐久市	望月1669-2	望月総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	150	150	22,500
1	佐久市	安原1493-1	佐久市営ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	100	100	10,000
2	佐久市	猿久保55	駒場公園多目的広場	佐久市長		○		90	60	5,400
3	佐久市	志賀5951-1	志賀小学校跡地	佐久市長			○	80	50	4,000
4	佐久市	桜井669	桜井小学校跡地	佐久市長			○	80	60	4,800
5	佐久市	内山5206-4	内山小学校跡地	佐久市長		○		90	90	8,100
6	佐久市	取出町455	県民佐久運動広場	佐久市長			○	200	90	18,000
7	佐久市	臼田264-3	臼田小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	100	122	12,200
8	佐久市	下越286-1	臼田中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	100	130	13,000
9	佐久市	八幡1110-1	御牧原台地ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	90	90	8,100
10	佐久市	甲2003-1	浅科小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	90	90	8,100
11	佐久市	八幡150	浅科中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	100	90	9,000
12	佐久市	協和6925	望月中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	100	100	10,000
13	佐久市	布施2151-3	旧布施小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	70	70	4,900
14	佐久市	春日2823	旧春日小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	90	90	8,100
15	佐久市	協和5229	望月小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	70	100	7,000
16	佐久市	望月276-1	望月高等学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	90	70	6,300
物拠1	佐久市	猿久保55	長野県佐久創造館多目的体育館	長野県佐久創造館館長			○	90	60	5,400
物拠2	佐久市	取出町455	県民佐久運動広場屋内ｸﾞﾗﾝﾄﾞ-ﾄﾞｰﾑ-ﾙｰﾌﾞ	佐久市長			○	35	24	840
物拠3	佐久市	臼田116-1	消防センター	佐久市長			○	30	10	300
物拠4	佐久市	塩名田1151-1	浅科総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	110	96	10,560
物拠5	佐久市	望月1669-2	望月総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久市長			○	150	150	22,500
H拠1	佐久穂町	大字海瀬1981-4	海瀬総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	120	90	10,800
1	佐久穂町	大字大日向1110	佐久東小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	60	45	2,700
2	佐久穂町	大字海瀬309-1	佐久中央小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	70	45	3,150
3	佐久穂町	大字高野町1802	佐久西小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	45	45	2,025
4	佐久穂町	大字畑267	八千穂中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	100	70	7,000
5	佐久穂町	大字畑220-1	八千穂小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	90	70	6,300
6	佐久穂町	大字八郎2049-622	松井ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	80	70	5,600
物拠1	佐久穂町	大字畑1819-3	千ヶ日向ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	佐久穂町長			○	110	90	9,900
H拠1	小海町	大字豊里322-2	旧北牧小学校校庭	小海町			○	95	70	6,650
1	小海町	大字小海4193-1	小海中学校校庭	小海町			○	120	100	12,000
2	小海町	大字小海4588-1	小海所小学校校庭	小海町			○	80	60	4,800
3	小海町	大字豊里5093	小海町総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小海町			○	200	110	22,000
4	小海町	大字小海7788-1	親川多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	小海町			○	100	70	7,000
物拠1	小海町	大字豊里58-7	小海町役場駐車場	小海町			○	45	20	900
H拠1	川上村	大字大深山495	村営大深山ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	川上村教育委員会			○	80	90	7,200
H拠2	川上村	大字大深山348-9	川上村文化センター駐車場	川上村教育委員会			○	50	100	5,000
1	川上村	大字祥山	村営祥湖ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	川上村教育委員会			○	90	120	10,800
物拠1	川上村	大字大深山495	村民体育館	川上村教育委員会						1,345
H拠1	南牧村	野辺山79-2	南牧村総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	南牧村長			○	110	90	11,900
1	南牧村	海ノ口804	南牧北小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	南牧村長			○	70	50	4,500
2	南牧村	板橋988-2	南牧南小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	南牧村長			○	140	90	14,600
3	南牧村	海ノ口1183	南牧中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	南牧村長			○	110	60	7,700
4	南牧村	板橋	南牧村八ヶ岳ふれあい公園	南牧村長			○	85	35	32,000
物拠1	南牧村	野辺山170-2	南牧村社会体育館	南牧村長				30	30	1,758
H拠1	南相木村	南相木村5416-1	南相木村総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	南相木村長			○	100	100	10,000
1	南相木村	南相木村2925-1	南相木小学校校庭	学校長			○	100	60	6,000
物拠1	南相木村	南相木村3516-1	南相木村消防団拠点施設	南相木村長						287
H拠1	北相木村	北相木村2280	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ-ﾘﾝｸﾞ-ひろば	北相木村長			○	70	70	
物拠1	北相木村	北相木村2280	村民ｽﾎｰﾝ交流センター	北相木村長						
H拠1	軽井沢町	大字長倉2454	軽井沢中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	110	80	8,800
1	軽井沢町	大字長倉1706-8	軽井沢消防署	署長			○	40	40	1,600
2	軽井沢町	大字軽井沢1249	軽井沢東部小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	80	80	6,400
3	軽井沢町	大字長倉3734	軽井沢中部小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	70	110	7,700
4	軽井沢町	大字追分1136	軽井沢西部小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	学校長			○	120	80	9,600
5	軽井沢町	大字苑地1154-6	風越公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	施設管理者			○	120	100	12,000
6	軽井沢町	大字追分1148-4	早稲田大字軽井沢ﾍﾞｰｽ	施設管理者			○	90	70	6,300
物拠1	軽井沢町	大字長倉2367-2	軽井沢町屋内多目的運動場	社会福祉協議会			○	36	25	900
H拠1	御代田町	大字御代田4107-42	御代田町営ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	御代田町長			○	134	153	12,600
1	御代田町	大字御代田4107-41	御代田南小学校校庭	学校長			○	130	80	11,946
2	御代田町	大字馬瀬口1935	御代田北小学校校庭	学校長			○	100	120	10,322
3	御代田町	大字御代田2718	御代田中学校校庭	学校長			○	90	120	10,950
4	御代田町	大字御代田2505-2	龍神の社公園(のびのび広場)	御代田町長			○	100	50	5,329
物拠1	御代田町	大字塩野3024	やまゆり公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	御代田町長			○	100	100	10,000
H拠1	立科町	大字山部353-1	権現山運動公園多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	立科町長			○	100	150	15,000
1	立科町	大字芦田3700	立科小学校校庭	学校長				75	100	7,500
2	立科町	大字芦田3265-1	立科中学校校庭	学校長			○	100	100	10,000
3	立科町	大字芦田3652	蓼科高等学校校庭	学校長			○	70	90	6,300
4	立科町	大字芦田ハケ野991-1	女神湖多目的運動場しらかば1530	立科町長			○	200	120	24,000
物拠1	立科町	大字山部353-1	権現山運動公園多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	立科町長			○	100	150	15,000
H拠1	上田市	国分2034	千曲川市民緑地ｸﾞﾗﾝﾄﾞ(上掘河川敷ｸﾞﾗﾝﾄﾞ)	上田市長			○	260	90	23,400
H拠2	上田市	下之条330	上古古戦場公園多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	120	130	15,600
H拠3	上田市	御嶽堂1-1	丸子総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	164	115	18,860
H拠4	上田市	真田町長7220-1	真田運動公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	85	110	9,350
H拠5	上田市	上武石476-5	武石総合ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長				130	85	11,050
1	上田市	二の丸4-58	市営陸上競技場	上田市長			○	180	80	14,400
2	上田市	下之郷乙935	自然運動公園多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	125	95	11,875
3	上田市	芳田3780-4	市民の森公園多目的ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	100	100	10,000
4	上田市	上塩尻623	ｱｸｱﾗｲﾌﾞ 駐車場	上田市長			○	104	43	4,472
5	上田市	下塩尻1040-4	塩尻河川敷ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	上田市長			○	85	75	6,375

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」…「物資輸送拠点」

No.	所在地		専用	ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所				大型	中型	小型	長さ	幅	
6	上田市	諏訪形		諏訪形河川敷グランド	上田市長		○		230	92	21,160
7	上田市	中之条1011-45		古舟河川敷グランド	上田市長		○		92	87	8,004
8	上田市	小泉		半過河川敷グランド	上田市長		○		120	90	10,800
9	上田市	小泉2575-2		半過ヘリポート	上田市長		○		40	40	1,600
10	上田市	腰越418-3		依田窪2-1駐車場	上田市長		○		116	53	6,148
11	上田市	中丸子1821-2		ペルパーク	上田市長		○		57	43	2,451
12	上田市	菅平高原1223-2050		菅平高原市営第2グランド	上田市長		○		100	90	9,000
13	上田市	菅平高原1223-1751		グリーンフィールド	上田市長		○		100	90	9,000
14	上田市	武石上木入2469		練馬区武石少年自然の家グランド	練馬区長		○		80	80	6,400
物拠1	上田市	常磐城1-1-30		上田城跡公園第二体育館	上田市長				60	60	3,600
物拠2	上田市	御嶽堂1-1		丸子総合体育館	上田市長				60	40	2,400
物拠3	上田市	真田町長7199-1		真田中央公民館	上田市長				60	40	2,400
物拠4	上田市	上武石2		武石体育館	上田市長				58	325	18,850
H拠1	東御市	東御市鞍掛188		東御中央公園グランド	東御市長		○		100	160	16,000
H拠2	東御市	東御市八重原1807-1		八重原グランド	東御市長		○		110	90	9,900
物拠1	東御市	東御市鞍掛163-1		東御中央公園第二体育館	東御市長				28	36	1,008
物拠2	東御市	東御市八重原1807-1		芸術むら憩いの家	東御市長				21	13	273
H拠1	長和町	長久保554		長久保グランド	長和町長		○		90	85	7,650
H拠2	長和町	和田4291-1		湯遊パークグランド	長和町長		○		100	150	15,000
1	長和町	大門1551		大門グランド	長和町長			○	80	70	5,600
2	長和町	古町2803		古町グランド	長和町長			○	80	70	5,600
3	長和町	長久保428-1		長門小学校校庭	学校長		○		85	100	8,500
4	長和町	和田1664		和田小学校校庭	学校長		○		58	70	4,060
5	長和町	和田1655-1		和田中学校校庭	学校長		○		82	45	3,690
物拠1	長和町	長久保455		町民体育館	長和町長				45	35	1,575
物拠2	長和町	和田4300-1		湯遊パーク体育館	長和町長				47	35	1,645
H拠1	青木村	大字村松152の1		総合グランド	青木村教育委員会		○		90	100	9,000
1	青木村	大字田沢92		青木小学校校庭	青木小学校		○		70	90	6,300
2	青木村	大字村松1840		青木中学校校庭	青木中学校		○		70	70	4,900
物拠1	青木村	大字田沢3267		総合体育館	青木村教育委員会				44	34	1,496
H拠1	岡谷市	10020-11番地		岡谷市民湖畔広場	岡谷市長		○		140	50	7,000
1	岡谷市	神明町1-1-1		岡谷市当球場	岡谷市長			○	30	80	2,400
2	岡谷市	長地柴宮1-9-13		岡谷東部中学校	岡谷市長		○		130	50	6,500
3	岡谷市	神明町2-10-3		岡谷工業高等学校	学校長		○		120	60	7,200
物拠1	岡谷市	南宮3-2-1		岡谷市民総合体育館	岡谷市長						3,028
H拠1	諏訪市	清水3-3663-4		清水町野球場	諏訪市長		○				13,000
1	諏訪市	豊田754-5		諏訪市中央公園横ヘリポート	諏訪市長			○	70	50	3,500
2	諏訪市	高島1-29-1		諏訪市立城南小学校校庭	諏訪市長			○	50	40	2,000
3	諏訪市	高島3-1201-34		諏訪湖ヨットハーブグランド	諏訪市長		○		70	50	3,500
4	諏訪市	湖南4982-3		諏訪市立諏訪西中学校校庭	諏訪市長		○		100	60	6,000
物拠1	諏訪市	清水3-3663-4		清水町体育館	諏訪市長				35	30	2,459
物拠2	諏訪市	豊田754-5		諏訪市中央公園横ヘリポート	諏訪市長				70	50	3,500
H拠1	茅野市	玉川500番地		茅野市運動公園陸上競技場	茅野市長		○		100	80	8,000
1	茅野市	塚原1-10-6		永明中学校グランド	学校長		○				14,905
2	茅野市	宮川11288		長峰中学校グランド	学校長		○				18,154
3	茅野市	玉川10030		東部中学校グランド	学校長		○				13,489
4	茅野市	湖東5643		北部中学校グランド	学校長		○				19,016
5	茅野市	金沢1141		金沢小学校グランド	学校長		○				11,718
物拠1	茅野市	玉川500番地		茅野市運動公園総合体育館	茅野市長						7,260
H拠1	下諏訪町	宇赤砂崎10944		赤砂崎公園	下諏訪町長		○		100	100	10,000
H拠2	下諏訪町	清水町4679-1		下諏訪町陸上競技場	下諏訪町長			○	140	50	7,000
物拠1	下諏訪町	西鷹野町4611-11		下諏訪体育館	下諏訪町長				43	32	1,376
H拠1	富士見町	富士見3330		富士見高等学校校庭	学校長		○		130	70	9,100
1	富士見町	富士見4654		富士見中学校校庭	学校長		○		90	60	5,400
2	富士見町	境8941		境小学校校庭	学校長			○	80	50	4,000
物拠1	富士見町	落合10034		富士見町第2体育館	富士見町長				35	26	910
H拠1	原村	17217-1730		樫の木荘グランド	原村長		○		100	135	13,500
1	原村	6585		原小学校グランド	学校長		○		115	185	21,275
2	原村	6656		原中学校グランド	学校長		○		95	134	12,730
物拠1	原村	17217-1729		原村中央高原屋内ゲートボール場	原村長				26	40	1,040
H拠1	伊那市	荒井4558-1		富士塚スポーツ公園	伊那市振興公社		○		150	115	17,250
H拠2	伊那市	美鷲7310-123		美鷲スポーツ公園	伊那市振興公社		○		98	97	9,506
H拠3	伊那市	長谷黒河内219		美和湖公園(北側)	伊那市振興公社		○		151	105	15,855
1	伊那市	西町5810		陸上競技場	伊那市振興公社		○		100	73	7,300
2	伊那市	下新田		天竜川三峰川合流点	天竜川上流河川事務所		○		83	47	3,901
3	伊那市	富県5158-1		三峰川榎原河川公園	伊那市長		○		63	38	2,394
4	伊那市	富県1777-4		富県新山総合グランド	上新山区長			○	70	50	3,500
5	伊那市	高遠町東高遠2035-1		高遠城跡公園運動場	伊那市長		○		119	67	7,973
6	伊那市	高遠町長藤4410		高遠北小学校	学校長		○		84	76	6,384
7	伊那市	高遠町藤沢3303		藤沢運動場	藤沢管理委員会		○		83	56	4,648
8	伊那市	高遠町山室2018		三義運動場	三義区長会			○	59	44	2,596
9	伊那市	長谷非持656		長谷総合グランド	伊那市振興公社		○		95	70	6,650
10	伊那市	長谷市野瀬387-1		伊那里グランド	伊那市振興公社		○		40	38	1,520
物拠1	伊那市	東春近9652		原新田防災倉庫	伊那市長						39
物拠2	伊那市	高遠町西高遠1644-1		高遠総合福祉センター	伊那市振興公社						2,119
物拠3	伊那市	長谷1394		長谷総合支所	伊那市長						798
H拠1	駒ヶ根市	赤須町15895-1		駒ヶ根市営運動場	駒ヶ根市長		○		120	100	12,000
1	駒ヶ根市	赤穂4704-1		赤穂中学校校庭	学校長		○		144	95	13,680
2	駒ヶ根市	赤穂24-275		早稲田実業学校グランド	早稲田実業学校長				178	165	29,370
3	駒ヶ根市	東伊那963		東中学校校庭	学校長		○		103	110	11,330
4	駒ヶ根市	中沢8111-7		駒ヶ根市中山運動場	駒ヶ根市長		○		74	65	4,810
5	駒ヶ根市	中沢4266-3		駒ヶ根市中沢農村交流広場 多目的運動場	駒ヶ根市長				96	96	9,216
6	駒ヶ根市	赤穂11041-4		赤穂高等学校校庭	学校長		○		110	140	15,400
物拠1	駒ヶ根市	赤須町20-2		駒ヶ根市民体育館	駒ヶ根市長				35	47	1,645
H拠1	辰野町	樋口2396		荒神山陸上競技場	辰野町長		○		177	94	16,638
1	辰野町	小野1164		組合立岡小野小学校校庭	岡小野小学校			○	46	76	3,496
2	辰野町	横川13369		川島小学校校庭	学校長		○		74	78	5,772
3	辰野町	伊那富2812		辰野西小学校校庭	学校長			○	59	88	5,192
4	辰野町	平出1888		辰野中学校校庭	学校長		○		80	142	11,360
5	辰野町	伊那富9573-2		富士山グランド	辰野町長		○		57	100	5,700
6	辰野町	辰野1425-2		丸山球場	辰野町長		○		100	100	10,000
物拠1	辰野町	樋口2396		辰野町民体育館	辰野町長				50	40	2,000
H拠1	箕輪町	三日町2235-1		番場原公園(第2グランド)	箕輪町長		○		100	91	9,100
H拠2	箕輪町	中箕輪6947-1		町営上古田運動場	箕輪町長		○		97	95	9,215
物拠1	箕輪町	中箕輪8462		町民体育館	箕輪町長				35.5	28.2	999
物拠2	箕輪町	中箕輪2073		町ながたて-ム	箕輪町長				60.3	36.3	2,189
H拠1	飯島町	七久保2589-14		柏木運動場	飯島町長		○		150	90	13,500
1	飯島町	飯島2436-1		飯島運動場	飯島町長		○		100	100	10,000
2	飯島町	飯島2442-4		飯島体育館	飯島町長			○	31	31	961

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
物拠1	飯島町	七久保2589-10	B&G海洋センター	飯島町長			○	30	23	690
H拠1	南箕輪村	2380-162	村宮富士塚運動場	南箕輪村長			○	210	110	23,100
1	南箕輪村	4795-11	南箕輪小学校校庭	学校長			○	100	75	7,500
2	南箕輪村	3155-1	南箕輪中学校グランド	学校長			○	110	80	8,800
3	南箕輪村	9110-2	上伊那農業高校校庭	上伊那農業高校長			○	232	133	30,856
4	南箕輪村	8304-1	信州大学農学部グランド	信州大学農学部長			○	200	100	20,000
5	南箕輪村	8306-986	南部小学校校庭	学校長			○	116	77	8,932
物拠1	南箕輪村	2880-1079	南箕輪村松寿荘	南箕輪村長						1,176
H拠1	中川村	片桐4742	村民グランド	中川村長			○	110	100	11,000
1	中川村	片桐4580	中川中学校グランド	学校長			○	120	80	9,600
物拠1	中川村	片桐4711	ザアリーナ	中川村長				54	38	2,052
H拠1	宮田村	1882-14	宮田球場	宮田村長			○	95	95	9,025
1	宮田村	98	宮田村中央グランド	宮田村長			○	90	90	8,100
2	宮田村	6138-18	宮田村つじが丘グランド	宮田村長			○	90	90	8,100
3	宮田村	3474	宮田中学校校庭	学校長			○	100	120	12,000
物拠1	宮田村	1956-10	宮田村農業者トレーニングセンター	宮田村長						1,323
H拠1	飯田市	三日市場1986	飯田運動公園	飯田市長			○	130	120	15,600
H拠2	飯田市	松尾明7444-2	飯田市総合運動場	飯田市長			○	160	100	16,000
H拠3	飯田市	上村11-1	大平グランド	飯田市長			○	100	100	10,000
1	飯田市	水の手町3000	城下グランド	飯田市長			○	135	135	18,225
2	飯田市	丸山町4-5518-1	県民飯田運動広場	飯田市長			○	150	100	15,000
3	飯田市	千代952	千代運動場	飯田市長			○	100	100	10,000
4	飯田市	上郷黒田3840-312	山田運動場	飯田市長			○	100	100	10,000
5	飯田市	座光寺6565-ハ6	座光寺河川敷運動場	飯田市長			○	100	100	10,000
6	飯田市	上久堅4510	上久堅運動場	飯田市長			○	100	90	9,000
7	飯田市	竹佐377	山本運動場	飯田市長			○	100	80	8,000
8	飯田市	伊豆木3778	三種小学校グランド	学校長			○	80	80	6,400
9	飯田市	桐林336	竜丘小学校グランド	学校長			○	100	65	6,500
10	飯田市	毛賀426	緑ヶ丘中学校グランド	学校長			○	75	60	4,500
11	飯田市	松尾代田610	飯田女子短期大学グランド	飯田女子短期大学学長			○	100	70	7,000
12	飯田市	座光寺1717-3	座光寺小学校グランド	学校長			○	135	90	12,150
13	飯田市	川路3477-1	川路小学校グランド	学校長			○	80	70	5,600
14	飯田市	今宮町2-113-1	丸山小学校グランド	学校長			○	80	50	4,000
15	飯田市	鼎上山2582	鼎中学校グランド	学校長			○	70	70	4,900
16	飯田市	上郷黒田450	飯田高等学校グランド	学校長			○	110	110	12,100
17	飯田市	正永町1-1215	飯田西中学校グランド	学校長			○	100	70	7,000
18	飯田市	下久堅久平940-1	下久堅小学校グランド	学校長			○	80	80	6,400
19	飯田市	龍江3591-1	龍江小学校グランド	学校長			○	90	60	5,400
20	飯田市	千代3166-2	千代小学校グランド	学校長			○	100	60	6,000
21	飯田市	虎岩528	下久堅運動場	飯田市長			○	90	70	6,300
22	飯田市	鼎名古熊2535	飯田OIDE長姫グランド	学校長			○	100	120	12,000
23	飯田市	上村1250-1	はんば亭駐車場	飯田市長			○	50	20	1,000
24	飯田市	南信濃和田950	遠山中学校グランド	学校長			○	100	100	10,000
25	飯田市	南信濃木沢292-20	遠山防災ヘリポート	飯田市長			○	50	50	2,500
26	飯田市	南信濃八重河内160	南信濃総合グランド	飯田市長			○	100	100	10,000
27	飯田市	南信濃八重河内204-1先	中川原河川敷ヘリポート	長野県			○	50	50	2,500
物拠1	飯田市	三日市場1986	飯田運動公園弓道場	飯田市長				50	40	2,000
物拠2	飯田市	松尾明7444-2	飯田勤労者体育センター	飯田市長				160	100	16,000
物拠3	飯田市	上村11-1	大平研修センター	飯田市長						792
H拠1	松川町	元大島2891-3	松川町運動公園グランド	松川町長			○	120	100	12,000
1	松川町	元大島3293	松川中学校校庭	松川中学校			○	140	130	18,200
2	松川町	上片桐2250	松川町民グランド	松川町長			○	110	95	10,450
3	松川町	生田5940	生田グランド	松川町長			○	65	70	4,550
物拠1	松川町	元大島3592-2	松川町民体育館	松川町長			○	60	50	3,000
物拠2	松川町	上片桐	上片桐改善センター	松川町長			○	40	30	1,200
物拠3	松川町	生田	生田共同福祉施設	松川町長			○	30	25	750
H拠1	高森町	下市田2200-23	高森中学校グランド	高森町教育委員会			○	130	185	24,000
1	高森町	下市田2303	高森南小学校グランド	高森町教育委員会			○	140	115	16,100
2	高森町	山吹3727-2	高森北小学校グランド	高森町教育委員会			○	95	75	7,100
物拠1	高森町	下市田2324	高森町民グランド	高森町教育委員会			○	85	105	8,900
H拠1	阿南町	西條2345	阿南町総合グランド	阿南町長			○	130	110	14,300
1	阿南町	富草3920	富草小学校校庭	富草小学校校長			○	50	45	2,250
2	阿南町	北條2237	阿南高等学校校庭	学校長			○	80	80	6,400
3	阿南町	東條435	阿南第一中学校校庭	学校長			○	127	70	8,890
4	阿南町	東條1415	大下架小学校校庭	学校長			○	60	80	4,800
5	阿南町	新野1310	阿南第二中学校校庭	学校長			○	100	90	9,000
6	阿南町	富草4057	阿南町富草総合グランド	阿南町長			○	110	110	12,100
7	阿南町	新野3728-173、174	新野ヘリポート	阿南町長			○	20	20	400
8	阿南町	富草6128	浅野ヘリポート	阿南町長			○	20	20	368
9	阿南町	和合897-8	上和合ヘリポート	阿南町長			○	20	20	390
10	阿南町	北条2009-1	阿南病院	病院長			○	21	21	441
11	阿南町	富草8928、8930	横林ヘリポート	阿南町長			○	20	20	400
物拠1	阿南町	西條2360	阿南町民体育館	阿南町長				30	20	600
H拠1	阿智村	春日1711-1	阿智高等学校グランド	学校長			○	147	147	21,609
H拠2	阿智村	伍和483-2	阿智村運動公園	阿智村長			○	108	108	11,664
H拠3	阿智村	混合1291	混合村民グランド	阿智村長			○	100	99	9,900
H拠4	阿智村	智里4259-234	阿智村民グランド	阿智村長			○	100	100	10,000
H拠5	阿智村	清内路3016-1	自然園グランド	阿智村長			○	100	100	10,000
H拠6	阿智村	清内路700-1	清内路小学校グランド	阿智村長			○	30	30	900
H拠7	阿智村	清内路762-1	清内路中学校グランド	阿智村長			○	30	30	900
物拠1	阿智村	駒場483	阿智村コミュニティ館(役場)	阿智村長			○	20	10	200
物拠2	阿智村	混合1018	混合コフレ(支所)	阿智村長			○			275
物拠3	阿智村	清内路375-1	阿智村清内路公民館(支所)	阿智村長			○	20	15	300
物拠4	阿智村	伍和173	阿智中学校	阿智村長			○	100	100	10,000
物拠5	阿智村	春日1711-1	阿智高等学校体育館	学校長			○			
物拠6	阿智村	駒場143	阿智第一小学校体育館	阿智村長			○	36	22	792
物拠7	阿智村	伍和4555	阿智村伍和公民館	阿智村長			○	15	10	150
H拠1	平谷村	1109	平谷村総合グランド	平谷村長			○	120	80	9,600
物拠1	平谷村	1088	平谷村ふれあいセンター	平谷村長			○	21	10	210
H拠1	根羽村	103-1	山村広場	根羽村長			○			9,046
物拠1	根羽村	104-1	根羽村トレーニングセンター	根羽村長						1,092
H拠1	下條村	睦沢8524	下條村民グランド	下條村長			○			110*100
1	下條村	睦沢8690-1	下條中学校グランド	学校長			○			100*100
2	下條村	睦沢8844-1	下條小学校グランド	学校長			○			100*50
物拠1	下條村	睦沢8537	下條海洋センター	下條村長						1102㎡
H拠1	売木村	1988-1	うるぎ村ヘリポート	売木村			○	80	30	2,400
H拠2	売木村	45-50	こまどりの湯駐車場	売木村			○	40	50	2,000
H拠3	売木村	1-865	うるぎ自然休養村センターグランド	売木村			○	100	80	8,000
物拠1	売木村	1-92	うるぎ自然休養村センター	売木村						

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」……災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」……災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」……「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m ²)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
H拠1	天龍村	平岡1192	天龍中学校校庭	学校長			○	120	52	6,240
1	天龍村	平岡1105	天龍村民体育館	天龍村長		○		56	47	2,632
2	天龍村	長島750-10	和知野川キャンプ場簡易宿泊施設	天龍村長			○	16	24	384
3	天龍村	神原3638	向方村民グラウンド	向方区長			○	50	50	2,500
4	天龍村	平岡471-1	天龍小学校校庭	学校長			○	66	50	3,300
5	天龍村	長島750-10	和知野川キャンプ場	天龍村長		○		120	30	3,600
6	天龍村	長島375-1	松島ヘリポート	天龍村長		○				
7	天龍村	神原1252-2	ニセジヘリポート	天龍村長		○		30	58	1,740
物拠1	天龍村	平岡1234-2	天龍村文化センターなんでも館	天龍村教育委員会		○		27	55	1,485
H拠1	泰阜村	3164-1	山村広場グラウンド	泰阜村長		○		130	120	15,600
H拠2	泰阜村	6221-5	学校グラウンド	泰阜村長		○		120	80	9,600
H拠3	泰阜村	3817-2	旧北小グラウンド	泰阜村長		○		70	60	4,200
物拠1	泰阜村	3420-1	泰阜村総合体育館	泰阜村長		○		37	33	1,221
H拠1	喬木村	1459	喬木村運動公園グラウンド	喬木村長		○		110	110	12,100
1	喬木村	5797	喬木村芝グラウンド	喬木村長		○		70	60	4,200
2	喬木村	1548	喬木第一小学校グラウンド	学校長		○		130	90	11,700
3	喬木村	13532	喬木第二小学校グラウンド	学校長		○		50	70	3,500
4	喬木村	1562-2	喬木中学校	学校長		○		140	90	12,600
物拠1	喬木村	938-2	第一社会体育館	喬木村長				30	25	750
H拠1	豊丘村	河野8912-2先	河野河川敷グラウンド	国土交通省		○		120	80	9,600
H拠2	豊丘村	神福5081-1	豊丘村民グラウンド	教育委員会			○	100	100	10,000
H拠1	大鹿村	大河原4340	大西ヘリポート	大鹿村長		○		90	50	4,000
H拠2	大鹿村	大河原4332-2	大鹿村総合グラウンド	大鹿村長		○		50	100	13,000
物拠1	大鹿村	大河原354	大鹿村役場ヘリポート	大鹿村長		○		30	25	900
H拠1	木曾町	新開水沢129-1	県民木曾運動広場	木曾町教育委員会		○		120	110	13,200
H拠2	木曾町	日義3,622	日義野球場	木曾町教育委員会		○		90	90	8,100
H拠3	木曾町	開田高原西野586	旧開田中学校校庭	木曾町長		○		105	95	9,975
H拠4	木曾町	三岳沢10,823	三岳野球場	木曾町教育委員会		○		130	180	23,400
1	木曾町	新開杭/原3,984-□	木曾青島野球場	木曾町教育委員会		○		90	80	7,200
2	木曾町	福島4,682-1	木曾青島高等学校第2グラウンド	学校長		○		100	90	9,000
3	木曾町	日義1,795	日義小中学校校庭	学校長		○		80	60	4,800
4	木曾町	開田高原西野3,127	駒背グラウンド	西野公民館長		○		85	75	6,375
5	木曾町	開田高原西野5,227-65	開田高原体育館	木曾町教育委員会				130	115	14,950
6	木曾町	開田中学校校庭	開田中学校校庭	学校長		○		105	100	10,500
7	木曾町	開田高原末川12,776	開田小学校校庭	学校長		○		70	70	4,900
8	木曾町	三岳下殿6,634-1	三岳小中学校校庭	学校長		○		54	100	5,400
9	木曾町	三岳神王原	神王原	木曾町長			○	13	30	390
10	木曾町	三岳棚山3,772-1	太陽の丘公園	木曾町長				110	70	7,700
物拠1	木曾町	新開4,110	福島中学校(校庭)	学校長		○		100	80	8,000
物拠2	木曾町	日義3,623	日義体育館(日義野球場)	木曾町教育委員会		○		90	90	8,100
物拠3	木曾町	開田高原西野618	開田母子健康センター	木曾町長			○	30	15	450
物拠4	木曾町	三岳下殿6,608-1	三岳小学校体育館(小中学校校庭)	学校長		○		54	100	5,400
H拠1	上松町	大字荻原1531	下河原町民運動場	上松町長		○		100	80	8,000
1	上松町	大字上松1757-1	上松中学校校庭	学校長		○		80	120	9,600
2	上松町	大字上松709	上松小学校校庭	学校長		○		60	100	6,000
3	上松町	大字上松1917	天狗山公園	上松町長		○		60	60	3,600
4	上松町	大字小川13808-1	関西電力ヘリポート	関西電力(株)木曾電力運行センター長			○	50	50	2,500
5	上松町	大字小川	滑川第4床固工広場	国土交通省多治見砂防国道事務所長		○		100	60	6,000
物拠1	上松町	大字上松159-4	長野県木曾労働者福祉センター(含駐車場)	上松町長		○		150	30	4,500
H拠1	南木曾町	吾妻110-6	総合グラウンド	南木曾町長		○		130	100	10,600
1	南木曾町	読書2937-45	蘇南高等学校校庭	学校長		○		156	84	12,102
2	南木曾町	読書1942-2	南木曾中学校校庭	学校長			○	100	90	9,443
物拠1	南木曾町	吾妻52-4	南木曾会館	南木曾町長						1,240
H拠1	木祖村	大字数原1191番地1	木祖村役場前駐車場	木祖村長		○		200	150	30,000
1	木祖村	大字数原461番地	村立木祖中学校	木祖村長		○		150	120	18,000
2	木祖村	大字数原1563番地	村立木祖小学校	木祖村長		○		150	120	18,000
3	木祖村	—	大原ヘリポート	独立行政法人水資源機構			○	23	19	437
物拠1	木祖村	大字数原1191番地1	木祖村役場前駐車場	木祖村長		○		200	150	30,000
H拠1	王滝村	下条2753	王滝中学校校庭	学校長		○		70	50	3,500
1	王滝村	野口4713-2	松原緑ヶ丘公園	王滝村長		○		200	115	23,000
2	王滝村	八海山922-1	八海山駐車場	王滝村長			○	80	50	4,000
3	王滝村	3159-3	御岳高原ヘリポート	王滝村長			○	25	20	500
4	王滝村	大又3152-1	大又フェニックスコート	王滝村長			○	25	20	500
5	王滝村	小川4093	小川フェニックスコート横駐車場	王滝村長			○	25	20	500
6	王滝村	崩越1036-9	崩越フェニックスコート	王滝村長			○	30	20	600
7	王滝村	二子持	二子持ヘリポート	水資源機構			○	24	24	576
8	王滝村	滝越5004	滝越緑ヶ丘ヘリポート	王滝村長			○	40	20	800
物拠1	王滝村	上条3557	王滝村民体育館	王滝村長						1,200
H拠1	大桑村	殿1-58	大桑村緑ヶ丘公園	大桑村長		○		160	100	18,000
1	大桑村	長野873-2	大桑中学校校庭	学校長			○	100	90	10,000
2	大桑村	野尻2099-1	大桑小学校校庭	学校長			○	65	45	7,000
物拠1	大桑村	殿1-58	大桑村緑ヶ丘公園	大桑村長				160	100	18,000
H拠1	松本市	高宮西1-1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本駐屯地司令		○		70	80	5,600
H拠2	松本市	空港東8909	県営松本空港	長野県知事		○		60	70	4,200
H拠3	松本市	会田2920	四賀運動場	松本市長				100	100	10,000
H拠4	松本市	奈川2281	奈川小中学校校庭	松本市長		○		90	70	6,300
H拠5	松本市	安曇964	安曇小中学校校庭	学校長		○		60	80	4,800
H拠6	松本市	梓川俵4262-1	地域休養施設運動広場	松本市長		○		100	100	10,000
H拠7	松本市	波田4417-178	波田中央運動広場	松本市長		○		90	70	6,300
1	松本市	今井(中沢橋上流)	鎖川緑地	長野県知事			○	60	80	4,800
2	松本市	奈川11580	旧奈川保育園庭	松本市長		○		40	30	1,200
3	松本市	奈川13301	文化センター駐車場	松本市長			○	35	30	1,050
4	松本市	奈川1044-16	奈川木曾路原体育館前	松本市長			○	79	38	3,002
5	松本市	安曇2741	安曇保育園庭	松本市長		○		40	40	1,600
6	松本市	安曇3878	大野川小中学校校庭	学校長		○		60	100	6,000
7	松本市	安曇4306-3	鈴蘭橋駐車場	松本市長		○		60	80	4,800
8	松本市	安曇4162-1	沢渡駐車場	松本市長		○		60	80	4,800
9	松本市	安曇115-に林小班	上高地玄文沢	環境省		○		60	80	4,800
10	松本市	安曇4171-2	沢渡ヘリポート	松本市長			○	20	20	400
11	松本市	安曇4194-2	白骨ヘリポート	松本市長			○	20	20	400
12	松本市	梓川梓7102	梓川ふるさと公園多目的グラウンド	松本市長		○		110	120	13,200
物拠1	松本市	島内1666-777	あずさセンターグラウンド	松本市長				145	145	21,025
物拠2	松本市	会田6-94	四賀体育館	松本市長				35	31	1,085
物拠3	松本市	奈川1044-16	奈川木曾路原体育館前	松本市長				100	100	10,000
物拠4	松本市	梓川梓8-16	梓川体育館	松本市長				35	32	1,120
物拠5	松本市	波田10098-1	波田体育館	松本市長				40	50	2,000
H拠1	塩尻市	広丘高1486-194	中央緑ヶ丘公園運動広場	塩尻市教育委員会		○		139	92	12,788
H拠2	塩尻市	奈良井1037-3	塩尻中学校校庭	学校長		○		135	80	10,800
1	塩尻市	大小屋61	塩尻中学校校庭	学校長		○		120	100	12,000

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」…「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m ²)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
2	塩尻市	片丘5366		片丘小学校校庭	学校長			○	100	70	7,000
3	塩尻市	広丘高出1486-194		中央ｽﾎｰﾝ公園ｶｯﾌﾟ場	塩尻市教育委員会			○	110	65	7,150
4	塩尻市	広丘高出1486-193		桔梗小学校校庭	学校長			○	110	80	8,800
5	塩尻市	広丘高出1818-3		市営野球場	塩尻市教育委員会	○			150	130	19,500
6	塩尻市	広丘原新田116		広丘小学校校庭	学校長			○	100	80	8,000
7	塩尻市	広丘壑石457-1		広陵中学校校庭	学校長		○		120	85	10,200
8	塩尻市	広丘吉田1097-2		吉田小学校校庭	学校長			○	110	70	7,700
9	塩尻市	広丘吉田長者屋敷		長者原公園	塩尻市長			○	80	80	6,400
10	塩尻市	洗馬2524		洗馬小学校校庭	学校長			○	100	75	7,500
11	塩尻市	宗賀73		市営総合運動場	塩尻市教育委員会	○			180	120	21,600
12	塩尻市	宗賀2646		宗賀小学校校庭	学校長		○		120	80	9,600
13	塩尻市	北小野13389		両小野中学校校庭	学校長			○	115	70	8,050
14	塩尻市	木曾平沢1451-138		木曾櫛川小学校校庭	学校長			○	116	75	8,700
15	塩尻市	賛川11216		信州リハビリテーション専門学校校庭	学校法人 松樹学園			○	80	80	6,400
物拠1	塩尻市	広丘高出1486-194		中央ｽﾎｰﾝ公園	塩尻市教育委員会				139	92	12,788
物拠2	塩尻市	奈良井1064		櫛川体育館	塩尻市教育委員会						1,100
H拠1	安曇野市	豊科南穂高4985		県民豊科運動広場	市教育委員会	○			123	117	14,391
H拠2	安曇野市	高家4882		豊科南部総合公園	安曇野市長	○			180	90	16,200
H拠3	安曇野市	穂高牧1928		牧運動場	市教育委員会	○			120	70	8,400
H拠4	安曇野市	三郷明盛4775		三郷文化公園グランド	市教育委員会	○			93	93	8,649
H拠5	安曇野市	堀金三田3570-1		堀金総合運動場	市教育委員会	○			105	100	10,500
H拠6	安曇野市	明科中川手6857-1		押野山土取り跡地	安曇野市長	○			160	100	16,000
1	安曇野市	豊科3100		長野県立子ども病院	長野県立子ども病院			○	20	20	400
2	安曇野市	豊科田沢5626		豊科東小学校グランド	学校長	○			90	65	5,850
3	安曇野市	穂高柏原2814-5		西穂高運動場	市教育委員会	○			108	88	9,504
4	安曇野市	明科中川手2666		明科中学校グランド	学校長	○			120	67	8,040
5	安曇野市	明科中川手2481-99		御宝田多目的グランド	市教育委員会	○			105	95	9,975
6	安曇野市	明科東川手14540		明科上生野農村公園	安曇野市長		○		70	70	4,900
物拠1	安曇野市	豊科南穂高2866		豊科勤労者ｽﾎｰﾝ施設	市教育委員会		○				1,152
物拠2	安曇野市	穂高牧1900-1		牧体育館	市教育委員会						742
物拠3	安曇野市	三郷明盛4775		三郷文化公園体育館	市教育委員会						1,080
物拠4	安曇野市	堀金島川2697-1		堀金多目的屋外運動場(常念ﾄｰﾑ)	市教育委員会						1,256
物拠5	安曇野市	明科中川手6824-1		明科総合支所防災倉庫	安曇野市長						317
H拠1	麻績村	麻8425		総合グランド	麻績村長	○			120	88	10,560
1	麻績村	麻2789		麻績ｽﾎｰﾝ	麻績村長			○	20	20	400
物拠1	麻績村	麻4631		筑北中学校校庭	麻績村筑北村学校組合		○		130	85	11,050
H拠1	生坂村	6110		総合グランド	生坂村長	○			100	95	9,500
物拠1	生坂村	6002-1		海洋ｽﾎｰﾝ	生坂村長				31	28	868
H拠1	山形村	2040-1		農業者トレーニングセンターグランド	教育長	○			100	100	10,000
物拠1	山形村	2040-1		農業者トレーニングセンター体育館	教育長				43	35	1,505
H拠1	朝日村	古見1300-1		運動広場グランド	教育長		○		90	90	8,100
物拠1	朝日村	古見1286		農業者トレーニングセンター	教育長				20	10	200
H拠1	筑北村	西条3268		本城グランド・サブグランド	筑北村長	○			175	184	32,295
H拠2	筑北村	坂井6275		坂井グランド	筑北村長		○		90	90	8,100
1	筑北村	坂北5658		坂北野球場	筑北村長	○			140	150	21,938
2	筑北村	坂井3346-1		筑北村坂井ヘリポート	筑北村長			○	52	52	1,945
物拠1	筑北村	西条4195		本城農村環境改善センター	筑北村長				33	30	1,138
物拠2	筑北村	坂北2289		坂北体育館	筑北村長				37	31	1,534
物拠3	筑北村	坂井6486		坂井体育館	筑北村長				35	32	1,200
H拠1	大町市	常盤5640番地4	○	観音橋西	大町市長		○		50	30	1,500
H拠2	大町市	八坂1090番地		八坂小学校グランド	大町市教育委員会		○		80	70	5,600
H拠3	大町市	美麻27503番地		美麻小中学校グランド	大町市教育委員会	○			150	90	13,500
1	大町市	大町1602番地2		文化会館駐車場	大町市教育委員会			○	90	60	5,400
2	大町市	平19887番地		ラパン中綱西	鹿島橋ｽｰﾂ場			○	50	100	5,000
3	大町市	平15692番地		海の口北	海の口自治会長				30	70	2,100
4	大町市	平11045番地		稲尾グランド	稲尾民宿組合長		○		70	90	6,300
5	大町市	平9539番地3		平野球場	大町市教育委員会	○			130	150	19,500
6	大町市	平1955番地654		上原グランド	上原自治会長	○			100	130	13,000
7	大町市	常盤3543番地1		大町南小学校北グランド	大町市教育委員会			○	100	70	7,000
8	大町市	社8181番地		社野球場	大町市長		○		70	90	6,300
9	大町市	八坂8408番地		八坂運動場	大町市教育委員会	○			230	120	27,600
10	大町市	八坂11648番地		八坂中学校グランド	大町市教育委員会		○		80	70	5,600
11	大町市	八坂14850番地120		山村広場	大町市長			○	65	50	3,250
12	大町市	美麻28751番地1		美麻千見グランド・ｽﾎｰﾝ	大町市長			○	35	60	2,100
13	大町市	美麻16784番地		ぼかぼかグランド 美麻・美遊	大町市長			○	35	35	1,225
14	大町市	美麻14239番地		美麻運動場	大町市長	○			100	100	10,000
15	大町市	美麻3476番地3		美麻大塩グランド・ｽﾎｰﾝ	大町市長			○	35	35	1,225
物拠1	大町市	常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会		○				2,185
物拠2	大町市	八坂1108番地1		八坂支所	大町市長		○				1,783
物拠3	大町市	美麻11810番地4		美麻支所	大町市長		○				756
H拠1	池田町	池田町3丁目		ｱﾙﾌﾞｽ広場	池田町教育委員会		○		120	80	9,600
H拠2	池田町	池田町大字会堂40-3		池田町防災ｽﾎｰﾝ	池田町			○	65	45	2,925
1	池田町	池田町内鎌		あづみ野広場	池田町教育委員会			○	75	100	7,500
2	池田町	池田町大字池田3280		高瀬中学校グランド	学校長			○	104	130	13,520
物拠1	池田町	池田町大字池田2421-1		池田町総合福祉センター	池田町						3,890
物拠2	池田町	池田町大字会堂40-6		池田町防災倉庫	池田町						462
H拠1	松川村	細野		細野河川敷グランド	松川村長	○			100	100	10,000
H拠2	松川村	3495-24		川西運動公園野球場	松川村長			○	100	100	10,000
1	松川村	5721-634		松川中学校校庭	学校長			○	72	140	10,080
2	松川村	7016-1		松川小学校校庭	学校長			○	60	110	6,600
物拠1	松川村	3497		ｽﾎｰﾝﾌﾟﾗﾝ	松川村長						1,999
H拠1	白馬村	神城5684		白馬村南部グランド	白馬村長	○			190	100	19,000
H拠2	白馬村	北城7078		白馬北小学校グランド	学校長	○			100	80	8,000
H拠3	白馬村	北城12867-26		白馬村北部グランド	白馬村長	○			200	100	20,000
物拠1	白馬村	神城1745		白馬村南部農業者トレーニングセンター	白馬村長						966
物拠2	白馬村	北城7078		白馬北小学校	学校長						1,472
物拠3	白馬村	北城12867-36		白馬村北部農業者トレーニングセンター	白馬村長						1,200
物拠4	白馬村			白馬村多目的研修施設	白馬村長						
H拠1	小谷村	大字北小谷来馬	○	来馬河原河川防災ｽﾎｰﾝ	小谷村		○		100	40	4,000
H拠2	小谷村	大字千国乙3694		小谷村宮グランド	小谷村		○		120	100	12,000
1	小谷村	大字千国乙12840-1		榎池第1グランド	榎池観光委員長			○	100	70	7,000
2	小谷村	大字千国乙10303		旧南小谷小学校グランド	小谷村			○	80	50	4,000
3	小谷村	大字中土6485		中土観光交流センターグランド	小谷村			○	90	60	5,400
4	小谷村	大字北小谷1717		ｱｸｱｽｲｲわかがみグランド	小谷村			○	90	50	4,500
5	小谷村	大字北小谷10650		旧大網分校グランド	大網地区			○	100	50	5,000
物拠1	小谷村	大字中土谷丙131		おたり開発総合センター多目的ｽﾎｰﾝ	小谷村						236
H拠1	長野市	川合新田屋川高水敷		屋川第2緑地	長野市長				200	100	
H拠2	長野市	屋島3572地先		千曲川リバーフロントｽﾎｰﾝｶﾞｰﾃﾞﾝ	長野市教育委員会	○			170	120	
H拠3	長野市	若穂牛島1298-1		長野臨時ｽﾎｰﾝ	長野市教育委員会			○	60	80	

資料08-10 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

「H拠1」…災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」
 「1」…災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」
 「物拠1」…「物資輸送拠点」

No.	所在地		ヘリポート等の名称 名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積(m ²)
	市町村名	住所			専用	大型	中型	小型	長さ	
H拠1	坂城町	大字上五明1576	坂城町運動公園グランド	坂城町長	○			90	90	8,100
1	坂城町	大字南条	鼠橋運動公園グランド	坂城町長		○		80	80	6,400
2	坂城町	大字南条2036	南条小学校グランド	学校長			○	120	90	10,800
3	坂城町	大字中之条926	坂城中学校グランド	学校長			○	100	72	7,200
4	坂城町	大字上平1428-1	村上小学校グランド	学校長			○	100	100	10,000
5	坂城町	大字坂城6228	坂城小学校グランド	学校長			○	80	90	7,200
6	坂城町	大字坂城6727	坂城高等学校グランド	学校長			○	85	85	7,225
物拠1	坂城町	大字中之条2468	坂城町体育館	坂城町長						1,850
H拠1	小布施町	大字小布施1447-1	栗ヶ丘小学校グランド	学校長	○			120	80	12,400
1	小布施町	大字小布施65	小布施中学校グランド	学校長	○			110	90	9,930
2	小布施町	大字中松1336-1	町堂グランド	小布施町教育委員会	○			87	87	7,586
3	小布施町	大字雁田1263-3	松川総合グランド	小布施町教育委員会	○			100	100	9,171
4	小布施町	大字小布施1750-1	町堂コート	小布施町教育委員会	○	○				7,534
物拠1	小布施町	大字小布施1491-2	北斎ホール	小布施町教育委員会						1,518
H拠1	高山村	大字牧865-3	東部運動広場	高山村長	○			130	75	
1	高山村	大字高井3455	高山小学校校庭	学校長	○			145	73	
2	高山村	大字高井4575	高山中学校校庭	学校長	○			130	75	
物拠1	高山村	大字牧865-3	東部運動広場	高山村長						1,672
物拠2	高山村	大字高井4972	高山村公民館	高山村長						261
H拠1	信濃町	古間491	信濃小中学校グランド	信濃町教育委員会	○			80	100	8,000
1	信濃町	野尻280	野尻湖グランド	信濃町教育委員会	○			50	100	5,000
2	信濃町	柏原2437	柏原グランド	信濃町教育委員会	○			50	100	5,000
3	信濃町	富濃1945-2	古間第2グランド	信濃町教育委員会	○			90	80	7,200
4	信濃町	穂波362-2	富士里グランド	信濃町教育委員会	○			40	70	2,800
5	信濃町	古海5053	古海グランド	信濃町教育委員会			○	40	30	1,200
6	信濃町	野尻3884-7	黒姫陸上競技場	信濃町長	○			80	100	8,000
7	信濃町	平岡223-1	ふれあい広場	信濃町教育委員会	○			80	80	6,400
8	信濃町	野尻3884-2	黒姫運動広場	信濃町長	○			100	100	10,000
物拠1	信濃町	柏原2437	旧柏原小学校校舎	信濃町教育委員会						3,483
H拠1	飯綱町	大字牟礼1989	ふれあいバレー運動場	飯綱町長	○			135	100	13,500
H拠2	飯綱町	大字普光寺133-1	三水B&G海洋センター駐車場	飯綱町教育委員会			○	90	25	2,250
1	飯綱町	大字川上2755-8	霊仙寺湖総合グランド	飯綱町長	○			180	100	18,000
2	飯綱町	大字川上1535	牟礼西小学校	学校長			○	86	77	6,635
3	飯綱町	大字黒川11584-1	牟礼東小学校	学校長			○	100	95	9,552
4	飯綱町	大字普光寺179	三水第一小学校	学校長			○	100	97	9,759
5	飯綱町	大字赤塩2489	三水第二小学校	学校長			○	100	62	6,200
6	飯綱町	大字普光寺1	飯綱中学校	学校長	○			120	117	14,090
7	飯綱町		日向グランド	飯綱町長			○	95	90	8,550
物拠1	飯綱町	大字牟礼1991	牟礼B&G海洋センター	飯綱町教育委員会						735
物拠2	飯綱町	大字普光寺133-1	三水B&G海洋センター	飯綱町教育委員会						1,175
H拠1	小川村	大字稲丘4998-1	大洞グランド	小川村長			○	110	70	7,700
1	小川村	大字高府8800-2	小川中学校グランド	学校長			○	100	80	8,000
物拠1	小川村	大字稲丘5922-1	7Mグランド	小川村長						1,050
H拠1	中野市	大字一本木522	中野市営球場	中野市長	○			130	130	16,900
H拠2	中野市	大字穴田3550	豊田野球場	中野市長	○			124	124	15,376
1	中野市	大字笠原190	高社中学校校庭	学校長			○	60	130	7,800
2	中野市	大字片塩165	中野平中学校校庭	学校長	○			100	110	11,000
物拠1	中野市	大字一本木522	中野市コミュニティセンター	中野市長			○			
物拠2	中野市	大字穴田3697-2	B&G海洋センター	中野市長			○			
H拠1	飯山市	大字飯山5762	飯山市営野球場	飯山市教育長	○			120	90	11,221
1	飯山市	大字木島425	木島河川敷グランド(A・B)	飯山市長	○			200	106	22,765
2	飯山市	大字飯山996-4	飯山河川敷グランド(D)	飯山市長			○	90	80	7,540
3	飯山市	大字飯山350	飯山市城南中学校校庭	学校長			○	120	80	20,320
物拠1	飯山市	大字飯山1461	飯山市屋内運動場	飯山市教育長				48	19	921
H拠1	山/内町	大字戸狩1203番地1	夜間瀬川リバースクエア	北信建設事務所長	○			80	80	6,400
1	山/内町	大字平糴3100番地	東小学校グランド	学校長	○			100	60	6,000
2	山/内町	大字佐野1181番地1	南小学校グランド	学校長	○			100	70	7,000
3	山/内町	大字夜間瀬2504番地1	西小学校グランド	学校長	○			100	75	7,500
4	山/内町	大字夜間瀬8949番地	すががわグランド	山/内町教育委員会	○			100	80	8,000
5	山/内町	大字平糴3400番地1	山/内中学校グランド	学校長	○			100	85	8,500
6	山/内町	大字平糴515番地	山/内町上林グランド	山/内町長	○			100	78	7,800
7	山/内町	大字平糴7148番地203	志賀高原総合会館98駐車場	山/内町長	○			100	100	10,000
物拠1	山/内町	大字平糴4015番地1	山/内町文化センター	山/内町教育委員会						
H拠1	木島平村		中央グランド	木島平村長			○	100	110	11,000
1	木島平村	大字上木島3121-1	総合グランド	木島平村長	○			80	95	7,600
2	木島平村	大字往郷839	木島平中学校グランド	学校長			○	78	160	12,480
3	木島平村	大字上木島1762	旧南部小学校グランド	木島平村長			○	52	80	4,160
4	木島平村	大字往郷3532	木島平小学校グランド	学校長			○	60	70	4,200
5	木島平村	大字穂高3112	旧北部小学校グランド	木島平村長			○	60	80	4,800
物拠1	木島平村	大字往郷3507-2	中央グランド	木島平村長			○	100	110	11,000
H拠1	野沢温泉村	大字豊郷宇柄沢	柄沢駐車場	(株)野沢温泉	○			70	140	9,800
1	野沢温泉村	大字豊郷10144	野沢温泉中学校校庭	学校長			○	97	135	13,095
2	野沢温泉村	大字平林宇広見	広見コミュニティ広場	平林区			○	72	44	3,168
3	野沢温泉村	大字虫生336-2	市川交流センター広場	野沢温泉村教育委員会			○	85	80	6,800
4	野沢温泉村	大字虫生2383-1	物産センターねんりん駐車場	北信州森林組合			○	70	25	1,750
物拠1	野沢温泉村	大字豊郷6748	野沢温泉国際会議場	(株)野沢温泉	○			70	50	3,500
H拠1	栄村	大字北信28-1	栄村農村広場駐車場	栄村長			○	47	40	1,880
1	栄村	大字堺18029-2	秋山小学校校庭	学校長			○	80	80	6,400
物拠1	栄村	大字北信1	栄小学校体育館	学校長			○	44	25	1,100

箇所数	拠点ヘリポート	143
	その他のヘリポート	394
	物資輸送拠点	133

資料08-11 消防防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

令和6年2月現在

No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
					m	ft				
北 信	1	犀川第二緑地公園	北緯 36度37分27秒 東経 138度11分11秒	6	353	1158	草地	E/W	長野市長(公園緑地課) 026-224-5054	長野市消防局 026-227-8002
	2	長野臨時ヘリポート	北緯 36度37分03秒 東経 138度14分01秒	1	348	1141	コンクリ	NE/S	長野市長(交通政策課) 026-224-5012	長野市消防局 026-227-8002
	3	長野滑空場	北緯 36度38分02秒 東経 138度15分22秒	8	338	1109	アスコン	NE/SW	千曲川河川事務所 026-221-4882	長野市消防局 026-227-8002
	4	長野県消防学校 訓練場	北緯 36度34分17秒 東経 138度10分24秒	1	353	1158	アスコン	N/S	長野県消防学校長 026-292-2580	長野市消防局 026-227-8002
	5	戸隠スキー場	北緯 36度45分18秒 東経 138度05分42秒	1	1311	4300	アスコン	N/W	長野市長 026-226-4911	長野市消防局 026-227-8002
	6	新町	北緯 36度33分57秒 東経 138度00分29秒	1	427	1401	転圧	NE/SW	長野建設事務所長 026-233-5151	長野市消防局 026-227-8002
	7	松代病院(屋上ヘリポート)	北緯 36度33分49秒 東経 138度11分59秒	1	386	1266	コンクリ	E/W	松代病院長 026-278-2031	長野市消防局 026-227-8002
	8	長野市民病院	北緯 36度40分07秒 東経 138度15分13秒	1	336	1102	コンクリ	E/W	長野市民病院長 026-295-1199	長野市消防局 026-227-8002
	9	長野日赤(屋上ヘリポート)	北緯 36度37分35秒 東経 138度11分28秒	1	368	1207	アルミ	N/S	長野赤十字病院長 026-226-4131	長野市消防局 026-227-8002
	10	篠ノ井病院 屋上ヘリポート	北緯 36度34分28秒 東経 138度08分57秒	1	386	1266	コンクリ	S/W	篠ノ井総合病院長 026-292-2261	長野市消防局 026-227-8002
	11	北信合同庁舎駐車場	北緯 36度47分20秒 東経 138度21分08秒	2	334	1096	アスコン	NE/SW	北信地域振興局長 0269-22-3111	岳南広域消防本部 0269-23-0119
	12	夜間瀬川河川敷	北緯 36度45分17秒 東経 138度23分52秒	1	503	1650	アスコン	N/S	北信建設事務所長 0269-22-3111	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	13	志賀高原総合会館98	北緯 36度43分09秒 東経 138度29分23秒	1	1483	4864	アスコン	E/W	山ノ内町長 0269-33-3111	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	14	奥志賀 (焼額山スキー場)	北緯 36度45分44秒 東経 138度32分08秒	1	1523	4995	アスコン	Sのみ	プリンスホテル 0269-34-3111	岳南広域消防本部 0269-33-3119(山ノ内署)
	15	萬葉の里	北緯 36度28分23秒 東経 138度09分08秒	8	381	1250	芝	NW/S	千曲市長 026-273-1111	千曲坂城消防本部 026-276-0119
	16	高甫	北緯 36度38分30秒 東経 138度18分20秒	1	392	1286	芝	SE/W	須坂市長 026-245-1400	須坂市消防本部 026-245-0119
	17	福島	北緯 36度38分47秒 東経 138度15分55秒	7	337	1105	芝	NE/SW	須坂市長 026-245-1400	須坂市消防本部 026-245-0119
	18	木島防災拠点 ヘリポート	北緯 36度51分52秒 東経 138度22分52秒	1	319	1046	コンクリ	NE/SW	千曲川河川事務所 0269-22-2729	岳北消防本部 0269-62-0119
	19	斑尾	北緯 36度50分46秒 東経 138度17分18秒	1	965	3165	アスコン	N/SE	斑尾高原スキー場 0269-64-3214	岳北消防本部 0269-62-0119
	20	秋山小	北緯 36度51分21秒 東経 138度37分25秒	1	693	2273	転圧	E/W	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	21	さかえクラブ	北緯 36度59分39秒 東経 138度33分51秒	2	395	1296	アスコン	NE/W	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	22	栃川	北緯 36度49分57秒 東経 138度37分54秒	2	990	3247	芝	N/S	栄村長 0269-87-3111	岳北消防本部 0269-62-0119
	23	北信総合病院	北緯 36度44分48秒 東経 138度21分58秒	1	387	1269	アルミ 合金製	N/S	北信総合病院長 0269-22-2151	岳南広域消防本部 0269-23-0119

No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
					m	ft				
東 信	24 ※	白田総合運動公園 多目的広場	北緯 36度11分39秒 東経 138度26分14秒	6	906	2972	芝	E/W	佐久市長 0267-62-2111	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	25	千曲川スポーツ交流広場	北緯 36度15分00秒 東経 138度25分50秒	8	635	2083	転圧	SE/W	佐久市長 0267-62-2020(体育課)	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	26	小諸市総合運動場	北緯 36度20分59秒 東経 138度27分21秒	5	998	3273	芝	NW/SE	小諸市長 0267-22-1700	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	27	農林航空技術センター	北緯 36度18分01秒 東経 138度23分28秒	2	827	2713	コンクリ	NE/SW	航空技術センター長 0267-23-0162	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	28	小海町総合グラウンド	北緯 36度03分18秒 東経 138度26分49秒	5	1175	3854	転圧	NE/SW	小海町長 0267-92-2525	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	29	龍神公園	北緯 36度18分59秒 東経 138度30分32秒	1	822	2696	芝	NE/SW	御代田町長 0267-32-3111	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	30	軽井沢 (早稲田大学追分センター)	北緯 36度20分55秒 東経 138度32分47秒	2	1048	3437	芝	ESE/W	早稲田大学総務部総務課長 03-3203-4141	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	31	女神湖	北緯 36度08分03秒 東経 138度16分02秒	5	1538	5045	芝	N/S	立科町長 0267-56-2311	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	32	高峰マウンテンパーク	北緯 36度24分28秒 東経 138度28分12秒	1	1918	6291	コンクリ	NW	高峰マウンテンパーク 支配人 0267-23-1714	佐久広域連合消防本部 0267-64-0119
	33	諏訪形	北緯 36度23分21秒 東経 138度15分04秒	4	446	1463	転圧	NW/SE	上田市市長 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119
	34	半道ヘリポート	北緯 36度24分27秒 東経 138度12分21秒	1	426	1397	コンクリ	N/SE	上田市市長 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119

	No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
						m	ft			電話番号	電話番号		
東信	35	ベルパーク	上田市中丸子1821-2	北緯 36度20分24秒 東経 138度16分13秒	1	510	1673	芝	NW/SE	上田市長 0268-22-4100	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119		
	36	青木	小県郡青木村村松61-1	北緯 36度22分18秒 東経 138度08分30秒	1	526	1725	芝	SW/E	青木村長 0268-49-0111	上田地域広域連合消防本部 0268-26-0119		

	No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
						m	ft			電話番号	電話番号		
中 信	37	梓川ふるさと公園	松本市梓川梓7102番地	北緯 36度14分24秒 東経 137度49分57秒	4	793	2601	芝	N/E	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119		
	38	文化センター夢の森	松本市奈川3301番地	北緯 36度05分22秒 東経 137度40分55秒	1	1069	3506	アスコ	N/SSW	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119		
	39	松本ヘリポート	松本市宮瀬本村1-10	北緯 36度14分18秒 東経 137度57分18秒	1	581	1906	芝	S/W	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119		
	40	湯川渡	松本市安曇4171-2	北緯 36度10分23秒 東経 137度38分29秒	1	1062	3483	コング	N/E	松本市長 0263-34-3000	松本広域消防局 0263-25-0119		
	41	高ボッチ	塩尻市大字片丘南内田高ボッチ高原	北緯 36度08分06秒 東経 138度02分15秒	1	1643	5389	砂利	NE/SW	塩尻市長 0263-52-0280	松本広域消防局 0263-25-0119		
	42	こども病院	安曇野市豊科3100	北緯 36度17分03秒 東経 137度55分17秒	1	561	1840	アスコ	N/S	長野県立こども病院院長 0263-73-6700	松本広域消防局 0263-25-0119		
	43	明科	安曇野市明科東川手14540番地先	北緯 36度22分52秒 東経 137度58分47秒	1	507	1663	草地	NE/SW	安曇野市長 0263-71-2000	松本広域消防局 0263-25-0119		
	44	生坂	東筑摩郡生坂村東広津14270-1	北緯 36度25分18秒 東経 137度54分58秒	1	480	1574	コング	NE/SW	生坂村長 0263-69-3111	松本広域消防局 0263-25-0119		
	45	生坂スカイパーク	東筑摩郡生坂村北陸郷12215-1	北緯 36度27分52秒 東経 137度56分47秒	1	688	2257	芝	NW/E	生坂村長 0263-69-3111	松本広域消防局 0263-25-0119		
	46	麻績ヘリポート	東筑摩郡麻績村麻地籍2789番地	北緯 36度26分58秒 東経 138度01分50秒	1	640	2099	コング	ENE/SW	麻績村長 0263-67-3001	松本広域消防局 0263-25-0119		
	47	奥又白	松本市安曇上高地国有林109ろ林小班	北緯 36度16分47秒 東経 137度41分28秒	1	1586	5202	砂利	S/E	中信森林管理署長 050-3160-6050	松本広域消防局 0263-25-0119		
	48	玄文沢	松本市安曇上高地玄文沢	北緯 36度14分41秒 東経 137度37分14秒	1	1537	5041	アスコ	E/S	松本自然環境事務所長 0263-94-2024	松本広域消防局 0263-25-0119		
	49	相澤病院(屋上ヘリポート)	松本市本庄2-5-1	北緯 36度13分36秒 東経 137度58分26秒	1	614	2014	コング	S/W	相澤病院理事長 0263-33-8600	松本広域消防局 0263-25-0119		
	50	信州大学医学部付属病院(屋上ヘリポート)	松本市旭3丁目1番1号	北緯 36度14分54秒 東経 137度58分46秒	1	643	2109	アルミ	N/S/W	信州大学長 0263-35-4600	松本広域消防局 0263-25-0119		
	51	観音橋	大町市常盤5640-4	北緯 36度29分52秒 東経 137度50分25秒	1	733	2404	草地	NW/SE	大町市長 0261-22-8855(体育課)	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	52	池田町防災ヘリポート	北安曇郡池田町大字会染40-1	北緯 36度25分05秒 東経 137度53分16秒	1	595	1952	コング	E/W	池田町長 0261-62-3131	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	53	北部消防署前	北安曇郡白馬村大字北城9715-16	北緯 36度42分19秒 東経 137度51分51秒	1	706	2316	アスコ	SE/SW	白馬村長 0261-72-5000	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	54	小谷村村営グラウンド	北安曇郡小谷村大字千国乙3694	北緯 36度45分47秒 東経 137度54分06秒	2	536	1758	転圧	NE/SW	小谷村長 0261-82-2001	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	55	来馬河原	北安曇郡小谷村大字北小谷905	北緯 36度50分15秒 東経 137度54分00秒	1	410	1345	コング	NE/SW	小谷村長 0261-82-2001	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	56	源太郎ヘリポート	北安曇郡白馬村八方尾根扇沢	北緯 36度41分07秒 東経 137度49分09秒	1	881	2890	コング	E/S	白馬村長 代表 0261-72-3122	北アルプス広域消防本部 0261-22-0217		
	57	木曾病院	木曾郡木曾町福島6613-4	北緯 35度50分07秒 東経 137度41分08秒	1	742	2434	アスコ	NW/SW	木曾病院長 0264-22-2703	木曾広域消防本部 0264-22-3119		
	58	開田グラウンド	木曾郡木曾町開田高原西野5227-65	北緯 35度56分17秒 東経 137度34分14秒	3	1202	3943	転圧	SE/W	木曾町長 0264-22-3000	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	59	牧尾ダムヘリポート	木曾郡玉滝村二子持	北緯 35度49分31秒 東経 137度36分25秒	1	865	2837	コング	NE/NW	牧尾管理署長 0264-46-2033	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	60	滑川	木曾郡上松町	北緯 35度47分00秒 東経 137度44分15秒	2	1110	3641	アスコ	S/W	国交省中部整備局上松出張所長 0264-52-4863	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	61	大桑スポーツ公園	木曾郡大桑村大字殿1-58	北緯 35度41分58秒 東経 137度41分24秒	3	532	1745	転圧	E/W	大桑村長 0264-55-3080	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	62	御嶽スキー場	木曾郡玉滝村御嶽スキー場A 4 駐車場	北緯 35度51分37秒 東経 137度31分46秒	1	1663	5455	アスコ	ENE/SSE	玉滝村長 0264-48-2240	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	63	松原スポーツ公園	木曾郡玉滝村4713-2	北緯 35度47分56秒 東経 137度32分34秒	4	911	2988	転圧	N/SW	玉滝村長 0264-48-2001	木曾広域消防本部 0264-24-3119		
	64	正沢親水公園	木曾郡木祖村小木曾地内	北緯 35度59分24秒 東経 137度46分11秒	1	1127	3697	芝	NE/SE	味噌川ダム管理所長 0264-48-3111	木曾広域消防本部 0264-24-3119		

	No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
						m	ft			電話番号	電話番号		
南 信	65	みすず	伊那市美すず7310-123	北緯 35度51分18秒 東経 138度00分24秒	4	724	2375	芝	NW/S	伊那市振興公社理事長 0265-78-5010	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
	66	美和	伊那市長谷黒河内119	北緯 35度46分46秒 東経 138度04分58秒	5	817	2680	芝	NNE/SW	伊那市長 0265-78-4111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
	67	早実グラウンド	駒ヶ根市赤穂24-275	北緯 35度44分01秒 東経 137度54分15秒	4	785	2575	転圧	NE/SE	早稲田実業学校長 03-3203-7821	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		

No.	名称	所在地	緯度・経度 (世界測地)	最大 駐機数	標高		地面	進入 経路	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
					m	ft			電話番号	電話番号		
68	柏木町民運動場	上伊那郡飯島町 七久保2589-14	北緯 35度39分52秒 東経 137度54分58秒	2	693	2273	転圧	NNW/SSW	飯島町長 0265-86-3111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
69	みのわ	上伊那郡箕輪町 箕輪1909-1	北緯 35度55分40秒 東経 138度01分15秒	2	771	2529	芝	N/W	箕輪町長 0265-79-3111	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
70	小渋ダム	上伊那郡中川村 大草6884-19	北緯 35度36分19秒 東経 137度58分45秒	1	632	2073	アスコン	NE	天竜川ダム統合管理事務所長 0265-88-3743	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
71	伊那中央病院	伊那市 小四郎久保1313-1	北緯 35度51分25秒 東経 137度57分11秒	1	719	2358	コンクリ	NE/SW	伊那中央行政組合長 0265-72-3121	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
72	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	北緯 35度44分18秒 東経 137度55分13秒	1	736	2414	アルミ 合金製	E/W	昭和伊南病院長 0265-82-2118	上伊那広域消防本部 0265-72-0119		
73	赤砂崎公園 防災ヘリポート	諏訪郡下諏訪町 赤砂10944	北緯 36度03分36秒 東経 138度04分47秒	7	762	2499	コンクリ	E/W	下諏訪町長 0266-27-1111(建設課)	諏訪広域消防本部 0266-21-1190		
74	諏訪湖 ヨットハーバー	諏訪市高島3丁目1201-34	北緯 36度02分25秒 東経 138度06分06秒	5	760	2493	転圧	NE/WSW	諏訪市長 0266-82-4141	諏訪広域消防本部 0266-21-1190		
75	茅野 運動公園 陸上競技場	茅野市玉川500	北緯 35度59分37秒 東経 138度09分56秒	4	807	2647	芝	NNW/E	茅野市長 0266-72-2101	諏訪広域消防本部 0266-21-1190		
76	フナック パートロックス(株) ヘリポート	茅野市玉川字 原山11400-260	北緯 35度59分13秒 東経 138度14分46秒	1	1142	3746	アスコン	NW/SW	フナックパートロックス株式会社 0266-79-5650	諏訪広域消防本部 0266-21-1190		
77	霧ヶ峰滑空場	諏訪市霧ヶ峰高原ゲーロ原	北緯 35度05分36秒 東経 138度09分43秒	8	1678	5504	芝 アスコン	E/W	諏訪市グライダー協会 080-5143-2434	諏訪広域消防本部 0266-21-1190		
78	飯田運動公園	飯田市三日市場1986	北緯 35度29分01秒 東経 137度48分04秒	2	537	1761	コンクリ	N/SW	飯田市長 0265-22-4511	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
79	遠山防災ヘリポート	飯田市 南信濃木沢292-20	北緯 35度21分19秒 東経 137度57分20秒	1	504	1653	コンクリ	N/E	飯田市長 0265-22-4511	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
80	南信濃ヘリポート	飯田市 南信濃八重河内204-1	北緯 35度18分59秒 東経 137度56分25秒	1	389	1276	アスコン	NE/SW	飯田建設事務所長 0265-23-1111	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
81	新野ヘリポート	下伊那郡阿南町 新野3728-173/3724-174	北緯 35度16分18秒 東経 137度44分30秒	1	918	3011	コンクリ	N/SW	阿南町長 0260-22-2141	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
82	大鹿ヘリポート	下伊那郡大鹿村 大河原354-1	北緯 35度34分42秒 東経 138度02分00秒	1	671	2201	アスコン	NW/S	大鹿村長 0265-39-2001	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
83	上の平ヘリポート	下伊那郡平谷村 472-1/474	北緯 35度19分21秒 東経 137度37分53秒	1	938	3077	アスコン	N/S	平谷村長 0265-48-2211	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
84	根羽村民グラウンド	根羽村田島	北緯 35度14分51秒 東経 137度35分18秒	1	632	2073	転圧	NE/W	根羽村長 0265-49-2111	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
85	売木村ヘリポート	下伊那郡売木村1988-1	北緯 35度15分36秒 東経 137度42分31秒	1	832	2729	コンクリ	N/W	売木村長 0260-28-2311	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
86	飯田市立病院	飯田市八幡町438	北緯 35度29分57秒 東経 137度50分15秒	1	478	1568	コンクリ	NE/SW	飯田市立病院長 0265-21-1255	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
87	阿南病院 (屋上ヘリポ ート)	下伊那郡阿南町 北條2009-1	北緯 35度20分00秒 東経 137度50分04秒	1	363	1191	コンクリ	ENE/WSW	阿南病院長 0260-22-2121	飯田広域消防本部 0265-23-0119		
88	松島ヘリポート	下伊那郡天龍村平岡878	北緯 35度16分36秒 東経 137度51分02秒	1	267	876	コンクリ	NE/S	天龍村長 0260-32-2001	飯田広域消防本部 0265-23-0119		

【備考：最大駐機数について】

- 1 ベル4 1 2を基準としているため、他機種の場合及び周辺構築物、駐車車両等により変動する。
- 2 昼間及び夜間の駐機可能機数であって、常時活動できる機数を示したものではない。
- 3 場外離着陸場申請区画における駐機可能数であり、周辺区画にも駐機できる場合等においては、県消防航空隊員等が現地で調整を行う。

※ No.24：白田総合運動公園多目的広場は、造土改修工事のため、当面の間使用不可能。
No.57：木曽病院は外壁工事のため、当面の間使用不可能。

資料08-12 災害時における緊急交通路の確保等の業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、長野県が社団法人長野県警備業協会に対し、災害時における緊急交通路の確保等の業務に関する協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 長野県知事(以下「甲」という。)は、長野県災害対策本部を設置する災害が発生し、長野県のみでは十分な応急措置を講ずることができない場合において必要があるときは、社団法人長野県警備業協会長(以下「乙」という。)に対し、長野県警察本部長(以下「警察本部長」という。)を通じ、災害時における緊急交通路の確保及び社会秩序の維持に関する業務並びに被災情報等の収集・連絡に関する協力を要請することができる。

(業務の提供等)

第3条 乙は、この協定に基づく業務の要請があった場合は、甲に対し、前条に規定する業務の提供及び協力を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請に基づき、乙が提供した緊急交通路の確保及び社会秩序の維持に係る業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

(費用請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、別途協議の上定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(災害補償)

第6条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害補償)

第7条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(訓練の実施)

第8条 乙は、災害時に円滑な業務が実施できるよう、平素から訓練等に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関する細目事項については、警察本部長と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年5月30日から適用する。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年5月30日

甲 長野県知事 吉村 午良
乙 社団法人長野県警備業協会長 中村 周一

資料 08-13 災害発生時における物資等の緊急輸送等に係る協定書

長野県（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の緊急輸送等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資等の緊急輸送等に関する要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲が必要と認めたときに乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は甲からの要請事項について、可能な限り協力するものとする。

- （1）物資等の緊急輸送
- （2）物資拠点の運営、物資の受入れ、在庫管理、荷役、仕分け、保管及び出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）
- （3）物流業務に必要となる資機材の提供
- （4）物流業務に必要となる人員の派遣（次号に規定する物流専門家等の派遣を除く。）
- （5）甲が指定する場所への物流専門家等の派遣
- （6）前各号に掲げる業務のほか、甲が必要と認める業務

（協力要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書（別記第1号様式（1））により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

2 前条第1号の要請においては、甲は乙に対し次の事項を明らかにした文書（別記第1号様式（1）及び別記第1号様式（2））により行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

- （1）輸送物資の所在地（積込み場所）
- （2）輸送物資の内容及び数量
- （3）輸送先（荷卸し場所）
- （4）物資を輸送する日時
- （5）荷送人（現地担当者）

- (6) 荷受人（現地担当者）
- (7) 道路状況その他必要な事項

（措置状況等の報告）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

（要請業務の完了報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請のあった業務（以下「要請業務」という。）を完了したときは、速やかに甲に対し文書（別記第2号様式）で当該要請業務の実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条の要請により、物資等の緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、緊急輸送等に要した費用（運賃・料金及び実費負担額（有料道路通行料及び駐車場使用料等の費用をいう。））については、災害発生時における地域事業者の届出運賃・料金を基準とする。
- 4 第1項の費用のうち、人員の派遣に係る職員の賃金等の雇用費は、派遣元地域における災害発生時等の直前の通常雇用費を基準とする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、要請業務の完了後、当該要請業務に要した費用について、乙又は運送事業者の請求書（別記第3号様式（1）又は別記第3号様式（2））をとりまとめ、これに文書（別記第4号様式）を添えて甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に対し請求額を支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙の車両の故障その他の事由により要請業務を中断したときは、乙は、速やかに当該車両の交換その他必要な措置を講じて、当該要請業務を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙は、要請業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに当該事故等の状況を文書（別記第5号様式）で報告するものとする。

(第三者に対する損害賠償責任)

第9条 甲は、要請業務の実施中に乙又は運送事業者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害の補償)

第10条 甲は、乙又は運送事業者の職員が要請業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第7条に規定する扶助金の例等、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 乙又は運送事業者の職員の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合
- (3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、乙又は運送事業者が締結した損害保険等の契約により給付を受けることができる場合
- (4) 当該負傷、疾病又は死亡につき、法令、条例等による補償がある場合

(連絡責任者等)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては長野県危機管理部危機管理防災課長、乙にあつては公益社団法人長野県トラック協会常勤役員とする。

2 甲及び乙は、連絡担当者を定め、連絡票(別記第6号様式)により相互に報告するものとする。

(平時からの連携協力)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じ、情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加し、平時から甲及び乙の連携体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定の定める事項に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、令和元年9月2日からその効力を有する。
- 2 平成9年12月25日付締結の協定は、この協定の締結をもって廃止する。

令和元年9月2日

甲 長野県
長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿部 守一

乙 公益社団法人 長野県トラック協会
長野市大字南長池710番地3

会長 小池 長

資料08-14 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、長野県（以下「甲」という。）と赤帽長野県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間で地震その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送の協力を要請し、相互に協力することにより住民生活の早期安定を図るため、必要な事項について定める。

(協力要請及び要請手続)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力要請することができる。ただし、緊急を要するときは口頭で要請しその後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由がない限りこれに協力し、物資の輸送を行うものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前2条の規定に基づき輸送業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭で甲に報告するものとし、その後、文書を送付するものとする。

- (1) 従事した車両等の名簿
- (2) 従事した日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃を基準に、甲と乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、広域的な応接体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協力により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、平成13年5月10日から適用する。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年 5 月10日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

田中康夫

乙 長野市大字平林387-1

赤帽長野県軽自動車運送協同組合代表理事

高木忠正

資料08-15 災害発生時における食料、生活必需品等の保管協力に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と長野県倉庫協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急支援物資の保管に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の保管について、甲が乙に倉庫による保管等の協力要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その必要な事項について定めるものとする。

（協力要請及び要請手続き）

第2条 甲は、物資を保管するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。ただし緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする保管倉庫の地域
- （3）応援を必要とする期間
- （4）主な保管品目及び数量
- （5）その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる事項の他、物資の保管管理を実施するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対して、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれに協力し、物資の保管又は物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。ただし緊急を要するときは口頭で報告し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）物資の保管を行う事業者名（必要とする保管倉庫の地域に倉庫事業者がないときはその旨）
- （2）保管倉庫の所在地、名称、面積
- （3）保管期間
- （4）保管品目及び数量
- （5）その他必要な事項

2 乙は第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- （1）派遣する者の所属及び氏名
- （2）派遣期間及び派遣場所
- （3）その他必要な事項

（入出庫手続）

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

（経費の負担）

第6条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した費用）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長野県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議のうえ決定する。

4 乙は前2項の協議を行うに当たりあらかじめ第4条第1項の事業者及び同条第2項の物流専門家の同意を得なければならない。

(経費の請求)

第7条 乙は、第2条第1項の事業者の物資の保管に要した費用及び同条第2項の物流専門家の派遣に係る費用を集計し、甲に対し一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等)

第9条 事故の発生等により第4条第1項の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(補償)

第10条 第2条の規定により応援に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害賠償保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、平成17年11月29日から平成18年3月31日までとする。

2 ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年11月29日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 田中康夫

乙 岡谷市郷田一丁目3番1号

長野県倉庫協会長 小宮山利治郎

資料08-16 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）は、長野県内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに都道府県等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- (3) 乙及び乙の支部並びに乙の組合員（以下「乙等」という。）が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 燃料調整に伴う情報連絡員の派遣

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の支部及び組合員に対し可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない、

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(市町村との協定)

第8条 甲及び乙は協力して、市町村と乙の支部との災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結を推進するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）」第4条第2項の規定に基づき定められる「中小企業者に関する国等の契約の方針」に沿って、市町村に対し、中小企業者の適切な評価とその積極的な活用について、配慮を要請するものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部、乙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(県民への周知)

第10条 甲及び乙は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について県民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年1月24日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

乙 長野市北条町25番地1

長野県石油商業組合

理事長 渡邊 一正